

第 2 編 一般災害対策編

第1部 災害予防

第1章 災害に強い体制づくり

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、災害に強い組織体制とまちづくりを進め、災害を未然に防ぐ防止対策や災害が発生した場合の避難・誘導體制づくり及び緊急輸送・生活必需品の備蓄を進めることで、防災力を向上させるとともに防災知識の啓発や要配慮者の安全確保を図るものとする。

第1節 防災組織の整備

1 市の防災組織

(1) 二本松市防災会議

ア 目的及び根拠

市は、災害対策基本法第16条の規定により防災会議を設置し、地域防災計画に基づき、計画の具体的な実践と防災対策の推進を図るとともに、県及び防災関係機関との協力体制の整備を図る。

イ 所掌事務

- (ア) 地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (イ) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (ウ) 上記に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (エ) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条の水防計画について調査審議すること。
- (オ) 二本松市阿武隈川出水災害危険区域に関する条例（平成17年二本松市条例第154号）に基づく災害危険区域について調査審議すること。
- (カ) 上記に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

ウ 組織

- | | |
|-------------|--------------------|
| (ア) 会長（1名） | 二本松市長 |
| (イ) 委員（29名） | 指定地方公共機関の職員、学識経験者等 |
| (ウ) 事務局 | 市民部生活環境課生活防災係 |

2 県の防災組織

(1) 福島県防災会議

ア 目的及び根拠

県は、災害対策基本法第14条の規定により防災会議を設置し、県地域防災計画に基づき、計画の具体的な実践と防災対策の推進を図るとともに、市町村及び防災関係機関との協力体制の整備を図る。

イ 所掌事務

- (ア) 地域防災計画の作成及びその実施を推進すること。
- (イ) 知事の諮問に応じて地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (ウ) 前項に規定する重要事項に関し、知事に意見を述べること。
- (エ) 県の地域にかかる災害が発生した場合、当該災害に係る災害復旧に関し、県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- (オ) 上記に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

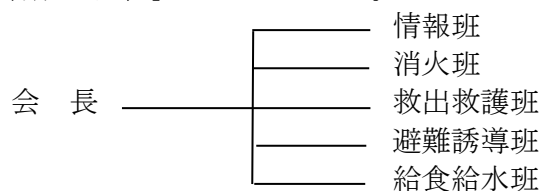
ウ 組織

- | | |
|--------|-------------|
| (ア) 会長 | 福島県知事 |
| (イ) 委員 | 指定地方公共機関の長等 |

- (ウ) 専門部会 委員の中から指名する者、専門委員
- (エ) 幹事 委員の属する機関等の職員
- (2) 福島県水防本部
 - ア 目的及び根拠
県は、水防法第7条に基づき設置し、河川の洪水等による水災と防御及び、これによる被害を軽減し、公共の安全を保持する。
 - イ 所掌事務
河川の洪水等による水災を警戒し、防御するとともに、これによる被害を軽減し、公共の安全を保持すること。
 - ウ 組織
 - (ア) 水防本部 福島県河川港湾班
 - (イ) 地方水防本部 福島県建設部・土木部・港湾建設・ダム管理事務所
 - エ 県災害対策本部が設置された場合
県水防本部は、災害対策本部の組織に入り、水防事務を処理する。

3 自主防災組織

- (1) 設置の目的
災害対策基本法第5条の規定に基づき、地域住民が自ら防災活動の推進を図るため、行政区、町内会、自治会等を単位として設置するものであり、市は、その組織の充実を図る。
- (2) 組織編成
自主防災組織の編成は、それぞれの規約で定めるところによるが、例示をすると次のとおりである。なお、具体的な編成基準及び活動基準は、「第7章第2節自主防災組織の育成・強化」のとおりである。



4 防災関係機関の防災組織

市の区域を所管し又は県内にある防災関係機関は、災害対策基本法第47条の規定に基づき、市地域防災計画及び防災業務計画等の円滑な実施のため、防災組織の充実を図る。

5 その他の防災組織

不特定多数の者を収容する施設、危険物施設等の施設の管理者は、消防法等に基づき、その施設の用途、規模に応じた自衛防災組織の整備、充実を図る。

6 企業防災の促進

(1) 企業防災の重要性

企業の事業継続・早期再建は住民の生活再建や復興にも大きな影響を与えるため、企業活動の早期復旧にも迅速さが求められる。しかしながら、大規模災害においては、従来の国・地方公共団体を中心とした防災対策だけでなく国全体として災害に備える必要があり、自助・共助・公助の理念に基づき、企業も防災の担い手としての取り組みが極めて重要となる。

大規模災害時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期の復旧を可能とする予防対策を推進する必要がある、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守る

とともに、企業にとって中核となる事業の継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（BCP 計画）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

（2）企業防災の促進

市は県及び商工会議所等と協力し、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、事業継続計画（BCP 計画）の策定及び更新等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

第2節 地区防災拠点の整備

地区防災拠点は、市の地域が交通や通信手段等の混乱等不測の事態により、一時的に孤立状態に陥るような場合において、必要不可欠な災害対策を行うための市の現場活動拠点とする。

これが拠点として、各支所・住民センターに防災機能を充実すべく順次整備する。

名 称	住 所	電話番号	移動系防災行政無線 (I P 無線機No.)
二本松住民センター	亀谷 1-5-1	23-4121	10
塩沢住民センター	塩沢町 1-238-1	22-1263	11
岳下住民センター	三保内 72-1	22-0306	12
杉田住民センター	西町 223-1	22-1264	13
石井住民センター	平石町 365-1	23-1262	14
大平住民センター	太子堂 282	22-1265	15
安達支所	油井字濡石 1-2	23-1221	16
渋川住民センター	渋川字上払川 96-1	53-2001	19
上川崎住民センター	上川崎字宮ノ脇 7-3	52-2001	20
下川崎住民センター	下川崎字大中地 66	61-5335	21
岩代支所	小浜字北月山 27	55-2111	22
旭住民センター	百目木字向町 126	56-2111	26
新殿住民センター	西新殿字西 1	57-2111	25
東和支所	針道字蔵下 22	46-2111	27
東和文化センター	針道字上台 132	46-4111	118
太田住民センター	太田字塚田 47-1	47-3150	31
木幡住民センター	木幡字呟内 65	46-2151	30
戸沢住民センター	戸沢字下田 100	46-2710	32

第3節 情報通信体制の整備

災害時に、災害情報システムが十分機能し、活用できる状態を保つため、県、市及び防災関係機関は、防災情報通信網を整備するとともに、併せて整備の安全対策を講じるものとする。

1 市の防災情報通信体制

防災通信を高度化するため、令和2年度までにデジタル式防災行政無線の整備を完了した。今後は停電時の電源確保のため、非常用電源設備の整備を促進する。

(1) 移動系

移動局間の市専用無線通信設備であり、被害情報の提供及び収集並びに行政事務連絡用として現在運用している。

なお、消防団内の運用にはデジタル簡易無線機（登録局）を、避難所となりえる公共施設にはIP無線機（民間携帯基地局の電波を利用）を中心に配備し、市独自の基地局（中継局）を不要とすることで導入及びランニングコストを下げつつ、それぞれの役割で最大限有効活用できる無線機を配備した。

(2) 同報系

280MHz帯周波数を利用した、戸別受信機である「防災ラジオ」を市内の避難行動要支援者名簿登録世帯等には無料で積極的に貸与し、さらに希望世帯及び希望事業所等に貸与した。また、屋外放送設備である「屋外スピーカー」を市内全域で整備完了しており、地域住民へ災害情報の提供、被害情報の収集及び行政事務連絡等を伝達している。

今後はその有効利用と適正な運用管理が求められる。

(3) ファクシミリ通信

ア 概要

有線通信網の発達に伴い、より有効的な利用を図る。

イ 整備計画

現在使用している機器・機能のほか、防災関係施設に機器を配備する。

＊ 資料編 資料14参照

(4) 発達する情報通信網の活用

ア 概要

携帯電話（スマートフォン）・インターネット・SNS等、発達進化する情報通信網を活用した情報提供収集に努め、これらの整備を進める。

イ 緊急速報メール（エリアメール）

携帯電話については緊急速報メールサービスを利用し、受信時にはポップアップ表示（配信内容の自動表示）や専用の着信音で速報を行う。

- ・避難に関する情報（高齢者等避難開始、避難指示等）
- ・警戒区域情報
- ・噴火警報等
- ・指定河川洪水警報
- ・土砂災害警戒情報
- ・国民保護に関する情報

2 福島県総合情報通信ネットワークシステム

平成10年4月から運用を開始しているが、数回の更新を経て、衛星系と地上系による通信の多重ルート化、通信設備・電源装置の二重化、パソコン端末への気象情報配信及び機動的な情報収集活動を行うための衛星可搬局・衛星携帯電話の導入、地上系の画像伝送システムの整備、有線（光）通信網の利用による双方向の映像伝送など、防災通信機能が一段と拡充・強化されている。

平常時においても、県、市町村、防災関係機関との連絡通信回線として活用できる。

特に、Lアラートとの連携により、市町村側で入力した避難所開設情報などが、NHK防災情報等と連動するなど、その果たす役割は大きくなっている。

3 震度情報ネットワークシステム

(1) 事業の目的

大規模地震による被害状況を早期に把握するためには、各地の震度が重要な情報となる。特に、防災機関の初動体制は、震度情報が大きな判断基準となっていることから、防災機関の初動体制を迅速かつ的確に実施するためには、地震発生直後に素早く各地の震度を把握することが必要となる。

このため、県では、各市町村に計測震度計網を配備し、ネットワーク化することにより、そこから得られた震度情報に基づき、市町村別の被害推定、職員の非常参集、県内応援体制の検討、県内防災機関への情報伝達等を行うとともに、各種応急対策、県内応援体制の検討、県外都道府県及び自衛隊への応援要請等の検討を行うものとする。

また、各市町村（消防署を含む。）においては、震度情報を活用することにより、被害の推定、職員の非常参集、地域住民への広報、応援要請等の対応方針の検討等の各種応急対策を実施することができる。

(2) 施策の概要

ア 消防庁事業

各都道府県から送られてくる震度情報により、迅速な広域応援体制の確立を行っており、そのため、消防庁に受信装置を整備する。

イ 県事業

全市町村に計測震度計等を配置し、そこから得られた震度情報に基づき、市町村別の被害推定、職員の非常参集、県内防災関係機関への情報の伝達等を行うとともに、各種応急対策、県内応援体制の検討、県外都道府県及び自衛隊への応援要請等の検討を行う。

(3) 設置場所

以下の4箇所を設置している。

No.	計測震度計設置場所	システム設置箇所
1	金色403-1 (二本松市役所本庁敷地内)	本庁 市民部生活環境課内
2	油井字濡石1-2 (二本松市役所安達支所敷地内)	安達支所 地域振興課内
3	小浜字北月山27 (二本松市役所岩代支所敷地内)	岩代支所 地域振興課内
4	針道字蔵下22 (二本松市役所東和支所敷地内)	東和支所 地域振興課内

4 全国強震観測網（K-NET）

(1) 概要

旧科学技術庁と防災科学技術研究所において、様々な分野で強震記録を有効利用できるように、約20kmの間隔で全国1,000箇所以上強震計を設置し、あらゆる地域で活用できるように、強震記録をインターネット発信するシステムである。

(2) 設置場所

強震計設置場所 …郭内2-22（郭内グラウンド駐車場）

5 GEONET（GNSS連続観測システム）

(1) 概要

国土地理院では、全国約 1,300 箇所に設置された電子基準点と G E O N E T 中央局（茨城県つくば市）からなる、高密度かつ高精度な測量網の構築と、広域の地殻変動の監視を目的としたシステムを整備している。

(2) 設置場所

観測局設置場所 …上葉木坂 3 - 2（あだたら高原野営場内）

6 川の防災情報、川の水位情報

市は、雨量情報・雪情報・水位情報・気象情報等を、国土交通省が提供する市町村向け「川の防災情報」「川の水位情報」により、即時に入手し活用している。

＊ 資料編 資料 1 7 参照

7 水位観測所と水防活動に用いる基準水位

河 川 名	量水標の名称	量水標の位置	水 防 団 待機水位	氾 濫 注意水位	避 難 判断水位	氾 濫 危険水位
阿武隈川	二本松水位	安達ヶ原四丁目	5. 5 0 m	6. 5 0 m	10. 10m	10. 40m
杉 田 川	杉 田 水 位	中 江	1. 6 0 m	2. 3 5 m	2. 6 0 m	2. 7 5 m
油 井 川	油 井 水 位	油 井	1. 0 0 m	1. 4 0 m	1. 8 0 m	2. 3 0 m
原 瀬 川	原瀬川上流水位	岳温泉四丁目	—	—	—	—
原 瀬 川	舘野量水標	舘野四丁目	0. 6 0 m	1. 5 0 m	—	—
移 川	移 川 水 位	下 長 折	—	—	—	—
口 太 川	西谷雨量水位	太 田	1. 1 0 m	1. 7 0 m	—	—

※原瀬川上流水位及び舘野量水標の管理者は二本松市、二本松水位及び移川水位の管理者は福島河川国道事務所、その他の量水標の管理者は二本松土木事務所

8 雨量観測所

管 理 機 関	観 測 所 名	所 在 地	雨量計の別
福 島 県	二本松土木事務所	金色 424-1	テレメーター
	西 谷 雨 量 水 位	太田字蛇湊 45	テレメーター
	薬 師 岳 雨 量	永田字長坂国有林 12 林班イ小班	テレメーター
二 本 松 市	二本松市役所安達支所	油井字濡石 1-2	自記
	二本松市役所岩代支所	小浜字北月山 27	自記
	二本松市役所東和支所	針道字蔵下 22	自記
岳ダム管理事務所	岳スキー場管理事務所	永田字長坂国有林班へ小班	自記
	岳ダム雨雪量観測所	岳温泉 2-5-2	テレメーター
山ノ入ダム管理事務所	山ノ入ダム雨雪量観測所	渋川字八王子 15-10	テレメーター
安達地方広域行政組合	安達地方広域行政組合消防本部	大壇 27	自記
気 象 庁	二本松地域気象観測所	金色久保 233-1	テレメーター
国 土 交 通 省	二 本 松 観 測 所	安達ヶ原 4-135	テレメーター
	岳 観 測 所	岳温泉 1-197	テレメーター
	百 目 木 観 測 所	百目木字向町 62	テレメーター

9 無線施設等の利用

公的無線施設の運用のほか、民有無線施設等の利用についても積極的に活用する。

＊ 資料編 資料 1 2 参照

＊ 資料編 資料 1 3 参照

第2章 災害に強いまちづくり

第1節 市街地の再開発

1 市街地再開発の推進

木造家屋が密集している市街地において、被害を最小限に防止するため、建築物の耐震化・不燃化の促進、都市公園の整備・保全による防災空間の確保、計画的な街路整備による避難及び輸送路の確保、既成市街地の再開発、土地利用の適正化等に取り組み、災害に強い安全なまちづくりを積極的に推進する。

2 都市防災空間の確保・整備

市街地における火災の延焼等を未然に防止するため、道路、鉄道、河川を延焼遮断帯として整備し、機能を強化充実する。

また、整備にあたっては、単に防災上だけでなく「都市機能の利便性」、「歴史と詩情豊かなまちづくり」を考慮し、河川、鉄道等の線的施設と、公園、緑地等の面的施設とを結ぶネットワーク機能の強化を十分考慮しながら総合的に進める。

(1) オープンスペースの確保

災害時に、住民の避難場所、物資の輸送拠点、応援部隊の活動拠点、資材置場、仮設住宅の建設用地、がれきの仮置場等に活用できる公園、グラウンド、河川敷、農地等のオープンスペースについて、定期的に調査を実施し、その把握に努める。

(2) 都市公園等の整備

都市公園等は、都市における緑とオープンスペースの中核として、自然とのふれあい、活力ある長寿・福祉社会の形成、コミュニティの醸成、スポーツ・レクリエーション活動等、住民の多様なニーズに対応する都市生活の根幹的施設であると同時に、大規模な災害の発生時には、延焼防止、避難場所あるいは救援活動の拠点として防災上重要な役割を担っていることから、計画的に整備拡大を図り、防災効果を発揮する防災空間の確保に努める。

(3) 都市計画道路の整備

都市の基本的施設の一つである道路は人が歩き、車が走るためばかりではなく、コミュニティの形成等、市民生活のあらゆる面で利用されていると同時に、災害時には、避難路や救援路さらには防火帯の役目を果たすなど重要な役割を果たしていることから、災害時の避難路のネットワーク化とともに、緊急支援物資の輸送、救急、消防等に緊急活動に効果を発揮する幹線道路ネットワークの計画的な整備を推進する。整備にあたっては、十分な道路幅員の確保、電線類の地中化、緑化等により、災害に強い構造とするとともに、複数の経路でどの地域にもアクセスできるネットワーク化を図る。

3 要配慮者に対する公共施設の整備

安全で住みよいまちづくりを推進するため、災害時における避難を容易にすることを目的に公共施設において、スロープや手摺り、バリアフリートイレの設置など都市防災施設の環境整備に努める。

第2節 道路・河川・橋梁の整備

主要幹線道路（国・県道）、幹線市道及び生活道路のそれぞれの役割分担を明確にした道路網の整備と防災機能の確保を体系的に進めるとともに、公園、緑地、避難所となる学校、市役所、その他の公共施設を道路で結ぶネットワーク化を図る。橋梁について

は、橋梁長寿命化修繕計画により適切な維持管理に努める。

また、道路の整備や橋梁の架け替えにあたっては、要配慮者等を考慮したバリアフリー化に努める。

第3節 建築物の不燃化の促進

都市計画法、建築基準法その他の法令に基づき、地域の特性を生かした整備手法を適用し、建築物の耐震不燃化を推進し、「燃えにくく、地震に強いまちづくり」に努める。

特に、多くの児童・生徒等を収容する学校建築物等の耐震診断及び不特定多数の者が集う施設について指導強化を図るものとする。

第4節 文化財災害予防対策

1 文化財保護思想の普及啓発

市民の文化財に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、市教育委員会は、文化財保護強調週間（11月1日～7日）及び文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じて、市民の防火・防災意識の高揚を図るものとする。

2 防災設備等の整備強化

文化財所有者・管理者等は、火災報知設備、非常警報設備、防火壁、消火栓、防火用水及び避雷設備等の防災設備の整備に努めるとともに、定期的な保守点検を実施するものとする。

3 火災予防体制の強化

文化財所有者・管理者等は、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚火、禁煙区域の設定等の防火措置を徹底するとともに、非常の際の迅速な連絡通報体制の整備に努めるものとする。

4 予防査察の徹底

市教育委員会は、消防署と連携を図り、文化財施設について定期的に予防査察を実施し、文化財所有者・管理者等に対し改善点を指導するとともに、防火管理体制の徹底を期するものとする。

5 訓練の実施

市教育委員会、消防署及び文化財所有者・管理者は、相互に協力し、火災発生時等における消火活動の円滑な対応を図るため、防火訓練あるいは図上訓練を随時実施するものとする。

第5節 ライフライン施設の安全化

1 電力施設

(1) 防災体制の確立

電力会社は、災害の発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、本店、本社及び事業所に災害対策組織を整備し、防災体制を確立しておくとともに、その組織の運営方法及び関係機関との連携・協調の体制についても定めておくものとする。

(2) 災害予防対策

ア 風害対策

風害については、各設備とも計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は補強等

により対処するものとする。

イ 雪害対策

(ア) 雪崩防護柵の取り付け、機器の防雪カバー取り付け、ヒーターの取り付け、水中ケーブルの採用、スノージャム流入防止対策等を実施する。

(イ) 鉄塔には、耐雪設計を採用し、電線は離着雪化と電線接触防止の相間スペーサー取り付けを行うものとする。

また、降雪期前に樹木の伐採を行うとともに、気象通報等により雪害が予想される場合は、系統切り替えにより災害の防止又は拡大防止に努めるものとする。

ウ 雷害対策

(ア) 架空地線の設置、防絡装置の取り付け、接地抵抗の低減を行うとともに、電力線の溶断防止のため、クランプの圧縮化、アーマロッドの取り付け等を行うものとする。

また、気象通報等により雷害が予想される場合は、系統切り替えにより災害の防止または拡大防止に努めるものとする。

(イ) 避雷器を設置するとともに、必要に応じ耐雷遮蔽を行うものとする。

また、重要系統の保護継電装置を強化するものとする。

(ウ) 襲雷頻度の高い地域においては、避雷器、架空地線等の取り付けにより対処するものとする。

エ 水害対策

(ア) 水力発電設備

過去に発生した水害による被害の状況、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器の嵩上げ、ダム通信確保のための設備の設置及び建物の密閉化（窓の密閉化とケーブルダクトの閉鎖等）等を実施するものとする。特に、洪水に対する被害防止に重点を置き、次の箇所について点検、整備を実施するものとする。

- ・ ダム、取水口の諸設備及び調整池、貯水池の上・下流護岸
- ・ 導水路と溪流との交叉地点及びその周辺地形との関係
- ・ 護岸、水制工、土留壁、橋梁
- ・ 土捨場、巡視路
- ・ 水位計

(イ) 送電設備

- ・ 架空電線路

土砂崩れ、洗掘などが起こるおそれのある箇所のルート変更又は擁壁や石積みによる補強等を実施するものとする。

- ・ 地中電線路

ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施するものとする。

(ウ) 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面の嵩上げ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブルダクトの密閉化等を行うが、建物の構造上、これらの防水対策の不可能な箇所では屋内機器の嵩上げを実施するものとする。

また、屋外機器は基本的に嵩上げを行うものとするが、嵩上げ困難なものは、防水耐水構造化、または防水壁等を組み合わせて対処するものとする。

(3) 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検ならびに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか漏電等

により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

(4) 災害対策用資機材の確保

本店、本社および事業所は、災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

(5) 災害対策用資機材等の輸送

本店、本社および事業所は、災害用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

(6) 防災教育・防災訓練の実施

ア 本店、本社および事業所は、社員に対し、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会の開催、社内報への関連記事掲載等防災意識の高揚に努める。

イ 本店、本社および事業所は、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。

また、国および地方自治体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

2 ガス施設

(1) 防災体制の確立

LPガス供給事業所は、災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に対処するため、初動措置段階における組織として、災害対策に関する規程及び保安規程に基づく体制を整備し、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

(2) 災害予防対策

ア 台風等風水害の応急対策にかかる措置を円滑に実施することによって、二次災害の防止や供給停止の早期復旧を図るための防災計画を策定し、これらを段階的に推進していくものとする。

イ 容器の転落・転倒防止については、省令に基づく措置を講ずることはもちろんのこと、適切な鎖掛け等を実施し、定期点検を行うものとする。特に、積雪地帯においては、屋根からの落雪で壊れないような措置を施すとともに、除雪時においてもガス施設に損傷を与えないよう注意すること。

ウ マイコンメーターは、災害防止に効果があることから、未設置箇所に早急に設置することはもちろんのこと、耐震自動ガス遮断機能搭載のS型マイコンメーターや集中監視システム等の導入を図り、より高度な保安を実現するものとする。

エ 容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止機器等の設置を図るものとする。

なお、設置にあたっては、災害発生時において、容器のバルブ閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行う配慮をすること。

(3) 情報収集のための無線等通信設備の整備

災害発生直後の供給区域内の被害情報の収集や緊急措置の実施のための連絡等を、迅速かつ的確に行うための情報通信設備を整備しておくものとする。

(4) 防災資機材の管理等

防災資機材及び常備品を備え、定期的に数量を確認するとともに、使用可能な状態に管理しておくものとする。

ただし、自社において確保が困難な場合は、関係団体等から調達ルートを確立しておくものとする。

(5) 復旧計画の策定

円滑かつ効率的な復旧作業を行うため、一般社団法人L Pガス協会等が設置する現地対策本部と事前に協議し、復旧計画を定めておくものとする。

なお、計画策定にあたっては、原則として人命にかかわる箇所、官公署、報道機関、避難場所等の優先順位を考慮して策定するものとする。

(6) 防災訓練の実施

災害発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、行政機関の防災計画との関連も考慮して、災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に則した訓練を実施するものとする。

(7) 防災関係機関との相互協力

市街地等において、ガス漏れ等による爆発事故等が発生した場合、適切に対応できるよう、防災関係機関と日頃から責任分担を明確にしておくとともに、必要な相互協力ができるよう協議しておくものとする。

3 水道施設（岩代・東和簡易水道事業を含む）

(1) 防災体制の確立

市は、災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に対処するため、指定給水装置工事事業者の協力を得て、災害対策組織等を確立し、応急飲料水等の確保を行うとともに円滑な給水を実施し、市民への給水に万全を期すものとする。

(2) 災害予防対策

ア 取水・導水・送水・配水施設等

災害による被害を最小限に止めるため、定期的に施設の保守、点検を行い、常に正常な状態にしておくとともに、維持管理には万全を期すものとする。

イ 給水施設

原則として、所有者（使用者）の管理となることから、通常の維持管理についての広報を行うとともに、必要に応じ、布設替え等の指導を行うものとする。

ウ 緊急給水水源として、高平配水場、山ノ入浄水場及び岩代・東和簡易水道の整備を行う。

エ 基幹施設の分散や系統多重化により補完機能を強化するとともに、配水系統のブロック化により、風水害等による被害の軽減を図るものとする。

オ 施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の電気機械設備についても、風水害等に対する安全性の確保を図るものとする。

カ 浄水場の整備を行う。

キ 給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等の整備に努める。

ク 給水車の活用を図る。

ケ 非常災害用浄水装置の導入について検討する。

* 資料編 資料4 6 参照

* 資料編 資料4 7 参照

(3) 防災資機材の管理等

市上下水道課及び指定給水装置工事事業者において、災害時に必要な資機材を確

保し、そのリストを作成し、いつでも対応可能な状態に点検、整備しておくものとする。

(4) 復旧計画の策定

円滑かつ効率的な復旧作業を行うため、指定給水装置工事事業者に協力を依頼し、災害時における復旧のための組織及び体制づくりを行い、具体的な行動計画を策定するものとする。

(5) 相互応援体制の整備

被災した地域への応急復旧活動支援のため、日本水道協会福島県支部が策定した「災害相互援助協定」に基づき、迅速かつ的確に活動できるよう組織及び体制づくりを行い、または二本松市と二本松管工事組合との地震等災害時の応急給水及び復旧工事に関する協定終結に基づき、相互協力するものとする。

また、市は、応急復旧作業を迅速に進めるための人員確保のため、隣接水道事業者等と応急復旧等の応援活動に関する協定を締結する等、相互応援体制の整備を図るものとする。

＊ 資料編 資料6 2 参照

第6節 危険施設の保安対策

1 火薬類施設

(1) 防災体制の確立

製造業者、販売業者及び消費者は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

(2) 災害予防対策

ア 製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所の構造物は、火災等による爆発等防止及び盗難防止を図るため、火薬類取締法に基づく管理を徹底するものとする。

また、火薬庫については、火薬庫定期自主検査指針に基づき、定期的に自主検査を行うものとする。

イ 製造所等の消火設備は、常に良好な状態に維持するものとする。

ウ 火薬類取扱保安責任者及び従事者に対し、再教育講習、保安教育講習を受講させ、災害防止及び盗難防止の徹底を図るものとする。

エ 関係事業者は、保安教育計画に基づく保安教育を実施し、保安の促進を図るものとする。

(3) 防災資機材等の整備

災害防止作業に必要な防災資機材等を常に使用可能な状態とするための整備、点検を行うものとする。

(4) 防災訓練の実施

災害発生後に迅速かつ的確に防災活動が行えるよう、できる限り実践に即した訓練を行うものとする。

(5) 関係事業者の自主保安体制

ア 施設等の定期自主検査の確実な実施及び適正な維持について、指導するものとする。

イ 災害予防週間における保安教育等の確実な実施及び適正な維持について指導するものとする。

2 高圧ガス施設

(1) 防災体制の確立

高圧ガス製造事業者等は、災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に対処するため、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

(2) 災害予防対策

ア 過去の風水害等による被害想定を行い、設備等の強化を段階的に実施するものとする。

イ 保安統括者及び製造保安係員等に対し、保安教育講習を実施し、災害防止の徹底を図るものとする。

(3) 防災資機材等の整備

復旧作業に必要な防災資機材等を整備しておくものとする。ただし、自社による整備が困難な場合は、関係団体等からの調達ルートを確立しておくものとする。

(4) 防災訓練の実施

災害発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、行政機関の防災計画との関連も考慮して、災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に即した訓練を実施するものとする。

(5) 関係事業者及び関係団体への自主保安体制の推進

ア 高圧ガス施設の定期自主検査の確実な実施及び適正な維持について指導するものとする。

イ 福島県高圧ガス地域防災協議会、一般社団法人福島県LPGガス協会、福島県一般高圧ガス協会、福島県冷凍設備保安協会及び一般社団法人福島県冷空調設備工業会の育成並びに自主保安体制の促進を図るため、積極的な支援を行うものとする。

ウ 災害予防週間における保安教育等の確実な実施及び各種教育訓練の実施について指導するものとする。

エ 災害予測段階での体制の確立及び災害発生時における対応マニュアル等の整備について指導するものとする。

3 毒物・劇物施設

(1) 防災体制の確立

毒物劇物取扱事業者は、水害等の災害発生に伴う毒物劇物の製造、販売、貯蔵等の取扱施設からの飛散、漏れ、しみ出し、流出又は地下にしみ込むことによる二次災害に備え、毒物劇物危害防止規程に基づく組織体制及び緊急連絡等情報網並びに初動措置として実施すべき事項について、整備するものとする。

(2) 災害予防対策

ア 毒物劇物取扱事業者は、製造、販売、貯蔵等の取扱施設が毒物劇物取締法に規定する技術上の基準に適合し、維持されているかについての定期自主検査を徹底するものとする。

また、運送においては、交通事故等に十分注意し、法に規定する運搬の基準を遵守するものとする。

- イ 防火消火設備は、常に良好な状態に維持するものとする。
 - ウ 毒物劇物取扱事業者の取扱責任者や保安責任者等は、事業所従事者に対し、災害時危害防止対策や防災体制等についての災害予防教育を実施し、災害防止の徹底を図るものとする。
- (3) 防災資機材等の整備
毒物劇物取扱事業者は、取り扱う毒物・劇物に対する保護具、中和剤等防災資機材の整備及び点検を行い、常に良好な状態に維持するものとする。
- (4) 防災訓練の実施
毒物劇物取扱事業者は、災害発生時に迅速かつ的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した防災訓練を行うものとする。
- (5) 関係事業者及び関係団体への自主保安体制の推進
ア 法に基づく製造、貯蔵、取扱、運送現場に対する立入検査を強化するとともに、法や基準の遵守及び定期自主検査の徹底を指導するものとする。
イ 予防教育の徹底を図るため、毒物劇物取扱事業者の取扱責任者や保安責任者等に対し、災害時危害防止対策や防災体制等についての災害予防講習を実施し、災害防止の徹底を図るものとする。

4 猛獣対策

- (1) 防災体制の確立
猛獣取扱事業者及び一般市民のうち、猛獣をペットとして飼育している者（猛獣飼育者）は、災害発生に伴う猛獣の取扱施設からの脱出等による危機に備え、県及び事業者が策定する計画に基づく組織体制及び緊急連絡等情報網並びに初動措置として実施すべき事項について、整備するものとする。
- (2) 災害予防対策
ア 猛獣取扱事業者及び猛獣飼育者は、取扱施設が「動物の愛護及び管理に関する法律」等で定める基準に適合し、維持されているかについての定期自主検査を徹底するものとする。
また、運送においては、交通事故等に十分注意し、法に規定する運搬の基準を遵守するものとする。
イ 防護柵設備等は、常に良好な状態に維持するものとする。
ウ 猛獣取扱事業者の取扱責任者や保安責任者等は、事業所従業者に対し、災害時危害防止対策や防災体制等についての災害予防教育を実施し、災害防止の徹底を図るものとする。
- (3) 防災資機材等の整備
猛獣取扱事業者及び猛獣飼育者は、猛獣に対する安全保護具、危険表示等の防災資機材の整備及び点検を行い、常に良好な状態に維持するものとする。
- (4) 猛獣脱出等の措置
ア 県及び市は、二本松警察署及び福島県猟友会等の関係機関と連携を図り、住民に危害を及ぼすおそれがある場合は、全体の協議のもとに銃殺等の措置を講ずるものとする。
イ 猛獣対策における関係機関、団体は、常に県内関連機関と連携し、非常時における応援体制を確立するものとする。

第7節 消防力の整備強化

1 消防署

(1) 消防署

安達地方広域行政組合消防本部は、自らが定める消防計画により、各種災害に備え、対応するものとする。

(2) 消防署組織体制

＊ 資料編 資料3 参照

(3) 消防機器の整備

安達地方広域行政組合北消防署は、消防自動車をはじめとする各種機器について、消防本部が定める消防車整備計画等により、毎年計画的に更新、整備するものとする。なお、更新、整備にあたっては、国庫補助、県単独の補助制度、緊急防災減災事業債等の活用を勘案しながら、性能向上の検討も含めて購入するものとする。

(4) 消防教育の計画

専門的・科学的な知識及び技術を備えた消防職員を養成するため、国・県等の行う教育訓練を受講させるほか、随時実地的な教育訓練を行うものとする。

ア 基礎訓練

イ 防御訓練

ウ 救急訓練

エ 救助訓練

オ 通信情報訓練

カ 総合訓練

2 消防団を中核とした地域防災力の充実強化

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年12月施行）」に基づき、住民の積極的な参加のもとに、地域防災力の充実強化を一層推進する。

(1) 消防団の強化等

地域防災力の強化は、市民、自主防災組織、消防団、行政、防災関係機関等の多様な主体が適切に役割分担をしながら相互に連携協力して取組むことが重要であるとの基本的認識に立ち、地域に密着し災害が発生した場合に即時に対応可能な消防団が、その中核的な役割を果たすことを踏まえ、市は、以下の取組みを進め消防団の強化推進を図る。

なお、少子高齢化による若者人口の減少や生活様式の変化による団員確保が困難な現状も課題であることから、二本松市消防団組織検討委員会等を設置するなどして、広く団員の意見を聞き入れながら検討作業も必要に応じて行っていく。

ア 消防団への加入促進

団員の高齢化及び職種の多様化に鑑み、自発的な奉仕の精神を前提に常時条例定数1,473名（うち基本団員1,313人、機能別団員160人）を確保するにあたって、市民、行政も協力、援助するとともに、次世代を担う若者等に対して、理解と協力を要請する。

イ 公務員の消防団入団の促進

公務員が消防団員として活動することは、地域防災の推進を図る上で地域住民から理解を得られやすくなるとともに、職員にとっても消防防災行政への一層の理解と公務員としての自覚促進につながるため、市は、業務との調整を図りながら入団促進にも努めるものとする。

ウ 事業者への協力要請

福島県内では、消防団員に占める被雇用者団員の割合が約8割を占めており、円滑な消防団活動を行うためには事業者の消防団活動に対する理解と協力が必要不可欠となっていることから、市は、事業者への積極的な働きかけを行うものとする。

エ 消防団協力事業所表示制度の運用

事業者の理解なしでは消防団活動が成り立たない現状において、事業者の消防団活動への理解と協力を得ることが重要であることから、市は、消防団活動に協力的な事業所を顕彰するため、消防団協力事業所表示制度の運用の推進を図るものとする。

オ 機能別団員の導入

消防団員の資格として、基本団員の他に消防団員経験者等による機能別団員を加えることとし、消防団活動の安定強化を図る。機能別団員の役割としては、基本団員のサポート的な業務を担うこととするが、大規模災害時等においては、基本団員と同様の活動に従事するものとする。

カ 消防団員の処遇改善

地方公共団体の非常勤特別職である消防団員には地方自治法上報酬を支払うこととされており、その報酬については消防組織法により市の条例で規定されている。市は、近隣市町村の状況を考慮の上、消防団員の処遇改善に努めるものとする。

(2) 地域における防災体制の強化

ア 消防団と連携した地域リーダーの養成

大規模災害が発生した場合は、消防、自衛隊、警察等による救助活動のほか、自主防災組織等において、消防機関による初動対応が行われるまでの間の初期消火や要配慮者の避難誘導等の役割が期待されており、これらの活動を行うため、市においては、教育訓練を受けた消防団（消防団員）と連携して、日頃の防災教育、防災訓練に加え、地域の防災リーダー養成のための取組みを推進する。

イ 自主防災組織等に対する資機材等の援助

市は、災害時に消防団と自主防災組織等が連携して活動するために必要となる救助・救護用資機材、初期消火用資機材の整備に取り組むものとする。

(3) 消防機器の整備

消防力の強化を図ることを主眼に、消防ポンプ自動車、四輪駆動普通積載車、四輪駆動軽積載車、小型動力ポンプ、その他消防機器の整備・更新を行うものとする。なお、整備にあたっては整備年次表等に基づき、消防団幹部会で運用協議を図り、より強靱な設備体制の確立を目指すこととする。各機器の更新年限は原則として次のとおりとする。

- ア 消防ポンプ自動車 …概ね20年
- イ 四輪駆動普通積載車…概ね20年
- ウ 四輪駆動軽積載車 …概ね20年
- エ 小型動力ポンプ …概ね20年

(4) 消防施設の整備

消防力の強化を図ることを主眼に、消防屯所の改築及び増築、あるいは統合の検討を行うものとする。なお、整備にあたっては原則として整備年次表等に基づき行うこととするが、その運用にあたっては、消防団幹部会において年次的に整備検討を加えるものとする。

(5) 消防水利の整備

消防力の強化を図ることを主眼に、消防水利基準に基づき、消火栓（地上式・地下式）、防火水槽（原則として40t級）、地域水利、プール、自然水利等の機能維持及び新設を重点的に行い、有事の際に有効利用が図られるよう日頃の点検にも配慮する。なお、整備にあたっては、地域の要望等を考慮し、消防団幹部会において年次的に整備検討を加えるものとする。

＊ 資料編 資料18参照

(6) 団員の教育

消防活動に必要な知識及び技術を備えた消防団員を養成するため、県等の行う教育訓練を受講させるほか、団においても随時訓練を行う。

ア 消防学校入校

イ 校外教育訓練

ウ 幹部・新入団員訓練

エ ポンプ操法訓練及びラッパ隊ドリル演奏訓練

オ 中継放水訓練

カ 検閲及び出初式の実施

3 広域応援体制の整備

消防本部において締結している「福島県広域消防相互応援協定」（平成9年12月26日締結）に基づき円滑な消防応援体制の充実を図るとともに、相互応援協定の適宜見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図るものとする。

4 救助体制の整備

消防署は、高性能の救助工作車や、高度救助用資機材を整備し、各種災害に対応できるよう訓練を充実する。

また、市は、自主防災組織における救助用資機材整備を支援し、かつ訓練を行うなど初期救助の体制整備を図る。

第3章 災害別予防対策

水害、火災、土砂災害及び雪害等の発生を未然に防止するとともに、災害の拡大を防止するための各種対策について定める。

第1節 水害予防対策

1 河川対策

(1) 現状

本市を流れる河川は、阿武隈川水系の一級をあわせて31河川、総延長が207.7kmである。

山間部を流れる河川では河道が狭隘な場所が多く、ゲリラ豪雨の際には急激な水位の上昇による溢水が発生しやすい。

また、近年の都市化の伸展に伴い、市街地を流れる河川の流域は、多くの人口や資産の集中が促進され、治水施設の整備水準の向上は、安全な社会基盤の整備を図る上で必要不可欠である。

(2) 対策計画

ア 大河川の整備

国及び県は、多くの中小河川が合流している阿武隈川の流域全体の治水安全度を高めるため、計画的に整備を進めている。

阿武隈川の本市流域は、住民の生命と財産を守るため、「平成の大改修」による築堤及び輪中堤による整備を完了している。今後の新たな整備については国・県と協議しながら計画的な整備が望まれる。

ソフト面における予防対策としては「二本松市阿武隈川出水災害危険区域に関する条例」を制定しており、その出水による危険が著しい区域については、建築基準法第39条の規定に基づく災害危険区域の指定及びその区域における、災害防止上必要な建築物の建築制限を引き続き行っていく。

なお、当条例第2条に基づく災害危険区域は資料編資料68を参照。

イ 中小河川の整備

人口の密集地域や宅地開発による市街化の著しい都市河川をはじめ、災害発生の危険度の高い中小河川について、大河川の整備との整合を図りつつ、効果的な整備について検討を進めるとともに、将来の土地利用計画を踏まえた河川の先行的整備に県と協議しながら検討していく。

また、支障木の撤去や、河床の浚渫など河川の適切な維持管理に努める。

ウ 洪水ハザードマップ等の運用

市は、水防法第14条及び第15条により、浸水想定区域に基づく洪水ハザードマップ（総合ハザードマップ）を作成しており、避難情報等の伝達経路、避難所等の避難措置について、地域住民への周知徹底を図っている。

また、主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする要配慮者が利用する施設や迅速な避難を確保する必要がある施設については、電話、ファクシミリで当該施設の利用者の洪水時の円滑な洪水予報等の伝達体制を確保すると共に、避難確保計画の作成と避難訓練の実施について支援及び確認を行う。

エ 田んぼダムの導入

下流へ流れ出す水の量を抑制する堰板や排水口を設置し、雨水を一時的に貯留して河川の水位の急上昇を抑えることができる田んぼダムの導入を検討する。

2 防災ダム対策

(1) 現状

近年、河川流域の急激な都市化及び地域開発の伸展に伴う、保水機能の低下により、水害の危険度が高まっているため、一定規模の洪水に対しダムで調節を行い、下流河川の水害を防止している。

本市には、農地等を洪水から守るために築造された防災ダムである岳ダムがあり、水害を防止している。その他、農業用水の安定供給のために県営かんがい排水事業（安達地区）として整備された山ノ入ダムがある。

(2) 対策計画

管理の適正を期すための施設の維持と管理体制の強化を図る。

また、台風等により大雨が予想される場合に下流の氾濫や浸水被害の軽減を図るため、大雨が降る時期に水位を下げておく「時期ごとの貯水位運用」を実施する。

なお、岳ダム及び山ノ入ダムにおいては、地震等の原因により万が一決壊した場合に想定される浸水想定区域、避難場所等を示した「ダムハザードマップ」を作成し、公表している。

＊ 資料編 資料20参照

3 下水道対策

(1) 現状

近年の急激な都市化の伸展と生活環境の多様化に伴い、阿武隈川をはじめとする公共用水域の水環境の保全と、水路等の水質の向上による快適な居住環境の確保が求められているため、さらなる整備促進が望まれている。

(2) 対策計画

健康で快適な生活環境の確保を図るため、下水道の整備を逐次計画的に進める。

県にあっては、現在「あだたら清流センター」（二本松・安達地域）、市では、「せせらぎセンター」（岳温泉地区・岩代地域）を稼動中であるが、将来的な汚水量の変化に応じ、施設の整備を進める。

市にあっては、人口が密集している区域の面整備を積極的に進めるとともに、供用開始区域については、水洗化の普及啓蒙を図り、水洗化率の向上に努める。

また、災害を予防するため、下水道施設の耐震化・耐水化を推進する。

公共下水道区域外においては、合併処理浄化槽の設置や、単独浄化槽及び汲取り便槽から合併浄化槽への転換を促し、生活排水処理の適正化を進める。

＊ 資料編 資料21参照

4 内水対策

(1) 現状

本市における阿武隈川堤防周辺において、令和元年東日本台風では、阿武隈川へ流れ込む支流・水路の樋門または樋管を閉じた際、その外側で内水の水位が上昇し、多数の家屋に浸水被害を生じた。

(2) 対策計画

内水対策として、安達ヶ原地内に可搬型の排水ポンプを出水期に設置し、必要に応じて稼働しているが、他の内水被害箇所も含め、小型排水ポンプを導入するなど、さらなる対策強化を図る。

5 ため池対策

(1) 現状

平成30年西日本豪雨や令和元年東日本台風により、全国で多くの農業用ため池

において決壊や損傷が発生したことを踏まえ、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池を、「防災重点農業用ため池」として、福島県が指定している。本市においては5つの防災重点農業用ため池が位置付けられている。

【防災重要農業用ため池】

農業用ため池の名称	所在地
平沼（安達ヶ原）	安達ヶ原五丁目 212
大和	岳温泉二丁目 18-1
方入内	沖一丁目 398-2
長谷堂沼	油井字長谷堂 1
米沢新沼	米沢字沼頭 29

(2) 対策計画

県で位置付けた5つの防災重点農業用ため池について、満水状態で地震等により決壊した場合に想定される、浸水想定区域、避難場所等を示した「ため池ハザードマップ」を令和2年度にそれぞれ作成し、公表している。

今後さらなる周知を図り、万が一決壊した場合の避難体制の強化を図る。

第2節 火災予防対策

1 火災防止対策

(1) 火災予防思想の普及啓発

市民に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、市及び消防署は、春・秋の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、火災予防思想の普及徹底活動を積極的に推進する。

また、ライフラインの復旧時に出火する場合もあるので、「大規模地震時の電気火災の発生抑制対策の検討と推進について（大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会）」を踏まえた感電ブレーカーの設置推奨のほか、電気のブレーカーの遮断及びガスの元栓閉鎖など避難時における初動対応についての普及啓発を図る。

(2) 住宅防火対策の推進

市及び消防署は、一般住宅からの火災発生を防止するため、住宅防火診断の実施や、住宅火災警報器の設置の普及と更新に努める。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又はひとり暮らしの高齢者、身体障がい者等の家庭について優先的に住宅防火診断等を実施する。

(3) 防火管理者制度の効果的運用

火災による人的・物的損害を最小限にとどめるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火及び避難誘導体制を確実に行える体制を確立する必要がある。

このため、消防署は防火管理者の資格付与講習会を開催するとともに、選任義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるように選任、解任届けを励行させる。

(4) 予防査察指導の強化

火災の未然防止には、建物及び消防用設備の維持管理が重要であり、消防署は年間計画に基づき、予防査察を計画的に実施するとともに、特に不特定多数の者が出入りする施設については、立入検査を励行し管理権限者に対する防火体制の徹底に

ついて指導を行うものとする。

- (5) 火災原因調査
消防署は、火災原因の究明に努め、その調査結果を火災予防対策に反映させる。
＊ 資料編 資料19 参照

2 初期消火体制の整備

- (1) 消火器等の普及
市及び消防署は、火災発生時における初期消火の実行性を高めるために、各家庭における消火器、消火バケツの普及に努めるとともに、消火器の設置義務のない事業所等においても、消火器具の積極的な設置を行うよう指導する。
- (2) 自主防災組織の初期消火体制
市及び消防署は、地域ぐるみの初期消火体制確立のため、自主防災組織を中心とし、消火訓練や防火講習会等を通じて初期消火に関する知識・技術の普及を図る。
- (3) 家庭での初期消火
市及び消防署は、家庭における火災発生時の初期消火の重要性及びその方法について啓発指導するため、一般家庭を対象として火災警報器の設置及び消火器具の使用方法、初期消火の具体的方法等について広報及び講習会を開催する。

3 火災拡大要因の除去計画

- (1) 道路等の整備
県及び市は、計画的に道路網及び公園施設の整備を推進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急通報の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努める。
- (2) 建築物の防火対策
県及び市は、公共建築物は原則として耐火構造とするが、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」及び「ふくしま県産材利用推進方針」の目的等を十分に鑑みた上で耐火構造の可否を判断するものとする。公共建築物以外の建築物については、広報等により不燃化及び耐火建築物の建設の推進を啓蒙指導する。
- (3) 薬品類取扱施設対策
教育施設、研究施設、薬局等における薬品類は、延焼または落下等により発火、爆発する危険性を有しているため、県及び消防署はこれらの施設に対し、薬品類の管理及び転落防止について指導する。

第3節 土砂災害予防対策

1 土砂災害危険箇所

土砂災害危険箇所は、土砂災害が発生するおそれのある箇所を周辺住民に周知するとともに、緊急時における警戒避難体制を確立するため、県（河川港湾総室）が総点検し公表したものであり、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所をいう。県では、これらの危険箇所について、土砂災害警戒区域の指定をすすめている。

市は、ハザードマップへの掲載等により土砂災害危険箇所や避難場所の位置、とるべき避難行動等を周知するとともに、緊急時における警戒避難体制の整備を推進する。

2 土石流対策

本市には、土石流の発生するおそれや監視の必要がある溪流が多数存在する。

市は、土石流による災害を防止するため、県と連携を図り、土石流対策事業を図るとともに、危険箇所への標識設置及びハザードマップによる住民等への周知徹底を行い、警戒・避難に資する観測・監視体制の強化を促進する。

3 地すべり対策

地すべりによる災害から住民の生命財産を守るため、県と連携を図り、地すべり対策事業を推進する。

また、危険箇所への標識設置及びハザードマップによる住民等への周知徹底を行い、警戒・避難に資する観測・監視体制の強化を促進する。さらに、日頃から危険箇所の点検を実施することにより安全の確保に努める。

4 急傾斜地崩壊対策

市は、急傾斜地崩壊による災害を防止するため、県と連携を図り、急傾斜地崩壊対策事業を推進するとともに、危険箇所への標識設置及びハザードマップによる住民等への周知徹底を行い、警戒・避難に資するための観測・監視体制の強化を促進する。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）による指定箇所については、土砂災害（土石流、地すべり、急傾斜地崩壊）防止工事等のハード対策と併せて、危険性のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備等のソフト対策の充実に努める。

＊ 資料編 資料2 2 参照

＊ 資料編 資料2 3 参照

5 土砂災害警戒区域

市は、土砂災害防止法に基づき県の指定を受けた土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、情報の伝達方法、土砂災害の恐れがある場合の避難に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した土砂災害ハザードマップを配布し、住民への周知を図っている。

土砂災害警戒区域等内の住民を対象に、市の防災訓練において土砂災害を想定した訓練を行う。

また、要配慮者の利用する施設が警戒区域にある場合、要配慮者の円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等の伝達方法を確保するとともに、避難確保計画の作成や、それに基づく訓練の実施を支援する。

＊ 資料編 資料2 4 参照

＊ 資料編 資料2 5 参照

6 道路落石等防止対策

本市は、山地を通る道路が多いため、落石・法面崩落等により、交通網が寸断され住民の生活の安定を損なうおそれがある。

県及び市は、交通の安全確保と市民生活の安定を図るため、道路パトロールにより落石等のおそれのある箇所の点検を実施し、危険度の高い箇所から順次、災害防除事業等を行って、安全の確保に努める。

7 治山対策

本市の保安林面積は合計 760.76ha であり、このうち土砂崩壊防備保安林は 46.25ha、土砂流出防備保安林は 221.03ha で両保安林が保安林全体の 35.1%を占めており、山地の崩壊防止等に大きな役割を果たしている。

県及び市は、災害による崩壊地の復旧整備及び山地災害危険区域の予防対策により、山地に起因する災害から住民の生命、財産を守るとともに、良好な生活環境の保全形成を図り、安全で潤いのある郷土を形成するため、計画に基づき治山事業（治山ダム の設置、山腹崩壊箇所の復旧等）を柱として計画的に実施する。

- * 資料編 資料2 6 参照
- * 資料編 資料2 7 参照

8 森林整備対策

市は、森林の持つ水源のかん養、災害防止等の公益的機能に対する期待が一層高まる中で、治山事業、森林整備事業、森林病虫害防除事業等の計画に基づき、県、森林組合、森林所有者が一体となって森林整備を推進する。

9 宅地防災対策

宅地造成等規制区域内の宅地造成工事について、法に基づく許可申請書を提出させ、技術的基準による審査及び検査を通じて宅地の安全確保を図るとともに、必要に応じて防災工事の勧告・改善命令を行うものとする。

また、崖の高さが10m以上あること、移転適地がないこと、人家が概ね10戸以上（災害発生地区は5戸）あること等の条件に該当し、崖地付近で災害発生のおそれがある地区にあつては、従来より急傾斜地崩壊防止工事が行われているが、これにあたらぬ地域では本格的な災害対策が推進されにくい状況にあり、崖地近接危険住宅移転事業の対象となる既存不適格住宅も市内に存在している。市は、国・県と一体となって不適格住宅の移転を促進するために、移転の指導及び移転を実施する者には補助金を交付する。

市は、梅雨期及び台風期に備え、住民及び事業者に注意を促し、必要な防災対策を行うよう指導することにより、安全な宅地を確保し災害のないまちづくりに寄与するために、防災パトロール、標識の設置、ポスター掲示等の諸事業及び広報活動を行うものとする。

また、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定された地域内における新たな宅地開発や、高齢者や障がい者ら要配慮者が入所する施設の建設を抑制する。

また、近年、大雨や大地震をきっかけとし、谷や沢、傾斜地を大規模に盛土した造成地（大規模盛土造成地）において、盛土全体が動いたり、崩れたりするなど宅地に大きな被害が生じた事例が全国で報告されている。そのため、これらの被害を防止するため、国で示す「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン」に従い、令和元年度に二本松市大規模盛土造成マップが作成、公表されている。

10 福島県総合土砂災害対策推進連絡会

市は、総合的な土砂災害対策の円滑な推進を図るため、県が開催する「福島県総合土砂災害対策推進連絡会」において、土砂災害の予防に関する事項について連絡調整を図るものとする。

第4節 雪害予防対策

1 道路交通の確保

冬期間の道路交通を確保するため、道路管理者は道路除雪計画を定め、迅速かつ的確な除雪体制の推進を図るとともに、雪崩等による交通災害を防止するため、雪崩防止柵やスノージェット等の雪崩防止施設の整備に努める。

ただし、短期間の集中的な大雪時は、「人命を最優先に、幹線道路上で大規模な車両停留を徹底的に回避すること」を基本的な考え方として対応する事とし、出控え等の

要請と社会全体のコンセンサスの形成、計画的・予防的な通行規制、集中除雪の実施及び立ち往生車両が発生した場合の迅速な対応等に取り組むものとする。

また、道路の凍結等により道路交通に著しい支障が生じると予想される地域においては、凍結防止剤の散布による凍結の防止や情報板等により、気温・路面状況・交通状況等について情報提供をするなどの方策を講じるものとする。

市としては、市民との協働によるまちづくりの一環である、除雪ボランティアの活動推進を図っていく。

2 鉄道輸送の確保

冬期間の鉄道輸送を確保するため、鉄道事業者は、融雪用機材の整備・保守点検及び除雪要員の確保等について計画的な推進を図るものとする。

3 通信及び電力供給の確保

通信及び電力供給を確保するため、関係機関は雪害対策用機材の整備・保守点検及び除雪要員の確保等について計画的な推進を図るものとする。

4 雪崩危険箇所の周知及び危険防止

市は、地形的に雪崩の発生しやすい危険箇所について、雪崩による災害を防止するため、雪崩対策事業等を推進するとともに、県等の関係機関と相互に連携を図り、必要に応じて巡視を行い、異常現象等の早期発見に努め、雪崩発生の予防に努めるものとする。

第5節 山岳遭難防止対策

市は、福島県山岳遭難対策協議会及び安達太良山岳遭難対策委員会と連携し、山岳遭難及び山岳事故の未然防止を図るものとする。

- * 資料編 資料28参照
- * 資料編 資料29参照

第6節 竜巻・台風・突風対策

1 方針

この計画は、台風や、冬期の季節風、その他局地的な暴風が発生した場合、風害による人的被害、住家等建物被害及び農作物被害が発生するのを防ぐため、過去の台風や竜巻等における人的被害、建物被害を踏まえ、これらに関する知識の普及啓発を図ることを目的とする。

また、農作物等の風害を防止又は軽減し、併せて電力施設や通信施設における風害被害の予防対策を推進する。

2 竜巻突風等に関する知識の普及啓発

市は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対して、以下について普及啓発を図る。

(1) 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・インターネット・ラジオ等により確認することを心掛ける。

なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、気象台から発表される。各気象情報の内容は次表のとおりである。

気象情報	内 容
予告的な気象情報	発達した低気圧などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、通常半日～1日程度前に予告的な気象情報が発表される。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風に注意」という言葉を用いて特段の注意を呼びかける。
雷 注 意 報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風）に対して注意を呼び掛けるが、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して、数時間前に注意を呼びかける。
竜 巻 注 意 情 報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、会津・中通り・浜通りの地域単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャスト※で確認することができる。竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表するほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間であるが、有効時間の経過後も危険な気象情報が続くとは予想された場合には、竜巻注意情報を再度発表する。

※竜巻発生確度ナウキャスト…気象庁ウェブサイトにおいて、10分毎に常時提供される情報。発生確度1や2は、竜巻などの激しい突風が今にも発生しやすい気象状況になっていることを意味する。

(2) 住民への啓発

市、消防署及び関係機関は、竜巻災害の危険性と身の守り方等について住民へ周知啓発を図る。

内閣府では、「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」を作成し、我が国における竜巻等突風災害の特徴と個人の身の守り方を国民に紹介しており、これらのパンフレット等広報資料を啓発に利用する。

竜巻からの身の守り方

屋内にいる場合	屋外にいる場合
- 窓を開けない - 窓から離れる - カーテンを引く - 雨戸、シャッターをしめる - 地下室や建物の最下階に移動する - 家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する - 部屋の隅、ドア、外壁から離れる - 頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る	- 車庫、物置、プレハブを避難場所にしない - 橋や陸橋の下に行かない - 近くの頑丈な建物に避難する （頑丈な建物が無い場合は）近くの水路やくぼみに身をふせ、両腕で頭と首を守る - 飛来物に注意する

出典：内閣府「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」

(3) 前兆現象の周知

竜巻接近時によく現れる特徴として、空が急に暗くなる、大粒のひょうが降る、雲の底から地上へろうと状の雲がのびている、といった視覚的な情報や、ゴーというジェット機のような轟音がする、気圧の変化で耳に異常を感じる、といった聴覚

的な異変を感じた際に、特に注意が必要である旨を住民へ周知する。

(4) 安全な場所への誘導

竜巻来襲時、多くの住民が竜巻と認識せず、火事の煙と思い、窓の近くの危険な場所にとどまるケースが多いため、プレハブや車庫など強度が不足する建築物ではなく、鉄筋コンクリート構造など堅牢な建築物などの安全な場所への誘導を図る。

また、堅牢な建築物への避難が間に合わない場合などは、低い階（2階よりも1階）、また、窓から離れた家の中心部など、安全性の高い場所への避難の周知を図る。

3 家屋・農作物等の風害防止対策

台風、冬期の季節風、その他局地的な強風等による家屋や農作物等への被害対策を推進する。

(1) 家屋・農作物等の被害防止対策

ア 防風ネット等の防風施設など農作物被害防止施設の整備

イ 防風林の設置

ウ 風害等を受けやすい地域における家屋・農用地の災害の未然防止や保全を目的とする防風施設等の整備

(2) 風倒木対策

市は、風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去など必要な対策を関係機関と連携し速やかに対応する。

第4章 避難・誘導体制づくり

風水害やそれに伴う土砂災害では、迅速に安全な場所へ避難することが人命を守る上で重要となるため、市及びその他の防災関係機関等において、適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図るとともに、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」の多様なニーズにも配慮した避難体制の確立を図るものとする。

第1節 避難計画の策定

市は、災害発生時又は災害発生の恐れがある場合に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定する。

なお、避難計画の策定に当たっては、避難先の伝達方法、避難の長期化、県外も含めた市町村間を越えた広域避難の際のコミュニティを維持しながらの避難先の指定についても考慮するものとする。

特に、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者などの、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して必要に応じて、普段の行動を見合わせることや自主的な避難を呼びかけるため、高齢者等避難を伝達する必要がある。

また、避難指示等が発令された場合の避難行動として、指定避難所や安全な親戚・知人宅、地区集会所、ホテル・旅館等への避難を原則とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難等がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

さらに、躊躇なく避難指示等が発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築及び実践的な訓練の実施に努めるものとする。

なお、県（県北保健福祉事務所）と平時から連携し、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備え、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているかどうか、必要に応じて避難の確保に向けた情報の提供を受けよう努めるものとする。

1 避難指示等を発令する基準

- (1) 市は、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府（防災担当））の設定例等を踏まえ以下により定量的かつわかりやすい指標を用いた避難指示等の判断基準を策定するものとする。

なお、ガイドラインを踏まえ、判断基準の例として策定したものは「第2部第6章第1節4 避難指示等の判断基準の例」を参照するものとする。

また、住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難行動をとりやすい時間帯における避難指示等の発令に努めるものとする。

避難指示等の発令対象区域については、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

ア 市は、避難指示等の発令について関係機関の協力を得ながら、洪水、土砂災害等

の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、避難指示等の発令のタイミングや判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成及び必要に応じた見直しの実施に努めるものとする。その際、台風等による水害と土砂災害、複数河川の氾濫の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮する。

イ 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を策定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、気象庁ウェブサイトの「洪水キキクル」（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

ウ 土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表され、かつ土砂災害の危険性が高まっている場合に、直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じ市をいくつかの地域に分割した上で、気象庁ウェブサイト「土砂キキクル」（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

(2) 指定行政機関等による助言

市は、上記の判断基準を策定する場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県（危機管理総室、河川港湾総室）に対し助言及び策定に関する支援（以下、「助言等」という。）を求めることができる。

各災害に関する避難指示等の判断基準を策定する場合に、主に助言等を求める機関は以下のとおり。

- ・水 害 福島地方気象台、河川管理者（福島河川国道事務所、県河川港湾総室、建設事務所等）、県（危機管理総室）
- ・土砂災害 福島地方気象台、砂防施設等の管理者（県河川港湾総室、建設事務所等）、県（危機管理総室）

(3) 留意事項

ア 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

イ 興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

2 避難指示等の伝達方法

「第2部第6章第3節2 避難指示等の伝達」を参照するものとする。

3 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、責任者

「第2節 指定緊急避難場所の指定等」及び「第3節 指定避難所の指定等」を参照するものとする。

4 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

避難路については、「第4節 避難路の選定」を参照するものとする。

誘導方法については、「第2部第6章第3節 避難の誘導」を参照するものとする。

5 指定避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項

(1) 給水・給食措置

ア 飲料水・食料の備蓄

飲料水・食料は避難生活に不可欠であることから、災害が発生した場合に直ちにこれを提供できるよう避難所として指定した小中学校等を除く市の施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる飲料水・食料の備蓄に努めるものとする。

また、指定避難所に飲料水・食料を備蓄しない場合は、避難所が開設された場合に備えて、飲料水・食料の供給計画を作成するものとする。

その際、アルファ米等や液体ミルク等も備蓄し、必要な方に確実に届けるとともに、食物アレルギーの避難者などにも配慮するものとする。

イ 生活用水の確保

飲料水の他に、トイレや避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄などの用途に欠かさない「生活用水」の確保が必要となることから、衛生的な水を早期に確保できるようポリタンク、貯水槽等の整備に努めるものとする。

ウ 食物アレルギーの防止等食料や食事に関する配慮

食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるように努めるものとする。また、周りから目視で確認できるよう食物アレルギーの対象食料が示されたビブス、アレルギーサインプレート等の活用にも努めるものとする。

また、文化・宗教上の理由から外国人等の避難者が食べることができない食料がある場合なども考慮し、ハラール認証のある食材を準備するなど、当該避難者に対し、可能な限り配慮するよう努める。

エ 一定期間経過後の食事の質の確保

一定期間経過後の避難所での食事の提供にあたっては、管理栄養士の活用等により長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者(咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギー患者(児)等)に対する配慮など、質の確保についても配慮するものとする。

(2) 毛布、寝具等の支給

避難所の寝床については、初動は避難者の生命、身体のプロtectionを念頭に置き、地域、時期等により個々の実情において、タオルケット、毛布、布団等の寝具を確保し、暑さ寒さの緩和に努めるものとする。次いで、就眠環境改善のため、マットや段ボールベッド等簡易ベッドの確保に努めるものとする。

(3) 衣料、日用必需品の支給

ア 生活必需品等の備蓄

生活必需品等については、地域、時期等により、様々なものが考えられ、個々の実情において決定するものと考えられるが、避難者の生命、身体のプロtectionを念頭に置き、次のとおり例示したもの等を備蓄して置くことが望ましい。

(ア) 洋服上下、子供服等の上着、シャツ・パンツ等の下着

(イ) タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品

(ウ) 石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の日用品

(エ) 炊飯器、鍋、包丁、ガス用具等の調理道具

(オ) 茶碗、皿、箸等の食器

イ 避難者一人一人のニーズの違いへの配慮

女性と男性のニーズの違いや、妊産婦・乳幼児・子育て家庭等のニーズを十分に踏まえた品目を選定し、必要かつ十分な物資(プライバシーを十分に確保できる

間仕切り、生理用品、女性用下着、授乳用品、液体ミルク、離乳食用品、紙おむつ、体温計、消毒液 等)を備蓄するものとする。

また、公的な備蓄だけでは対応できない事態が生じることも想定し、倉庫業者、運送業者、コンビニエンスストア、スーパー等の関係団体・企業等及び他の地方公共団体と災害援助協定を締結することに努めるものとする。

生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者から配付したり、女性専用のスペースや女性トイレに常備しておくなど、配付方法の工夫に配慮するものとする。

(4) 負傷者に対する応急救護

大規模災害の発生直後の避難所には、負傷者や急に病気が悪化した住民が運び込まれることが予想されるため、応急的に避難者や当該地域の中で医療機関や医療関係者に協力を求めるとともに、直ちに救護所の設置や救護班の派遣に努めるものとする。(可能な限り医療機関に対応を求める)

(5) ペットとの同行避難の支援

ペットとの同行避難の受入れ等については、飼い主である避難者の命を守る観点から重要であり、各避難所におけるペットの保管スペースの確保に努め、また、ペットの飼い主に対して、餌やケージ等必要な資機材の備えについて周知を行うとともに、ペットの預け先の確保(避難所で飼養できない場合等の預け場所)、支援者(獣医師会等)との災害時の対応に係る調整に努めるものとする。

(6) 在宅避難者への支援

避難所の運営にあたり、避難所で生活する避難者だけでなく、個々の実情によりその地域において在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等も、支援の対象とするものとする。

そのため、避難所については、在宅避難者を含めた当該避難所及びその設置された地域において避難生活を送る避難者に対する情報発信の場所となるとともに、当該避難者が情報を収集する場所となること、在宅避難者が必要な物資を受け取りに来る場所となること等の地域の支援拠点としての機能を有するものとして、設置するものとする。

また、在宅での避難生活を余儀なくされた方々に対して、行政区や行政職員等の見守り機能を充実させ、特に要配慮者等の支援が必要となる者に対して行政が適切な対応を取ることで、情報、支援物資、医療・福祉等のサービスの提供が行き届くよう必要な措置を講じるものとする。

特に、在宅医療患者(医療的ケア児を含む)等、必要な薬剤・器材等(水・電気等を含む)を得られないため直接生命にかかわる者又は日常生活に重大な支障をきたす者などの把握及び必要物資の提供については、関係部局・団体等と連携を図り特に配慮するものとする。

6 指定避難所の管理に関する事項

(1) 避難所の管理・運営責任者(原則として市職員を指定)及び運営方法

ア 運営責任者の配置

避難所を設置した場合には、運営責任者を配置し、避難所の運営を行うものとする。その際、運営責任者として予定していた者の配置が困難なこともありうるため、当面本来の施設管理者等を運営責任者に充てることも考えられるので、運営責任者の役割について施設管理者の理解を十分に深めておくこと。

また、災害発生直後から当面の間は、運営責任者について、昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替ができる体制に配慮するものとする。

イ 運営責任者の役割

- (ア) 避難所に避難した避難者の人数、性別、世帯構成、被害状況、必要な支援の内容など支援にあたり特別な配慮を要する者の状況等を可及的速やかに把握し、当該避難所における避難者の名簿を整備すること。
- (イ) 避難所に必要な食料・飲料水、毛布等の生活必需品の過不足を把握し調整するため、定期的に災害対策本部と連絡をとること。
- (ウ) 避難所の運営にあたって、例えば次のような班を設置し、避難者自身の役割分担を明確化することにより、避難者自身が避難所運営に貢献できる体制を整えること。また、必要に応じて、避難所内の役割分担に問題が生じた際に、それを調整するコーディネーターを置くこと。

【構成班の参考例】

班 名	役 割
調 整 班	各班の業務の調整
情 報 班	市との連絡・調整の窓口、情報収集と情報提供
管 理 班	避難者数等の把握、施設の利用管理
相 談 班	避難者のニーズ把握、避難者からの相談対応
食 料 班	食料配給、炊き出し
物 資 班	物資の調達・管理、配給
環 境 班	生活衛生環境の管理、避難所内の清掃
保 健 班	避難者の健康状態の確認、感染症予防
要配慮者支援班	要配慮者の支援
巡 回 警 備 班	避難所の防火・防犯対策
避 難 者 交 流 班	避難者の生きがいづくりのための交流の場の交流
ボランティア班	ボランティアの要請、調整

※あくまで参考例であり、必ずしも全ての班をと整える必要はなく、避難者が少ない場合や機関が短い場合などは、班を減らしたり統合する等、簡略化が可能。

- (エ) 発達障がいを含む障がい特性に対する要配慮者の配慮事項や支援方法等について、分かりやすくまとめた紙媒体などを活用し、避難所に滞在する避難者への周知に努めること。
- (オ) 避難者名簿の作成及び健康アセスメントの実施により、常に避難者の状態やニーズの把握に努め、救助にあたり特別な配慮を要する者を把握した場合は、必要に応じて、福祉避難所の開設、保健師の派遣、社会福祉施設等への緊急入所等について災害対策本部と協議する。特に、当該施設が定員を超過して要配慮者を受け入れる必要が生じた場合等においては、市と福祉サービス等事業者等との間で他の受入れ可能な施設の確保が必要なことから、緊密な連絡を取ることが望ましいこと。

なお、具体的な福祉避難所の開設・運営方法は、別途マニュアルで定める。

- (カ) 要配慮者支援のための全体のコーディネートを行うために、会議を適宜開催し、関係機関等の支援活動の実施状況や人的・物的資源の状況、避難所等における要配慮者のニーズを把握し、共有に努めること。また、関係機関等に、支援活動の状況把握や調整を担当できる者の派遣を要請する等、外部からの人材の活用にも努めること。

(2) 避難受入中の秩序保持

ア 住民による自主的運営避難所

- (ア) 避難所の運営担当者は、避難所の設置後、施設管理者や市職員による運営から避難者による自主的な運営に移行するため、被災前の地域社会の組織やNPO・NGO・ボランティアの協力を得るなどして、その立ち上げや地域のコミ

ユニティ維持に配慮した運営になるように支援するとともに、避難者による自発的な避難所での生活のルール作りを支援するものとする。

- (イ) 住民による避難所運営組織においても、人口の半数を占める女性等、多様な主体が責任者として加わり、乳幼児や子どものいる家庭等のニーズや、生理用品等女性に必要な物資や衛生・プライバシー等に関する意見を反映させるようにするものとする。また、避難所における要配慮者支援班等と連携し、要配慮者の意見も反映させるようにすること。
- (ウ) 住民による自主的な運営を進めるにあたっては、炊事や清掃などの役割分担が、一部の住民に負担が偏らないよう配慮するものとする。

イ 防火・防犯対策

- (ア) 防火担当責任者の指定、喫煙場所の指定、石油ストーブ等からの出火防止、ゴミ集積場所等に放火されないための定期的な巡回警備等の防火対策を図るとともに、火災発生時に安全に避難するため、避難所の防火安全に係る遵守事項を、避難所の出入り口等に掲示するものとする。
- (イ) 避難所の環境について、犯罪を誘発・助長する面もあることから、特に被害に遭いやすい子供、高齢者、女性からも危険箇所・必要な対応についても意見を聞き、照明の増設など環境改善を行うものとする。また、警察とも連携し、巡回や被害者への相談窓口情報の提供を行うとともに、避難者・支援者全体に対して、いかなる犯罪・暴力も見逃さない旨を周知徹底するものとする。

避難所の治安・防犯等の観点からは、必要に応じて、警備員等の雇用も検討すること。

- (ウ) 指定避難所等において、避難者やその支援者が、性暴力やDV、ハラスメントの被害者及び加害者にならないよう、「暴力は許されない」という意識の普及・徹底を図るものとする。

(3) 避難者に対する災害情報の伝達

避難者が必要とする情報は、1) 避難誘導段階、2) 避難所設置段階、3) 避難所生活段階、4) 応急仮設住宅設置段階、5) 応急仮設住宅生活段階など、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、避難者の必要性に即した情報を的確に提供するものとする。

また、市から避難所や地域への情報提供ルートを確立するものとする。一方で被災地の避難所の状況、被災者数、避難所内の問題等を市町村から都道府県へ情報提供できるような体制を確立しておくことが望ましい。

(4) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

災害発生から一定の時間が経過した段階においては、被災者支援制度に関する情報や、恒久住宅の建設計画等に関する情報等、避難者が将来に希望を持って安心して生活ができるような情報を提供するものとする。

また、生活再建に必要な多様な相談支援を行うことができるよう、就労支援等の相談窓口を提供することに努める。

(5) 避難者に対する各種相談業務

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口を設置するものとする。その際、女性の避難者が安心して相談できるようにするため、窓口には女性を配置することが適切であること。

また、そうして把握した避難者のニーズについて、避難所において対応できない場合は、必要に応じ、避難所の責任者から市へ、市でも対応できない場合は、県へと適切に伝えていく仕組みを構築するものとする。

外国人については、ボランティア等の協力も得ながら、必要に応じて、可能な限り通訳を配置した外国人向けの相談体制について配慮することが望ましい。

7 指定避難所の整備に関する事項

(1) 受入施設

避難所としての開放範囲(避難スペース及びその他の必要スペース)については、あらかじめ施設管理者と協議し定めておくものとする。

体育館等の大空間においては、避難の長期化が見込まれる場合には、地域の実情等も十分に踏まえながら、早急に仮設間仕切り等によりプライバシーの確保に努めるものとする。また、学校の多目的室など、既に冷暖房施設が整った部屋や小部屋、仕切られた小規模スペース等については、要配慮者の避難場所にあてるなどの配慮が必要である。

また、感染症を発症した避難者の専用スペースないし個室の確保に努めるとともに、感染症を発症した場合は、感染拡大防止や安静等を目的に、避難者自身の希望に関わらず個室への入室等を要する場合もあるため、避難者の理解に努めるものとする。

加えて、在宅医療患者（医療的ケア児を含む）等で人工呼吸器など生命の維持のための医療機器の使用を必要とする者の避難に備え、医療機器等稼働のための電源を確保するものとする。

(2) 給食・給水施設

一定期間が経過した段階において、避難者自らが生活を再開していくという観点や、メニューの多様化や適温食の確保を図るという観点からも、避難所等における炊事する場の確保、食材や燃料の提供、ボランティア等の協力や避難所内の互助体制等の環境づくりを進めるものとする。

また、ボランティア等による炊き出し、特定給食施設の利用等による多様な供給方法の確保に努めるとともに、食料等の供給契約を順次地元事業者等へ移行させることなどにより、適温食の確保に配慮するものとする。

なお、一定期間が経過した段階においては、避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄などに必要な水量が増加することから、水量が確保できるよう早期の水道施設の復旧を進めるものとする。

(3) 情報伝達施設

避難者に対し、各種情報を確実に伝達するとともに、コミュニケーションを確保するための設備の整備が必要であり、被災地の状況把握のためのテレビ・ラジオのほか、インターネットへ接続できるパソコン等の情報伝達手段の確保に努めるものとする。

特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、障がい等の状況に応じて多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

なお、発災時から、通信環境を確保するため、自家発電装置、非常用発電機、無線機等が設置されていることが望ましい。

(4) トイレ施設（仮設トイレ、防疫用資機材、清掃用資機材等）

避難所においてトイレが利用できない事態が発生すると、様々な健康被害や衛生環境の悪化につながることから、状況に応じた手法により十分なトイレを確保するとともに、避難者の協力を得て適切に管理するものとする。

トイレの個数については、過去の災害における仮設トイレの設置状況や、国等における基準を踏まえ、災害発生当初は避難者約50人当たり1基、避難が長期化する場合には約20人当たり1基、トイレの平均的な使用回数は1日5回を一つの目

安として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましいものとする。

また、衛生面に配慮した継続的な清掃を行うために、最低限必要な備品等を速やかに確保できるよう、平時から備蓄に努めるとともに、トイレの使い方、手洗いの方法等を周知するための手段についても、あらかじめ準備しておくものとする。

(5) ペット等の保管施設

衛生上の問題等から、避難所内の避難者が生活するスペースには、ペットを入れないことを原則とし、災害発生直後は屋外又は別室を充てる等により対応するものとする。また、必要な場合には、獣医師会等の支援者と収容保護等について調整するものとする。

8 要配慮者に対する救援措置に関する事項

(1) 情報の伝達方法

市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者施設等に対して情報が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、Jアラート、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、携帯電話及びスマートフォン（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

(2) 避難及び避難誘導

「第9章第2節 個別避難計画の策定及び第9章第6節 避難所への移送」を参照するものとする。

(3) 避難所における配慮等

「第9章第7節1 避難所における物理的障壁の除去（ユニバーサルデザイン化）」を参照するものとする。

(4) 老人デイサービスセンターの活用等

「第9章第7節2 福祉避難所の指定」を参照するものとする。

9 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項

(1) 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行

「第4章第5節 避難場所等の居住者等に対する周知」を参照するものとする。

(2) 標識、誘導標識等の設置

市は指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

(3) 住民に対する巡回指導

「第4章第5節 避難場所等の居住者等に対する周知」を参照するものとする。

(4) 防災訓練の実施やハザードマップ等の作成・配布等

市は防災訓練の実施やハザードマップ等の作成・配布等により、避難計画の内容について住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、ハザードマップ等の作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

第2節 指定緊急避難場所の指定等

指定緊急避難場所は、災害対策基本法第49条の4の規定に基づき指定するものとする。また、市は、災害などの想定に応じて、必要性があると判断される場合は、近隣の市町村の協力を得て指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

1 指定緊急避難場所の指定（資料編 資料30参照）

市長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、下記に定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、その他の異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定する。

なお、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得ることとし、指定後は知事(危機管理総室)へ通知するとともに、公示する。また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

- (1) 災害が発生しまたは発生する恐れがある場合において、居住者等に解放され、救助者等の受入れに供すべき屋上その他の部分について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。
- (2) 洪水、がけ崩れ、土石流及び地すべり、大規模な火事、大量の降雨により雨水を排水できないことによる浸水、噴火に伴い発生する火山現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがないと認められる土地の区域内にあるものであること。但し次に掲げる基準に適合する施設についてはこの限りではない。
 - ア 当該異常な現象により生ずる水圧、振動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。
 - イ 洪水、浸水等が発生し、又は発生する恐れがある場合に使用する施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ避難上有効な階段その他の経路があること。なお、阿武隈川において洪水等が発生した際、安全な道路の高架区間を活用した避難対策として、福島河川国道事務所が国道4号線（上竹・榎戸地内）への緊急避難用スロープ等の設置を福島河川国道事務所において計画しており、その整備完了後、あらためて指定避難場所として追加指定するものとする。
- (3) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。
 - ア 延焼火災の発生するおそれが大きい地域にあっては、避難場所と避難路の選定を合わせて確実に避難が可能となるように体系だった選定を行う。
 - イ 学校のグラウンド等を選定する場合、臨時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等となるべく重複しないように調整する。
 - ウ 誘導標識を設置する場合、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号等を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示する。また、災害種別一般図記号を用いた標識の見方について周知する。

2 管理者の届出義務

指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、または改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届けるものとする。

3 指定の取消

市長は、指定緊急避難場所が廃止され、または基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事（危機管理総室）に通知するとともに、公示する。

第3節 指定避難所の指定等

1 指定避難所の指定（資料編 資料3 1 参照）

地域的な特性や過去の教訓、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、または自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他被災者を一時的に滞在させるための施設）の確保を図るため、下記に定める基準に適合する公共施設その他施設を指定避難所として指定する。また、避難所内の一般避難スペースまたは福祉避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定している。

なお、指定避難所を指定しようとするときは、当該指定避難所の管理者の同意を得るとともに、知事へ通知し、公示する。

- (1) 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- (2) 速やかに被災者等を受入、または生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- (4) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- (5) 主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定されるものにあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること、要配慮者が相談し、または助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること、災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- (6) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。
 - ア 指定避難所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね3平方メートル以上とする。なお、新型コロナウイルス感染症等の対策を取り入れた避難所運営においては、必要面積はおおむね6平方メートル以上とする。
 - イ 指定避難所は、災害危険区域等の要避難地区の住民を受入できるように配置する。
 - ウ 指定避難所は、崖くずれや浸水などの自然災害により被災する危険がないところとする。
 - エ 誘導標識を設置する場合、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号等を使用し、どの災害の種別に対応した避難所であるかを明示する。また、災害種別一般図記号を用いた標識の見方について周知する。
 - オ 原則として耐震構造（昭和56年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの）の耐火・準耐火建築物とし、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている施設とする。
 - カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難場所の3つの密（密閉・密集・密接）を避ける配慮がなされている、または対応が可能な施設とする。

2 廃止または変更

管理者の届出義務指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、または改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届けるものとする。

3 指定の取消

市長は、指定避難所が廃止され、または基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事（危機管理総室）に通知するとともに、公示する。

4 指定した施設の整備

市は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。

市は、指定避難所において簡易ベッド、間仕切り用テント（パーティション）、非常用電源、I P無線機の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ、スロープの設置やバリアフリー化など、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資する防災行政無線（戸別受信機）のほか、テレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、マスク、消毒液、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

市は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

5 指定緊急避難場所と指定避難所の関係

指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

6 地区避難所の利用

市は、市指定避難所への遠方からの避難及び要配慮者等の避難が難しい状況に備え、地元行政区等が管理する集会施設を、地区避難所として利用することについて推進する。また、感染症対策としての分散避難先としても有効であるため、併せてその有効性と地区避難所の開設について住民等へ周知するものとする。

地区避難所の避難所としての利用は、地元行政区等の各施設の管理者等、利用者が行うものとするが、市としての支援が必要な場合は、可能な限りの支援を行うものとする。

なお、令和元年東日本台風時に地区避難所として開設された集会施設等のうち、市において把握できている施設を地区避難所として資料編の資料32に掲載する。

7 ホテル・旅館等宿泊施設の利用

市は、指定した避難所で収容能力が不足する場合や避難が長期化する場合、または新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、あらかじめ協定を締結しているホテル・旅館等を借上げ等により避難所として開設するほか、県を經由して内閣府と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により避難所を開設することも可能であるため、それらの施設の利用も検討する。

第4節 避難路の選定

1 避難路の選定

指定緊急避難場所等への避難には、任意の経路を利用することを原則としているが、次の基準を概ね満たす避難路とする。なお、避難路は地域及び個々の実情により多数存在しうる。

- (1) 概ね8 m以上の幅員とするが、この基準によることが難しい場合は4 m以上の幅員とするなど、地域の実情に応じて選定する。
- (2) 避難路は相互に交差しないものとする。

- (3) 避難路沿いには、火災・爆発等の危険性の高い施設がないものとする。
- (4) 周辺地域の状況及び災害の状況により使用不可能となった場合を考慮し、複数の道路を選定する。

2 避難路の整備

(1) 都市計画道路の整備

避難路密度の大小、避難地沿道の安全性、避難対象人口等から判断して、避難路としての都市計画道路の整備順位を検討し、整備を図るものとする。

(2) 既存道路の整備

既存の幹線道路は、市街地周辺の避難路として重要であり、避難路の安全性向上のための対策を積極的に推進していくものとする。特に、山間部の幹線道路は、土砂災害等による通行機能の阻害等が生じないよう十分な対策を練り、災害による集落の孤立の回避を図る。

- (3) 避難場所等までの経路が複雑な避難路には、案内・誘導看板の整備を図るものとする。

第5節 避難場所等の居住者等に対する周知

市は風水害等のおそれのない適切な避難場所や避難路等について周知徹底するとともに、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

特に、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違ふことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、市町村は、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮するよう努めるものとする。

市は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、以下の情報が記載されたハザードマップ等の作成を行い、各世帯に提供するとともに、インターネット等により居住者等がその提供を容易に受けることができる状態にするよう努める。

なお、ハザードマップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所にいく必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

- (1) 異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面
- (2) 災害に関する情報伝達方法
- (3) 指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項
- (4) 河川近傍や浸水深の大きい区域について「早期の立退き避難が必要な区域」として明示したもの。

第6節 学校、病院施設等における避難計画

学校、病院、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、それぞれ作成する消防計画の中に以下の事項に留意して避難に関する計画を作成し、避難対策の万全を図る。

1 学校等の避難計画

学校等においては、多数の児童・生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策をたてる。

また、市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。加えて、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定子ども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置
- (5) 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
- (6) 避難場所の選定、収容施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
- (7) 避難者の確認方法
- (8) 児童・生徒等の保護者等への引渡方法
- (9) 通学時に災害が発生した場合の避難方法

2 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、対象者の活動能力等についても十分配慮して定めておくものとする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置（自動車の活用による搬出等）
- (5) 避難の時期（事前避難の実施等）及びその指示伝達方法
- (6) 避難所及び避難経路の設定並びに受入方法
- (7) 避難先は、他の施設等への措置替えについても検討すること。
- (8) 避難者の確認方法
- (9) 家族等への連絡方法
- (10) 避難時の近隣住民等の協力体制の確保

3 病院における避難計画

病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、あらかじめ次の事項について定めておくものとする。

- (1) 被災時における病院施設内の保健、衛生の確保
- (2) 入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時収容場所、搬送のための連絡方法と手段
- (3) 病状の程度に応じた移送方法
- (4) 搬送用車両の確保
- (5) 病院周辺の安全な避難場所及び避難所についての通院患者に対する周知方法等

4 その他の防災上重要な施設の避難計画

それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、時期並びに誘導及び指示伝達の方法等について定めておくものとする。

5 広域避難計画

病院や社会福祉施設等の管理者は、県外も含めた市町村間を越えた広域避難を想定し、搬送方法も含めた避難計画の策定に努めることとする。

第7節 男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進

市は、男女共同参画の視点から、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

第8節 平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進

住民が迅速に避難するためには、住民が平時から自分の避難行動について考えておくことが重要である。市は住民に対して、平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」について以下のとおり周知啓発を図るものとする。

- 1 自宅や職場の自然災害の危険性について、市が作成した水害や土砂災害などのハザードマップ等で確認すること。
- 2 自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うこと。また、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うこと。
- 3 指定緊急避難場所・指定避難所や避難先として安全な親戚・知人宅、地区避難所などの「分散避難」についても検討し、実際に避難する場所・方法について検討しておくこと。
- 4 どのような避難情報を基にどのタイミングで避難すべきか、避難の際に持ち出す物は何か、避難経路について、確認し決めておくこと。
- 5 上記についてマイ避難計画として整理するとともに、家族で共有しておくこと。

第9節 避難誘導体制の整備

1 避難誘導員の指定

(1) 避難誘導員

地域防災上、必要とされる避難誘導員は、自主防災組織、区長・町内会長等が指名する者及び消防団員とする。避難誘導員は、各避難場所等に集合した住民を点呼確認したのち、指定された避難所まで誘導する。避難にあたっては、災害対策本部の指示によるもののほか、避難所開設情報、気象情報等を得ながら、避難路及び避難所を適切に選択するものとする。

(2) 避難誘導体制の確立

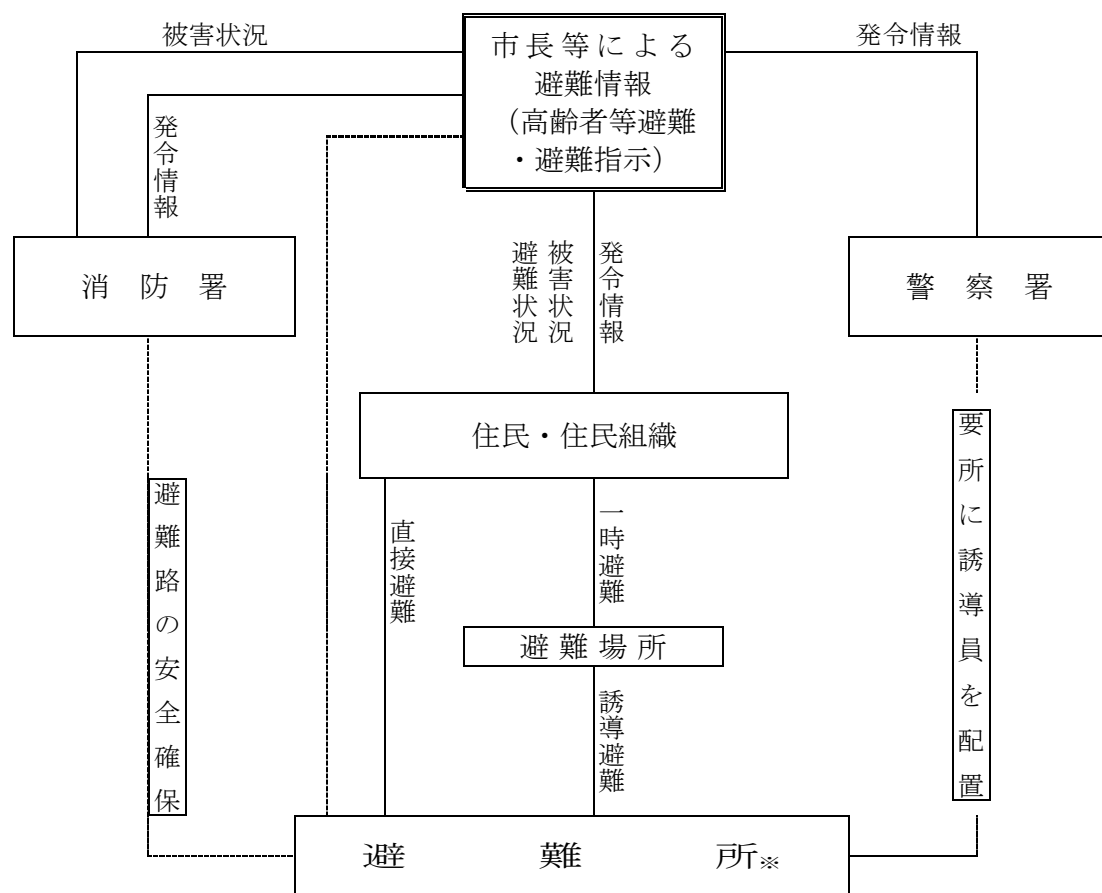
市・消防署・警察署・自主防災組織・消防団は、避難体制及びその方法について、事前に協議し、整備するものとする。

2 避難行動要支援者名簿作成及び要配慮者に対する救援に関する事項

市は、防災担当部局と保健福祉部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生・児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、高齢者、障がい者等の要配慮者の避難支援の体制を整備し本人の同意を得るなど個人情報保護に配慮の上、要配慮者に関する情報共有のため、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、要配慮者に対する救援措置については、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体、地域包括支援センター等との連携についても考慮するものとする。

3 避難誘導体制



※避難所には指定避難所のほか、地区避難所も含む

第5章 緊急輸送の整備

市は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送道路等を指定するとともに、指定された緊急輸送道路等の管理者は、それぞれの計画に基づき、その整備を実施する。

第1節 陸上輸送の整備

1 緊急輸送道路

災害時に市内をネットワークで結べるように主要幹線道路を緊急輸送道路として県が指定する路線に基づき、緊急輸送道路を指定し、車両及び緊急物資の円滑な輸送を確保する。

(1) 第1次確保路線

広域的な輸送に不可欠な、高速自動車道、国道等の主要幹線道路で、最優先に確保すべき路線。

(2) 第2次確保路線

災害対策本部等の主要拠点と接続する幹線道路で、優先的に確保すべき路線。

(3) 第3次確保路線

第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送路線。

2 緊急輸送路の整備

緊急輸送路に指定された道路施設の管理者は、それぞれの計画に基づき、整備を図るものとする。

3 民間との協力体制の整備

災害時の人員・応急資材等の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう、市内のバス輸送機関、トラック輸送機関、及びその他の関係事業所と緊急時の車両等供給について、協定締結により協力体制の整備を図るものとする。

また、災害時の連絡体制や協力方法その他について協議するための場として、県・市・建設業協会、トラック協会、ハイヤー・タクシー経営者協議会等との連絡協議会の設置などを図るものとする。

第2節 航空輸送の整備

1 臨時ヘリポートの指定

No.	施設の名称	所在地	管理	電話番号	主な用途区分
1	城山総合グラウンド	郭内 4-228	市	22-2615	B. D. J
2	城山第二体育館駐車場	郭内 4-97	市	22-2615	B
3	安達高等学校	郭内 2-347	県	22-0016	D
4	塩沢農村広場	鉄扇町 500-2	市	22-1263	B
5	二本松工業高等学校	榎戸 1-58-2	県	23-0960	D
6	岳公園グラウンド	岳温泉 2-271	市	23-1111	B. D
7	スカイピアあだたら	上葉木坂 2-3	委託	24-3102	B. D. J
8	あだたら高原スキー場	奥岳温泉	民間	24-2141	B
9	柊記念病院	住吉 100	民間	22-3100	D
10	石井運動広場	平石町 862	市	23-1262	B. D
11	大平農村広場	太子堂 327	市	22-1265	B
12	安達運動場	油井字長谷堂 230	市	23-2353	B. J

No.	施 設 の 名 称	所 在 地	管 理	電 話 番 号	主 な 用 途 区 分
13	安達野球場	渋川字上払川 157	市	53-2001	B. D
14	岩代運動場	小浜字芳池 2	市	55-2260	B. D. J
15	安達東高等学校	下長折字真角 13	県	55-2121	D
16	旭運動場	百目木字鹿畑 16	市	55-2260	D
17	旧田沢小学校	田沢字明内 50	市	55-5081	D
18	カントリーパークとうわ	針道字大町西 2	市	46-3861	B. D
19	東和第一体育館駐車場	針道字蔵下 23-1	市	46-4111	D
20	ウッディハウスとうわグラウンド	木幡字東和代 34-1	委託	46-3391	B
21	戸沢住民センターグラウンド	戸沢字下田 100	市	46-2710	D

※上記以外の施設においても、緊急時、臨時ヘリポートに利用できる施設があれば、施設管理者と協議のうえ利用を検討する。

【主な用途区分】

B：防災ヘリ（災害対応用）…車輪タイプのヘリはアスファルト以外発着不可能

D：ドクターヘリ（緊急患者輸送用）

J：自衛隊ヘリ（応援部隊等発着用）

他にも、県警ヘリの利用が考えられる。

2 ヘリポートの管理

市及び臨時ヘリポートの管理者は連携を保ち、現状の把握に努めるとともに、常に良好な状態で使用できるよう配慮する。

第6章 備蓄・調達体制の整備、防災資機材等の整備

市及び防災関係機関は、住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備を図る。
また、住民は、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を日ごろから備えておくものとする。

第1節 備蓄品の確保

災害応急対策においては、火災や建物倒壊・流失により住宅を失った市民のための「災害救助用食料」及び避難所等で一時的に生活するための「生活必需品及び燃料類」、「応急活動用資機材」を速やかに用意する。

また、災害時には、平常時には予測できない市場流通の混乱、物資の入手難が想定されることから、交通混乱がおさまり、流通機能がある程度回復し、または他地域からの救援物資が到着するまでの間の必要分について、あらかじめ市が確保できるよう計画する。

1 市の備蓄計画

(1) 生活必需品

生活必需品のうち、緊急に調達することが困難と予想されるものについては、あらかじめ備蓄品を各備蓄場所に配備するよう計画し、順次備蓄を行うものとする。

なお、備蓄物資の中で耐用年数等のあるものについては、随時入れ替えを行い、機能の維持に努め、災害時に対応できるよう計画的に整備する。

また、避難所での生活が長期化する場合に必要な備品の調達についても検討しておく。

備蓄数量の設定に当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近接する市町村間や災害協定機関との連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。

備蓄及び調達の品目としては、寝具（毛布等）、衣料品（下着、作業着、タオル）、炊事器具（卓上コンロ、カセットボンベ）、食器、日用雑貨、燃料、ブルーシート、土のう袋、簡易トイレ、要配慮者向け用品などが考えられる。

また、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策に必要な物品として、マスク、アルコール消毒液なども十分備えることとする。

また、避難所での生活が長期化する場合に必要な備品の調達についても検討しておく必要がある（第4章第3節4 指定した施設の整備を参照）。

(2) 飲料水

市は、発災後3日間は避難者1人1日3ℓに相当する量を目標として、応急飲料水の確保及び応急給水資器材（給水タンク車、給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等）の整備（備蓄）に努める。なお、業務を遂行する職員等の飲料水も確保する。

また、平常時から応急飲料水を確保するため、湧水、井戸水等の把握に努めるとともに、災害発生時に住民への供給が可能かどうか、管理者と水質検査や利用方法について検討するものとする。

市は県（危機管理総室）と連携し、飲料水（ペットボトル等）についても、広域的な調達能力を有する販売業者等に対し、災害発生時における円滑な供給体制の整備に努めるよう要請する。

(3) 食料

市は、地域住民及び職員等の非常用食料の備蓄を行うとともに、あらかじめ食料

関係機関、生産者、農業協同組合、販売業者等と食料調達に関する協定を締結するなどして食料の調達体制の整備に努める。

非常用食料としての備蓄品は、高齢者、障がい者、乳幼児、病弱者等の利用にも配慮するものとし、アルファ化米、クッキー、液体ミルクを基本とする。

その他、乾パン、缶詰、粉ミルク及び即席麺等、保存期間が長く、かつ調理不要のものとする。

また、長期間の避難生活によるビタミン等の栄養不足を補うため、長期保存が可能な栄養補助食品の備蓄を検討する。

2 住民及び事業所に対する備蓄等の啓発

(1) 各自が災害時に備え、最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水のほか、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等の備蓄を行うよう、さらには限られた物資の多元的活用等について啓発を図る。

(2) 各自が平常時の生活においても災害時の対応を考えるよう、あらゆる機会をとらえ、啓発を図る。

第2節 備蓄場所の確保

各地区に備蓄場所を設け、生活必需品、その他の災害対策用資機材の備蓄を進め、災害時の円滑な救援・救護活動が行えるよう年次的に整備する。

市は、公用施設、公共施設、避難所等における食料等の備蓄スペース確保に努めるとともに、学校の空き教室等の活用についても検討を行うものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

地区名	利用施設名	所在地	電話番号
二本松地区	二本松住民センター	亀谷 1-5-1	23-4121
塩沢地区	塩沢住民センター	塩沢町 1-238-1	22-1263
岳下地区	岳下住民センター	三保内 72-1	22-0306
杉田地区	杉田住民センター	西町 223-1	22-1264
石井地区	石井住民センター	平石町 365-1	23-1262
大平地区	大平住民センター	太子堂 282	22-1265
油井地区	安達支所	油井字濡石 1-2	23-1225
渋川地区	渋川住民センター	渋川字上払川 96-1	53-2001
上川崎地区	上川崎住民センター	上川崎字宮ノ脇 7-3	52-2001
下川崎地区	下川崎住民センター	下川崎字大中地 66	61-5335
小浜地区	岩代支所	小浜字北月山 27	55-2111
新殿地区	新殿住民センター	西新殿字西 1	57-2111
旭地区	旭住民センター	百目木字向町 126	56-2111
針道地区	東和支所	針道字蔵下 22	46-2111
木幡地区	木幡住民センター	木幡字叭内 65	46-2151
太田地区	太田住民センター	太田字堺田 47-1	47-3150
戸沢地区	戸沢住民センター	戸沢字下田 100	46-2710

※上記のほか必要に応じ、指定避難所等へ配備する。

第3節 水防倉庫の設置

重要水防地域内に水防倉庫を設置し、水防用資機材の備蓄を進め、災害時の円滑な活動が行えるよう拡充・整備する。

なお、具体的には第6編水害対策編（水防計画）に定めるところによる。

第4節 緊急調達体制の整備

本市においては、農村地帯を抱え農作物を産出し、また、商業、特に卸売業者が多数あることから、これらの特性を生かし、緊急調達体制を整備していくものとする。

市内各事業所等との間で、災害時における必要物資等の確保のため供給協定の締結等を検討、整備していくものとする。

（主な対象）

- ・主食となる米穀、生鮮食品、その他の食品
- ・燃料
- ・マスク、アルコール消毒液及び日常生活品
- ・その他の災害対策用物資一般

第5節 防災資機材等の整備

1 防災資機材の整備

市は、災害時に必要とされる救出用などの応急活動用資機材（エンジンカッター、発電機、投光機、スコップ、ツルハシ、かけや、水防シート、土のう袋、ロープ等）の整備充実を図る。

2 備蓄倉庫等の活用

市は、公用施設、公共施設、避難所等における食料等の備蓄倉庫、防災資機材倉庫の整備に努めるとともに、学校の空き教室等の活用についても検討を行うものとする。

また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

第7章 廃棄物処理計画及び罹災証明書発行体制の整備

市は、災害発生時における応急対策活動円滑に行うため、災害廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備を図る。

1 災害廃棄物処理計画の策定

市は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正処理を確保しつつ円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置き場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、安達地方広域行政組合及び周辺の自治体等との連携・協力のあり方等について、市災害廃棄物処理計画を策定し、具体的に示すものとする。

また、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)や地域ブロック協議会の取組等に関して、ウェブサイト等において公開する等、周知に努めるものとする。

2 広域処理体制の確立や民間連携の促進

市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、安達地方広域行政組合と連携し、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努めるものとする。また、十分な大きさの仮置場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに、処理施設の能力を維持し、災害における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

3 罹災証明書発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第8章 防災知識の普及、訓練

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関は、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、住民一人ひとりが日ごろから災害に対する正しい認識を身につけ、「自らの身の安全は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を理解し、冷静かつ的確な対応ができるよう、防災知識の普及と訓練の実施により、防災意識の高揚に努める必要がある。

第1節 防災知識の啓発

1 一般市民に対する防災教育

市及び防災関係機関は、災害予防運動期間や災害が発生しやすい時期を重点として、広く市民に防災知識の普及啓発活動を実施する。

(1) 実施の時期

ア 防災とボランティア週間	1月15日～	1月21日
イ 防災とボランティアの日	1月17日	
ウ 春季全国火災予防運動	3月1日～	3月7日
エ 水防月間	5月1日～	5月31日
オ 土砂災害防止月間	6月1日～	6月30日
カ がけ崩れ防止週間	6月1日～	6月7日
キ 防災週間	8月30日～	9月5日
ク 防災の日	9月1日	
ケ 秋季全国火災予防運動	11月9日～	11月15日
コ 雪崩防災週間	12月1日～	12月7日

(2) 普及の内容

市及び防災関係機関は、国・県と連携し、住民に対して、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図るものとする。

- ア 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等への備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策。
- イ 市地域防災計画に定める避難場所、応急救護方法、住宅内外の危険箇所の把握。
- ウ 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動。
- エ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。
- オ 指定避難所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所などへの分散避難とそれら避難先までの避難経路等の確認。
- カ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動。
- キ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと。
- ク 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方。

- ケ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動。
- コ 平時から自分の避難を考える「マイ避難」の取組。

(3) 普及の方法

各種防災訓練、講演会、研修会等の行事を開催するとともに、防災の手引き、パンフレット等を作成し、市民一人ひとりに十分内容が理解できるものとする。

また、防災行政無線（防災ラジオ）、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、SNSやウェブサイト等のインターネットの活用など、国・県と連携しながら広報媒体の積極的な利用を図るものとする。

2 防災上重要な施設における防災教育

市及び防災関係機関は、病院・社会福祉施設等・ホテル・旅館等の不特定多数の者を収容する施設においては、災害発生時において特に大きな人的被害が発生しやすいため、管理者等に対し、各種講習会等を通じて防災教育の徹底を図るものとする。

3 防災対策に携わる全ての職員に対する教育・研修・訓練

市及び防災関係機関は、災害発生時における適切な判断及び速やかな災害対応業務の実施、各種防災活動の円滑な実施を確保するため、防災担当職員だけでなく、各機関に属する全ての職員に対し、実践的な訓練や講習会、研修会等を定期的に開催するなど、必要な防災教育を実施することにより、災害対策に即応できる人材の育成に努め、災害に強い組織を作り上げるものとする。

また、訓練等を通じて、緊急時に気象防災アドバイザーなど外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

4 学校教育における防災教育

(1) 主旨

学校における防災教育は、安全教育の一環として、自然災害の発生メカニズムをはじめ、災害時における危険を認識し日常的な備えを行い、状況に応じて的確な判断のもとに自らの安全を確保するための行動ができるようにすること、災害発生時には進んで他の人々や集団・地域の安全に役立つことができるようにすることなど、防災対応能力の基礎を培うものである。

これらの指導は、学校行事や学級活動を中心に各教科、道徳等、特別活動及び総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して行うものであり、取り上げる内容や指導の方法については、学校種別や児童・生徒の発達段階に応じて工夫し、特に災害発生時の安全な行動の仕方については、実態に即した具体的な指導を行うことが重要である。

(2) 学校行事における防災教育

防災をテーマとした学校行事においては、防災意識の全校的な盛り上がりと訓練の充実を図るため、防災専門家を招いた避難訓練の実施等、内容を工夫するとともに、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

また、一般住民向けの各種啓発用ツールの利用等により、避難訓練の活性化を図ることとする。

(3) 教科等による防災教育

教科においては、「社会科」、「理科」、「保健体育科」や「総合的な学習の時間」

等を通じて、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険、負傷に対する応急処置等についての教育を行うとともに、防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。

また、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させ、災害時に周囲の危険に気づき、的確な判断の下に安全な行動ができるようにする。

(4) 教職員に対する防災研修

県及び市教育委員会は、教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を定期的に実施するよう努める。

また、学校内においては職員会議等を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童・生徒等に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の修得及び技能の向上を図る。

5 災害教訓の伝承

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行い、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第2節 自主防災組織の育成・強化

1 自主防災組織の育成指導

市及び防災関係機関は、自主防災組織の設置及び自主防災活動の充実を促進するため、住民に対し自主防災組織の必要性等について、積極的に広報活動を展開するとともに、研修会（自主防災組織の中心となるリーダーの育成研修会を含む）、防災訓練等を開催し、これらの行事を通じて地域住民の連帯意識を醸成し、コミュニティ活動の中核としての自主防災について十分な理解を得られるよう努めるものとする。なお、その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

また、市は自主防災組織整備計画を策定し、計画的な組織の育成を図るとともに、災害時において有効な自主防災活動が行われるよう、組織の充実強化のための指導及び自主防災組織の中心となるリーダー育成のための研修を行い、さらに自主防災組織の資機材の整備や活動拠点の整備の支援に努めるものとする。

2 自主防災組織の編成基準

自主防災組織の編成にあたっては、地域に密着して迅速かつ的確な災害応急活動が行えることが重要であり、また近隣住民相互の密接な連携を確保する点からも、行政区、町内会、自治会等の単位の規模で編成するものとする。

なお、組織の編成にあたっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 大規模な組織については、地域の実情を踏まえ適正規模の地域単位となるよう努める。
- (2) 他地域への通勤等により昼間人口が減少する地域においては、日中の活動が確保できる規模とする。
- (3) 地域内に事業所がある場合は、事業所と協議の上、事業所内の自衛消防組織を地域の自主防災組織に積極的に位置付けを図る。

- (4) 自主防災組織は防災活動実施のため、基本的事項について規約等を設け、その活動内容を明確にする。

3 行政区における編成の例

会 長		情 報 班 [情 報 の 収 集 ・ 伝 達]
		消 火 班 [消火器具等による初期消火]
		救出救護班 [負 傷 者 の 救 出 救 護]
		避難誘導班 [住 民 の 避 難 誘 導]
		給食給水班 [給 食 ・ 給 水 活 動]

4 自主防災組織の活動

(1) 自主防災計画の策定

自主防災組織は、災害に対し効果的な活動ができるよう、あらかじめ自主防災計画を策定し、次の事項について記載しておくものとする。

- ア 各自の任務分担
- イ 地域内での危険箇所
- ウ 訓練計画
- エ 各世帯への連絡系統及び連絡方法
- オ 出火防止、初期消火、応急手当の実施方法
- カ 避難場所、避難経路、避難の伝達方法
- キ 防火用水、その他の防災資機材等の配置場所の周知及び点検方法

(2) 日常の自主防災活動

ア 防災知識の普及等

日頃から集会、各種行事等を活用して日常からの備えとしての非常持出品の準備や災害に対する正しい知識の普及に努めるとともに、危険箇所の把握や避難場所、避難所、避難路などを確認し、地域の地区防災マップを作成するなど地域の防災環境の共有化に努める。

なお、民生・児童委員との連携を図りながら、地域内における高齢者、障がい者、外国人等のいわゆる要配慮者の確認にも努めるものとする。

イ 防災訓練等の実施

日頃から各種訓練等を行い、各自が防災活動に必要な知識及び技術を習熟するとともに、活動時の指揮連絡系統を明確にしておく必要がある。

そのため、自主防災組織が主体となり、市及び消防関係機関等の協力のもとに、次のような訓練を実施するものとする。

- ・ 災害情報の収集伝達訓練
災害時における市や防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、また、地域の被害状況をこれらの関係機関に正確に通報する訓練を実施する。
- ・ 消火訓練
初期消火、火災の拡大・延焼を防ぐため、実際に消火器等の消防用資機材を使用した消火訓練を行う。
- ・ 救出、応急手当の実施訓練
消防機関が来るまでの間、地域において住民が一致協力して負傷者の救出・手当てを行うことが重要であることから、救出用資機材の使用方法や自動体外式除細動器（AED）の操作方法等の習熟に努めるとともに、消防機関・保健所・日赤等の指導のもとに適切な応急処置方法の習得に努める。

- ・ 給食給水訓練
各家庭の限られた資機材を利用して食料を確保したり、配給方法などについて習熟を図る。
 - ・ 避難訓練
各家庭の非常持出品を準備するとともに、避難誘導班を中心として秩序ある避難ができるようにする。
また、避難に際しては、要配慮者の安全確保並びに避難の誘導、支援方法についての確認訓練も併せて行う。
 - ・ 避難所運営訓練
避難所における自主運営組織の立ち上げと管理、市との連絡体制、物資の配給方法などの訓練を行う。
- ウ 防災用資機材等の整備・点検等
- 自主防災組織は、活動に必要な防災資機材の整備に努めるとともに、資機材の定期的な点検を実施し、非常時においても確実に対応できるよう備えるものとする。

5 地区防災計画の策定促進

一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、「自助」・「共助」の精神に基づき、当該地区における防災力の向上を図るため、共同で防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

6 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、県及び市が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

このため、県（危機管理総室）・市及び各業界の民間団体は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。県及び市は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。また、県及び市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行うものとする。

市は、改正された小規模事業者支援法に基づき作成した事業継続力強化支援計画に

より、二本松商工会議所、あだたら商工会と連携し、大規模災害や感染症への対策強化を図る小規模事業者の事業継続力強化の取組みを支援する。

また企業は、豪雨や暴雨風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

なお、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第3節 女性防火クラブの育成・強化

1 女性防火クラブの育成指導

市及び防災関係機関は、女性防火クラブの設置及び活動の充実を促進するため、市民に対し女性防火クラブの必要性等について、積極的に広報活動を展開するとともに、研修会・防災訓練等を開催し、これらの行事を通じて地域住民の連帯意識を醸成し、コミュニティ活動の中核としての自主防災について十分な理解を得られるよう努めるものとする。

また、市は、女性の立場からの防災活動を推進するため、全世帯加入を推進し、女性防火クラブの育成・強化に努める。

2 女性防火クラブの編成基準

女性防火クラブの編成にあたっては、地域に密接して迅速かつ的確な災害応急活動が行えることが重要であり、また近隣住民相互の密接な連携を確保する点からも、町内会・区単位の規模で編成するものとする。

また、女性防火クラブはあくまでも自主防災組織傘下の一組織であり、編成・活動等については、自主防災組織の自主防災計画によるものとする。

なお、組織の編成にあたっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 大規模な組織については、地域の実情を踏まえ適正規模の地域単位となるよう努める。
- (2) 女性防火クラブは防災活動実施のため、基本的事項について規約等を設け、その活動内容を明確にする。
- (3) 市は、女性防火クラブの中心となるリーダー育成のための研修会を開催する。

3 女性防火クラブの日常的活動

(1) 防災知識の普及等

日頃から集会等を活用して正しい防災知識の普及啓蒙に努める。なお、民生委員等との連携を図りながら、地域内における高齢者、障がい者、外国人等のいわゆる要配慮者の確認にも努めるものとする。

(2) 防災訓練等の実施

日頃から各種訓練等を行い、クラブ員各自が防災活動に必要な知識及び技術を修得し、また活動時の指揮連絡系統を明確にしておく必要がある。そのため、女性防火クラブが主体となり、市及び消防関係機関等の協力のもとに、訓練を実施するものとする。

第4節 防災訓練の充実

1 総合防災訓練

(1) 実施の概要

県及び市は、大規模な地震、風水害等の発生を想定し、防災関係機関、他の地方公共団体、自主防災組織、災害協定事業者、民間企業、NPO・ボランティア団体及び要配慮者も含めた地域住民の参加のもとに、総合的な防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の連絡協調体制の確立を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図るものとする。

県内においては、13市持ち回り（県との共催）により総合防災訓練を「防災の日」（9月1日）を中心とする防災週間に毎年実施するとともに、各地方振興局との共催で実施する地方総合防災訓練についても原則として毎年開催するものとする。

（2）訓練項目

以下のような項目を例に実施することとし、地域特性に応じた災害や複合災害を想定し、住民参加型の実践的な訓練を行うものとする。なお、夜間時に突発的に大地震が発生した場合などを想定し、夜間訓練の実施についても検討するものとする。

- ア 非常招集及び自主参集、災害対策本部設置、災害情報収集、被害状況調査、広域応援要請
- イ 火災、救急・救助等の通報、避難、避難誘導（要配慮者誘導を含む）、救助、救急
- ウ 地域住民による初期消火、消火、化学消火、林野火災防衛、集団救急事故対応
- エ 避難所設置、給水、給食（炊き出し）、ボランティア受入れ、ボランティアセンターの設置
- オ 交通規制、道路等の障害物除去、道路応急架橋、無線通信
- カ 水道施設応急復旧、水質検査、電力施設応急復旧、電信電話施設応急復旧、LPガス施設応急復旧
- キ 救援物資緊急輸送及び受入れ・仕分け、備蓄品の供与等、災害派遣医療チーム（DMAT）等受入れ

2 個別訓練

（1）実施の概要

県、市及び防災関係機関は、総合防災訓練のほか、必要に応じて個別訓練を実施するものとする。

（2）個別訓練の種類

ア 水防訓練

県、市及び防災関係機関は、水防訓練を実施し、水防活動に必要な知識と水防作業の指導、情報の伝達、資料管理等の確認迅速化を徹底させるとともに、住民に対する水防意識の高揚を図るものとする。

なお、水防法第4条に規定する指定水防管理団体においては、同法第32条の2の規定に基づき、毎年水防団及び消防機関の水防訓練を実施するものとする。

イ 通信訓練

県、市及び防災関係機関は、大雨・洪水等の情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令を迅速かつ適切に行えるよう通信訓練を実施する。

なお、実施の際は、防災行政無線、県総合情報通信ネットワーク、衛星携帯電話、電子メールなどの多重化した通信手段及び非常用電源設備を使用し、有効に活用できるよう備える。

また、有線及び県・市の防災行政無線が使用不能になったときに備え、東北地方非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図るものとする。

ウ 動員訓練

県、市及び防災関係機関は、災害時における職員の動員を迅速に行うため、動員訓練を適宜実施する。

また、勤務時間外における非常参集訓練についても適宜実施する。

エ 災害対策（地域）本部運営訓練

県、市及び防災関係機関は、災害時の本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集、被災市に派遣した情報連絡員（リエゾン）との連絡等、本部の運営を適切に行うため、災害対策（地域）本部運営訓練を実施する。

オ 避難所設置運用訓練

市は、避難所の開設、職員派遣、連絡や運営体制等を確認するため、避難所となる施設の管理者及び自主防災組織等の協力を得て、避難所設置運用訓練を実施する。

カ 土砂災害防災訓練

県、市及び防災関係機関は、土砂災害時における情報の受伝達及び被害状況の把握を迅速かつ適切に行えるよう土砂災害防災訓練を実施するとともに、住民避難訓練等を通じ住民の土砂災害に対する防災意識の高揚を図る。

キ その他の訓練

市は、防災活動の円滑な遂行を図るため、消火・救出救助・避難誘導・給食給水、図上演習等の訓練を実施する。

3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

(1) 概要

災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、住民相互の協力の下、自衛的な防災活動を実施していくことが重要であり、日頃から訓練を実施し、災害時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関と密接に連携を深めておく必要がある。

(2) 事業所（防火管理者）における訓練

学校・病院・工場・事業所、その他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、訓練を毎年定期的に実施するものとする。

また、地域の一員として、事業所の特性に応じた防災対策行動により、市・消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練への積極的な参加に努めるものとする。

(3) 自主防災組織等における訓練

自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の高揚、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市及び消防署等の指導の下、地域の事業所とも協調して組織的な訓練の実施に努めるものとする。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

(4) 一般住民の訓練

住民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、市及び防災関係機関は、防災訓練に際して広く住民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動の強化に努めるものとする。

また、住民は防災対策の重要性を理解し、各種防災訓練へ積極的・自主的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議等の防災行動の継続的な実施に努めるものとする。

4 訓練の評価と地域防災計画への反映

市は、訓練の実施後においては地域防災計画、各種の行動マニュアル等が現実的に機能するかどうか、その点検・評価を行い、問題点を明らかにするとともに、必要に応じて防災体制等の改善を図るとともに、次回の訓練に反映させるものとする。

第9章 要配慮者の安全確保

災害の発生時において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等災害時に特に配慮を要する者、いわゆる「要配慮者」が犠牲になる場合が多くなっている。

こうした状況を踏まえ、今後は、要配慮者の防災対策を積極的に推進していくことが、従来以上に重要な課題となっている。

第1節 避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供

1 避難行動要支援者名簿の作成

市は、防災担当部局と保健福祉部局との連携の下、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成し、定期的に更新するものとする。

また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月内閣府（防災担当））」に基づく「避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」を市地域防災計画の下位計画として位置づけ、避難行動要支援者の安全確保体制の整備を図るものとする。

なお、他の既存計画等に記載の「災害時要援護者」については今後「避難行動要支援者と読み替え、順次修正していくものとする。

(1) 避難行動要支援者の範囲

本市における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。

- ア 要介護認定3～5を受けている者
- イ 65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯
- ウ 身体障がい者（身体障害者手帳1級、2級所持者及び3級の視覚、下肢、体幹、呼吸器機能の障がい者）
- エ 療育手帳を保有し、障がい程度がAの方
- オ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者で単身世帯の者
- カ 上記以外、実態を踏まえ、避難支援が必要と市長が認める者

(2) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、または記録するものとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号・緊急時家族等の連絡先
- カ 避難行動要支援者の区分（支援等を必要とする理由）
- キ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(3) 避難行動要支援者情報の利用及び取得

ア 市内部での情報集約

避難行動要支援者に該当する者を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するため、関係部局で把握している要介護高齢者、障がい者等の情報を集約する。

イ 知事等からの情報の取得

避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、災害対策基本法第49条の10第4項の規程に基づき、関係都道府知事その他の者に対して、市が把握していない要配慮者の情報の提供を求めることができる。

(4) 避難行動要支援者名簿の更新と共有

市は、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つことができるよう努める。また、名簿を提供している避難支援等関係者にも定期的に周知するよう努める。

2 避難行動要支援者名簿の利用及び提供

避難行動要支援者名簿は、市が行う避難支援等の実施のために内部で利用すると共に、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施のため、避難行動要支援者本人から同意を得た上で、あらかじめ避難支援の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。

(1) 避難支援等関係者の範囲

避難行動要支援者名簿の情報を事前に提供する避難支援等関係者は、原則次に掲げる機関等とし、災害発生時には、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等の協力を求める。

ア 消防機関

イ 警察

ウ 民生・児童委員

エ 市社会福祉協議会

オ 区長・町内会長等

カ その他災害発生時、避難行動要支援者の生命を守るため特に必要と認める者

(2) 適正な情報管理

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、以下の事項に留意して行う。

ア 避難行動要支援者名簿の提供には、秘匿性の高い個人情報も含むため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

イ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

ウ 施錠可能な場所に避難行動要支援者名簿の保管を行う等、適切に保管するよう指導する。

エ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

オ 避難行動要支援者名簿を取り扱う者に限定するよう指導する。

3 避難のための情報伝達

市は災害が発生するおそれがある場合は、市地域防災計画の第2編第2部第6章第1節「避難指示等の発令」に基づき、避難指示等を適切に発令し、その発令に当たっては避難行動要支援者が円滑に避難できるよう以下の事項に留意して行う。

(1) 高齢者等避難の発令・伝達

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難のため、適切に「高齢者等避難」を発令する。その発令・伝達に当たっては、高齢者、障がい者等にも分かりやすい言葉や表現を使って行う。

(2) 多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時等は迅速かつ確実に避難指示が伝達できるよう、各種情報伝達の

特徴を踏まえ、防災行政無線、広報車、携帯端末による緊急速報メール等を活用するなど複数の手段を組み合わせる情報伝達を行う。

4 避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者の生命又は身体を保護するため、災害発生時には、避難支援等関係者があらかじめ市から提供された避難行動要支援者名簿を基に避難支援等を行うものとする。

(1) 避難支援等関係者等の対応原則

避難支援等関係者はあらかじめ市から提供された避難行動要支援者名簿を基に、避難行動要支援者の避難支援等を行うが、避難支援等の実施に当たっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提とした上で、できる範囲で行うものとする。

(2) 避難支援等関係者等の安全確保措置

市は、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対して、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の活用等について説明するとともに、避難支援等を行う避難支援等関係者の安全確保のための措置をとる。

第2節 個別避難計画の策定

市は、災害発生時に避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、民生委員、市社会福祉協議会、行政区・町内会等の協力を得て、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容、避難先）を平常時から共有し、一人一人の避難行動要支援者に対してできるだけ複数の避難支援等関係者を定める等、個別避難計画の策定に努めるものとする。

第3節 社会全体で避難行動要支援者を支援する体制の構築

市は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の作成、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

第4節 社会福祉施設等における対策

1 施設の整備

社会福祉施設等の利用者は支援の必要な高齢者や障がい者及び乳幼児等であり、災害時には移動の面などで支障が生じる「避難行動要支援者」であるため、施設の管理者は、施設そのものの安全性の確保に努める。

＊ 資料編 資料3 4 参照

2 組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生の予防や災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ職員を中心とした防災組織を整備し、役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておくものとする。

特に、夜間における消防署等への通報連絡や入所者の避難誘導體制は、職員が手薄であることや照明の確保が困難である等悪条件が重なることから、これらの点を十分に配慮した組織体制を確保する。

また、管理者は、市との連携を図り、施設相互及び他の施設、近隣住民並びにボランティア組織との日常の連携が密になるよう努め、利用者の実態等に応じた協力が得

られるよう体制づくりを行うものとする。

さらに、入所者を施設相互間で受け入れるための協定を結ぶなど施設が被災した後の対応についても検討しておくものとする。

3 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生時に備え、消防署等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化を図るため、市の指導の下に緊急連絡体制を整備する。

4 防災教育・防災訓練の実施

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や利用者が災害等に関する基礎的な知識やとるべき行動について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

また、管理者は、施設の職員や利用者が災害時の切迫した危機的状況下にあっても適切な行動がとれるよう各施設の構造、利用者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設にあつては、職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的実施するよう努めるものとする。

さらに、職員に対して、災害に起因する利用者の過度の不安状態（パニック）、感情の麻痺、無力感等の症状、心的外傷後ストレス障害（PTSD）の顕在化に備え、症状・対処方法等についての理解を深めさせる教育を実施するものとする。

なお、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき避難誘導等の訓練を実施するものとする。

5 大規模停電への備え

社会福祉施設等の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

第5節 在宅者に対する対策

1 情報伝達体制の整備

市は、ひとり暮らし高齢者、要介護高齢者、障がい者（特に音声による情報伝達の困難な聴覚障がい者や理解力・判断力に障がいのある知的障がい者）等の安全を確保するため、防災ラジオを無償で積極的に貸与するなど災害時の情報伝達体制の整備に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、住宅用自動消火装置、住宅用火災警報器等の設置など必要な措置を講ずるものとする。

2 防災知識の普及・啓発

市は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット・チラシ等を配布するとともに、地域の防災訓練等への参加も考慮するなど、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を行うものとする。

市は、防災部局と保健福祉部局（地域包括支援センター・ケアマネジャー含む）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

3 支援体制及び避難用器具等の整備

発災初期においては、市及び防災関係機関の対応が著しく制限されることが予想されるため、民生委員等と連携を図りながら、区・町内会、自主防災組織等において避難行動要支援者の所在をあらかじめ把握し、発災時においては、地域住民による救出、避難誘導活動を行うことが重要となる。

また、市は、避難行動要支援者が避難する際に使用する避難用器具等の整備に努めるものとする。

第6節 避難所への移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、避難支援等関係者又は運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

第7節 避難所における要配慮者支援

1 避難所における物理的障壁の除去（ユニバーサルデザイン化）

市が避難所として指定する施設は、障がい者や高齢者などの生活面での物理的障壁が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公的施設とすることを原則とするが、やむを得ずユニバーサルデザイン化されていない公的施設を避難所として指定する場合には、多目的トイレ等の設備を速やかに設置できるようあらかじめ体制の整備に努めるとともに、スロープ等の段差解消設備については、事前準備に努めるものとする。

また、介助、援助を行うことができる部屋（福祉避難スペース）を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境を整備するよう努めるものとする。

2 福祉避難所の指定

市は、保健福祉センター、老人福祉センター等、避難所の生活において特別の配慮を必要とする者が避難できるような機能等を有する施設等を福祉避難所としてあらかじめ指定しておくものとし、避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して、関係団体等との連携を図り、災害時に人的支援を得られるような受入体制を構築する。

3 指定避難所と福祉避難所との連携

要配慮者が一般の指定避難所において避難生活を送ることが困難な場合には、安心して必要な生活の支援を受けることができるよう、指定避難所から速やかに福祉避難所に移動できる連携体制の整備に努める。

第8節 外国人及び市外からの来訪者への対策

1 外国人に対する対策

市は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人も「要配慮者」として位置付け、災害発生時に迅速、的確な行動ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、多様な機会に防災対策の周知に努めるものとする。

- (1) 「やさしい日本語」を含む多言語による広報の充実
- (2) 指定緊急避難場所・避難標識等の災害に関する表示板の多言語化・ピクトグラム表示
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育
- (4) 外国人の雇用又は接触する機会の多い企業、事業所等に対する防災教育等の指導、支援

2 来訪者等対策

本市は磐梯朝日国立公園の一角を有し、岳温泉や塩沢温泉などの観光資源を有することから観光客など来訪者が多い。その対策として、市外からの来訪者にもわかりやすく、迅速な避難誘導ができるよう体制を整備するとともに、訓練の強化を図る。

第2部 災害応急対策

第1章 応急活動体制

災害発生時において、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動を実施するために極めて重要である。

このため、職員の配備基準を明確にするとともに、職員の動員伝達方法、自主参集の基準等を明確にしておく必要がある。

第1節 初動体制

それぞれの配備体制における具体的な職員の配置については、毎年度当初に策定する「職員行動マニュアル」及び「職員配備計画」において別に定める。

1 災害対策本部設置前の体制

	配 備 基 準	任 務 内 容
事前配備	1 大雨、台風等において、気象注意報（大雨注意報、洪水注意報等）が発表され、警報の発表が予想されるときで、市民部長が配備を決定したとき。 2 その他市民部長及び関係部長等が特に必要と認めたとき。	情報収集連絡のため、市民部及び関係部等の少数の人員をもって当たるもので、状況により次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。
警戒配備	1 気象警報（大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報、大雪警報）のいずれかが発表されたとき。 2 その他市民部長及び関係部長等が特に必要と認めたとき。	市民部は各部・各支所等に連絡するとともに、所要の人員を待機させるよう要請し、災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。 また、災害発生とともに、直ちに非常活動ができるよう体制を整える。
特別警戒配備	1 気象警報、土砂災害警戒情報、気象に関する特別警報が発表され、災害の発生が予想されるとき。 2 災害が発生した場合において、災害対策本部の設置に至るまでの間又は災害対策本部の設置に至らない程度において必要と認められるとき。 3 その他副市長が特に必要と認めたとき。	副市長は災害対策本部会議※の開催の可否を判断する。 災害対策本部会議においては、気象情報及び災害に関する情報を共有すると共に、自主避難所または指定避難所の開設、避難情報の発令、災害対策本部の設置等について決定し、直ちに必要な対応を行う。 また、状況に応じて災害対策本部の設置に移行できる体制を整える。

※災害対策本部会議…市長、副市長、教育長及び部長（議会事務局長、教育部長、会計管理者及び支所長を含む）、秘書政策課長、財政課長、人事行政課長が出席することとし、事務局は生活環境課とする。

2 災害対策本部設置後の体制

【本部長（災害対策本部長）…市長】

	配 備 基 準	任 務 内 容
第一次配備体制	1 局地的に激甚な災害※が発生し、なお拡大のおそれがあるとき。 2 災害対策本部会議で配備を決定したとき。 3 その他必要により、本部長が当該配備を指令したとき。	災害対策本部付職員は速やかに本部へ出向し、突発的災害に対し、応急対策を行い、救助活動及び情報収集、防災関係機関との連携、広報活動が円滑に実施できる体制をとる。 局地的災害の場合は、本庁、各支所間の連絡、連携を密にし、相互応援体制をとる。 事態の推移に伴い、速やかに次の配備体制に移行できる体制をとる。
第二次配備体制	1 複数地域又は全域にわたる激甚な災害が発生したとき。 2 災害対策本部会議で配備を決定したとき。 3 その他必要により、本部長が当該配備を指令したとき。	災害対策本部付職員のほか、その他の職員も含めた全職員にて、広域的な応急対策を行い、被害を最小限に止める体制をとる。 各機関、災害協定先等からの応援を受け、あらゆる災害応急対策をとる。

※激甚な災害…「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害に該当しうる大規模な災害。

3 夜間・休日等の体制

- (1) 本庁警備員は、気象警報に関する情報または災害情報を受理したときは、直ちに市民部長及び生活環境課長を始め、毎年度当初に作成する「警報等発令時連絡体制」に基づき連絡する。
- (2) 職員は、防災行政無線・テレビ・ラジオ等の気象情報または災害情報により、市内に気象警報の発表または災害が生じたことを察知したときは、直ちに各部・課が定める体制により、参集するものとする。

4 災害対策本部設置前の活動内容

活動体制は、第2部の各章の初動対応策等に準ずるが、特に事前及び警戒配備に万全を期すものとする。

- (1) 事前及び警戒配備下の活動
 - ア 市民部長は、生活環境課長に気象情報、災害情報、その他関連情報等を収集させるものとする。
 - イ 各部長は、市民部長と連絡を密にしながら、部署職員に必要な情報を収集させるものとする。
- (2) 職員の配備
 - ア 警戒配備につく職員は、各部長の指定する場所に待機する。
 - イ 警戒配備につく職員の数は、状況により各部長が決定する。
- (3) 各部長は、事務分掌に基づき、各課の配備基準を定め、これを部署職員に徹底する。

第2節 災害対策本部

1 設置基準

市長は、次の各号のいずれかに該当し、特に強力に防災活動を推進する必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2の規定により、二本松市災害対策本部を設置する。

- (1) 局地的に激甚な災害が発生し、なお拡大すると予測されるとき。
- (2) 複数地域又は全域にわたる激甚な災害が発生したとき。
- (3) その他大規模な災害が予測され、総合的な応急対策を必要としたとき。

なお、大規模災害発生時における市長の不在等の非常時において、市長による災害対策本部設置の決定が困難な場合は副市長が決定し、それも困難な場合には市民部長を第2順位、総務部長を第3順位とする。

2 設置場所

市長は、二本松市災害対策本部条例に基づき、市役所本庁舎に災害対策本部を設置する。ただし、本庁舎に設置することが困難な場合は、市長が指定する場所に設置する。

【二本松市災害対策本部 市庁舎使用計画】

本 部 室 名	使用庁舎室名	階数	面 積
本 部 室	庁 議 室	4階	82.00㎡
防 災 会 議 室	601会議室	6階	86.00㎡
本部付職員事務室	正 庁	6階	208.00㎡
議 員 協 議 会 室	議 員 協 議 会 室	5階	170.00㎡
会 議 室	総務市民常任委員会室	5階	59.00㎡
会 議 室	産業建設常任委員会室	5階	59.00㎡
会 議 室	文教福祉常任委員会室	5階	62.00㎡
報 道 室	議会運営委員会室	5階	62.00㎡

3 設置の公表

市は、本部を設置したときは、速やかに次に掲げる者のうち必要と認める者に通報する。

- (1) 県（災害対策課）
- (2) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
- (3) 陸上自衛隊（第44普通科連隊）
- (4) 災害相互応援協定を締結している自治体等

4 災害対策本部の解散

災害対策本部長は、市域に災害の発生するおそれなくなった場合又は災害復旧が進行して必要がなくなったと認められるときは、本部を解散する。

また、解散にあつては、県及び防災関係機関等にその旨を報告する。

5 災害対策本部の組織編成等

二本松市災害対策本部の組織編成等は「二本松市災害対策本部条例」の定めるところによる。

なお、本部長及び部長等が不在の場合は、「二本松市職務権限規定」に基づき、活動体制をとる。

- (1) 組織編成
 - * 資料編 資料35参照
 - * 資料編 資料36参照

(2) 各部の任務分担

- * 資料編 資料37 参照
- * 資料編 資料38 参照

6 災害対策本部の設置による活動

(1) 組織内の関係

- ア 本部会議及び本部長の命令は、市民部長を通して各部に連絡・指示する。
- イ 本部長不在時においては、第一順位・副本部長（副市長・教育長）、第二順位・市民部長、第三順位・総務部長が行うものとする。
- ウ 各部で収集した情報又は処理した事項のうち、本部及び他部との関連の事項は、本部会議に報告する。
- エ 市民部長は、あらかじめ本部付職員を決定し、災害対策本部の事務を行うよう本部長が命令する。

(2) 非常配備下の活動

- ア 各部長は、情報の収集及び伝達の体制を強化する。
- イ 市民部長は、各部長との相互連絡を密にし、客観的に状況を判断するとともに、応急措置について随時これを本部長に報告する。
- ウ 各部長は、災害に関する情報及び指示事項等を取りまとめて市民部長に報告する。市民部長は、これを整理して県及び防災関係機関に報告する。
- エ 各部長は、状況を部署職員に徹底させ、所要の人員を配置につかせる。
- オ 各部間の協力体制を強化する。
- カ 本庁、各支所間の協力体制を強化する。

7 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害が本部から遠隔地かつ局地的に発生し、災害の種別、規模、その他の状況により、現地に対策本部を設置することが必要と認めた場合は、名称、所管区域及び設置の場所を定めて現地災害対策本部を設置することができる。

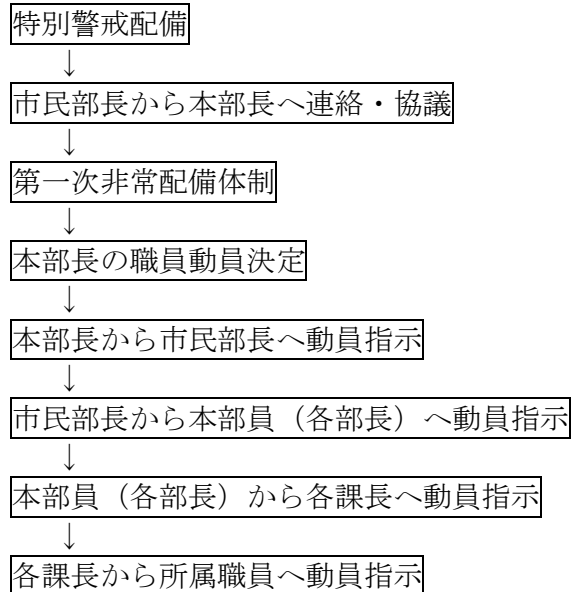
なお、設置場所については、災害の状況に応じて設置することとするが、基本的には、地区防災拠点（各支所、住民センター）を第1候補とする。

また、現地災害対策本部の組織、事務分掌等は、その都度本部長が定めるものとする。

第3節 職員の動員

1 動員の時期及び伝達

(1) 本部長からの伝達



(2) 職員への伝達

各課長から所属職員への伝達は、あらかじめ定められたルートにより、一般加入電話又は携帯電話で行うこととする。なお、大規模災害によりこれらの連絡手段が用いることができない場合や、甚大な被害が発生していることが明らかである場合は、あらかじめ策定された職員行動マニュアル及び職員配備計画により、自主的に職員が参集する。

2 動員計画

(1) 災害対策職員配備計画・職員行動マニュアルの作成と周知

毎年度当初に作成される災害対策職員配備計画及び職員行動マニュアルについて、各課長は、平常時から所属職員に対し周知徹底させなくてはならない。

また、計画の作成にあたっては、次の事項を考慮するものとする。

- ア 動員伝達系統図
- イ 非常参集予定者
- ウ 非常参集場所
- エ 勤務時間外の対応

(2) 動員の区分

各課長は、所属職員の参集場所を事前に確認し、任務分担を明らかにしておくものとする。

3 職員動員の報告

各課長は、各部長を通じて、職員の動員状況を市民部長に報告し、市民部長は報告のあった職員の動員状況を取りまとめ、本部長へ報告するものとする。

第4節 職員の服務

1 勤務時間内における留意事項

- (1) 災害に関する情報に注意し、原則として勤務場所を離れない。
- (2) 会議、出張等中止する。

- (3) 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで指定された場所で待機する。
- (4) 自らの言動によって住民に不安や誤解を与えないようにする。

2 勤務時間外における留意事項

- (1) 災害が発生し、防災行政無線・テレビ・ラジオ等の情報により、市内の全域又はそれに相当する被害が生じたと察知したときは、参集命令を待つことなく、自主的にあらかじめ指定された場所に参集する。
- (2) 災害の状況により、あらかじめ指定された場所への参集が困難な場合は、最寄りの各支所、住民センター等に参集し、その後所属長の指示に従う。
- (3) 遠距離通勤職員は、参集について事前に所属長と協議しておくこととする。
- (4) 職員又は職員の家族が直接的に罹災した場合は、緊急参集は実質的に不可能であることから、所属長へ報告する。
- (5) 参集の際は、災害活動に適する服装とし、最低1日分の食料と水を持参する。
- (6) 参集途上において、可能な限り被害状況等を把握し、参集後直ちに所属長又は上司に報告する。
- (7) その他については、職員行動マニュアルを参考とする。

第5節 市庁舎における災害応急体制

市庁舎が罹災した場合の応急体制については、「市庁舎消防計画」に基づき、対応することとする。

職員は来庁者及び重要物品の安全を確保するため、迅速かつ的確な行動を行うこととする。

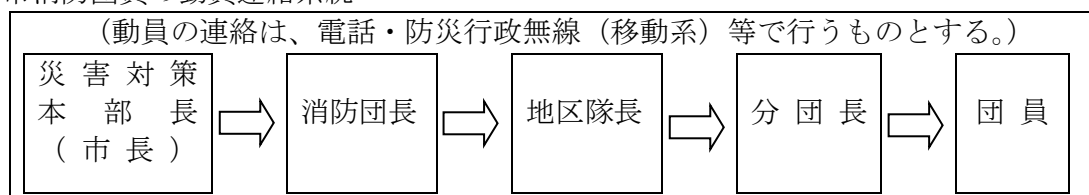
第6節 市消防団員の動員

1 市消防団の動員命令

市消防団の動員命令は、市長（本部長）が消防団長に対して行うものとする。

また、消防団長は本団幹部及び各分団長等へ次の方法により、命令を行うものとする。

市消防団員の動員連絡系統



2 消防団員動員時の連絡内容

次の内容を連絡するものとする。

- (1) 動員を要する分団名と動員の規模
- (2) 災害情報または被害状況
- (3) 作業内容及び作業場所
- (4) 集合時間及び集合場所
- (5) その他必要と認める事項

第2章 応援の要請

災害発生に伴い、業務が膨大となり災害応急対策が滞ることを防ぐため、各機関等への応援要請を必要に応じて速やかに行う必要がある。

第1節 県に対する要請

1 県と市の相互協力

- (1) 市長は、災害応急対策（広域避難対策、市役所機能の低下、喪失、移転対策を含む。以下同じ。）を実施するため必要があると認めるときは、知事（災害対策課）に応援（職員の派遣を含む）若しくは応援のあつせんを求め、または災害応急対策の実施を要請することができる。

ア 災害対策基本法第30条

イ 災害対策基本法第68条

ウ 地方自治法第252条の17

- (2) 市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。

ア 災害対策基本法第30条

イ 災害対策基本法第67条

ウ 地方自治法第252条の17

- (3) 市長が、知事に職員の派遣、職員の派遣のあつせん若しくは応援を求め、若しくは災害応急対策の実施を要請し、または他の市町村長に応援を求める場合は、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理するものとする。

ア 災害の状況及び応援を求める理由

イ 応援を要請する機関名

ウ 応援を要請する職種別人員、物資等

エ 応援を必要とする場所、期間

オ その他必要な事項

なお、災害相互応援協定を締結している他市町村等に対しては、その協定書に定めるところによるものとする。

【相互応援協定】

協定の相手方	協定年月日	応援内容
福島地方拠点都市 (県北市町村)	平成7年8月1日	物資供給、職員派遣、資機材供給
東京都葛飾区	平成8年2月19日	物資供給、職員派遣、被災住民の受入
埼玉県越谷市	平成8年7月2日	物資供給、職員派遣、資機材供給、被災住民の受入
福島・宮城・山形広域圏	平成9年1月16日	物資供給、職員派遣、資機材供給
長野県駒ヶ根市	平成17年10月14日	物資供給、職員派遣、資機材供給、被災住民の受入
埼玉県富士見市	平成25年10月23日	物資供給、職員派遣、資機材供給、被災住民の受入

2 災害対策基本法に基づく知事の指示等

- (1) 知事は、市の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、応急措置の実施について必要な指示をし、または他の市町村長を応援すべきことを指示することができる。
- (2) 知事は、市の実施する災害応急対策（応急措置を除く。）が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、市長に対し、当該災害応急対策の実施を求め、または他の市町村長を応援することを求めることができる。
- (3) 知事の指示にかかる応援に従事する者は、市長の指揮の下に行動する。協定により応援に従事する者は、協定に基づく協議により、指揮権を設定するものとする。
- (4) 県は、あらかじめ情報連絡員（リエゾン）を災害対策地方本部毎に指定しておき、市において災害対策本部を設置する災害が発生した場合、または通信手段途絶等により派遣が必要と認める場合は、県北地方災害対策本部から市へ情報連絡員を派遣するものとする。

第2節 国に対する応援要請

1 市長の応援要請

- (1) 市長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請することができる（災害対策基本法第29条）。
- (2) 市長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる（災害対策基本法第30条）。

2 手続き

市長は、指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請するときは、次の事項を記載した文書をもって行う。

また、市長が、知事に対して指定地方行政機関の職員の派遣のあつせんを求めるときも同様とする。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要とされる事項

なお、派遣された職員の身分の取扱いに関しては、災害対策基本法施行令第17条に定めるとおりである。

第3節 公共的団体等への協力要請

市は、区域内における公共的団体及び自発的な防災組織等から、次のような協力を得ながら、効率的な応急対策活動を行うものとする。

- 1 異常現象、災害危険箇所等を発見したときの通報。
- 2 避難行動要支援者の把握、介助等に対する協力。
- 3 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- 4 災害時における広報広聴活動に協力すること。
- 5 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
- 6 避難誘導、避難所内被災者の救援業務に協力すること。
- 7 被災者に対する食料品、飲料水、その他物資の配分作業に協力すること。
- 8 被害状況の調査に協力すること。

- 9 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- 10 被災者の安否確認、遺体の捜索、受入れ、身元確認に協力すること。
- 11 罹災証明書交付事務に協力すること。
- 12 被災建築物の使用制限の調査に協力すること。
- 13 その他の災害応急対策の実施に協力すること。

なお、ここでいう公共的団体とは、日赤奉仕団、医師会及び歯科医師会、農業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年団、婦人会等をいい、防災組織とは、地区の自主防災組織、施設の防災組織及び業種別の防災組織をいう。

【各種団体等との災害時応援協定】

* 資料編 資料6 9 参照

第4節 自衛隊の災害派遣要請

1 災害派遣要請基準

市長は、災害を予防し、または災害が発生した場合に、人命及び財産を災害から保護するために、自衛隊の派遣を要すると認めるときは、要請者である知事に対して、部隊の派遣を要請するよう要求するものとする。

2 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害時における人命又は財産の保護のため必要があり、かつ、緊急性、公共性があるもので、他の機関の応援等により対処できない場合とし、概ね次による。

なお、特に人命にかかわるもの（救急患者、薬等の緊急輸送等）については、災害対策基本法に規定する災害以外であっても、災害派遣として行う。

区 分	活 動 内 容
(1) 被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による偵察
(2) 避難の援助	避難者の救援等
(3) 遭難者等の捜索救助	遭難者等の捜索、救助
(4) 水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積み込み及び運搬
(5) 消防活動	利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力
(6) 道路又は水路等交通路上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等（ただし、放置すれば人命財産の保護に影響あると考えられる場合）
(7) 診察、防疫、病虫害防除等の支援	大規模な感染症等発生に伴う応急防疫等（薬剤等は市が準備）
(8) 通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援
(9) 人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し他に適当な手段がない場合、救急患者、医師、その他救急活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）
(10) 炊飯及び給水支援	緊急を要し他に適当な手段がない場合
(11) 救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令第13条、第14条」による
(12) 交通規制の支援	自衛隊車両の通行が輻輳する地点にある自衛隊車両を対象とする

区 分	活 動 内 容
(13) 危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
(14) 予防派遣	風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合
(15) その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する

3 要請の手続き

(1) 根拠法令

自衛隊法第83条

(2) 災害派遣要請の要求

市長は、市の地域に係る災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事（災害対策本部総括班）に対して、自衛隊災害派遣の要請をするよう求めることができる。

(3) 災害派遣要請の要求要領

市長が知事（災害対策本部総括班）に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、原則として、県北地方振興局長（災害対策地方本部総括班）を経由して、知事（災害対策本部総括班）へ要求するものとする。

要求に当たっては、次の要領により文書をもって行うものとする。

ただし緊急を要し、文書をもってするいとまがない場合は電話等により、直接知事（災害対策本部総括班）に要求し、事後、文書を送達するものとする。この場合、速やかに県北地方振興局長（災害対策地方本部総括室）へ連絡するものとする。

ア 提出（連絡）先 県危機管理部危機管理総室、災害対策本部総括班

イ 提出部数 2部

ウ 記載事項

（ア）災害の状況及び派遣を要する事由

（イ）派遣を希望する期間

（ウ）派遣を希望する区域及び活動内容

（エ）その他参考となるべき事項

市長は、上記の要求ができない場合は、福島駐屯地司令に対して災害の状況を知ることができるものとする。この場合、市長は、速やかにその旨を知事（災害対策本部総括班）に通知しなければならない。

また、通知を受けた部隊長は、特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、部隊等を派遣するとともに、速やかにその旨を知事（災害対策本部総括班）に通知するものとする。

4 災害派遣要請者

(1) 第1順位…市長

(2) 第2順位…副市長

(3) 第3順位…市民部長

(4) 第4順位…総務部長

5 派遣要請部隊

陸上自衛隊福島駐屯地

陸上自衛隊第44普通科連隊 第3科

TEL 024-593-1212 内線 235 (県総合情報通信ネットワーク 811-280-01)
時間外 福島駐屯地当直司令 内線 302 (県総合情報通信ネットワーク 811-280-02)

6 部隊の基地

派遣要請の決定後、自衛隊の活動拠点として円滑に利用できるよう、施設管理者において施設の通常利用の停止をするなど、必要な措置を行うこととする。

- (1) 城山総合体育館 … 5,411 m²
- (2) あだたら高原野営場 … 15,633 m²

7 自衛隊との連絡体制の確立

市長は、派遣された自衛隊との円滑・迅速な措置がとれるよう、情報連絡員（リエゾン）を受入れ、連絡交渉の窓口を明確にし、市庁舎又は災害現場に市と自衛隊共同の連絡所を設置し、連携を密にするものとする。

8 災害派遣部隊の受入体制

市、警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置を行うための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用に関して緊密に連絡協力するものとする。

- (1) 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除
市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と重複競合することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

- (2) 作業計画及び資材等の準備

市長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するにあたっては、次の事項についてできるだけ先行性のある計画を策定するとともに、諸作業に関係のある管理者の了解を取り付けるよう配慮するものとする。

また、自衛隊の活動が円滑にできるように常に関係情報を収集し、作業実施に必要なとする十分な資料（災害地の地図等）を準備するとともに、作業区ごとに責任ある連絡員をあらかじめ定めておくものとする。

- ア 作業箇所及び作業内容
- イ 作業の優先順位
- ウ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- エ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

- (3) 派遣部隊の受入れ

市長は、部隊到着後の作業能力が十分発揮できるよう、関係出先機関の長と協議の上、次の事項について自衛隊受入れの体制を整備するものとする。

また、出動部隊及び現地関係機関との連絡調整のため、必要があると認める場合は、職員を現地に派遣するものとする。

- ア 本部事務室
- イ 宿舎
- ウ 材料置場、炊事場（野外の適当な広さ）
- エ 駐車場（車一台の基準は3m×8m）
- オ 臨時ヘリポート（1機当たりに必要な広さは、観測用ヘリで30m×30m、多用途ヘリで50m×50m、輸送ヘリで100m×100m）

9 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、市長及び警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市

長に通知するものとする。

- (1) 警戒区域の設定及びそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令
- (2) 他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 住民等を応急措置の業務に従事させること

また、自衛隊法の規定により、災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、警告及び避難等の措置をとることができる。

10 派遣部隊の撤収

派遣部隊の撤収は、災害派遣の目的を達し、知事から撤収要請があった場合、または部隊が派遣の必要がなくなると認めた場合に行うものとする。

ただし、撤収にあたっては、関係機関と十分な事前調整を実施するものとする。

11 経費の負担区分

災害派遣に要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めにくいものについては、県、市、部隊が相互調整の上、その都度決定する。

- (1) 県・市の負担

災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な資材、施設の借上料及び損料、消耗品、電気、水道、汲み取り、通信費及びその他の経費

- (2) 部隊の負担

部隊の露営、給食及び装備、器材、被服の整備・損耗・更新並びに災害地への往復等の経費

第5節 応援受入体制

人的・物的資源の受入れ手順や応援を受ける業務等について、対象業務、担当部署、具体的な手続き等については、別途「二本松市災害時受援計画」に従い、速やかに必要な応援の受入を行うものとする。

第3章 情報の収集・伝達

市内に風水害等の災害が予想されるとき、予報・警報等の関係情報を、災害の切迫度に応じて5段階の警戒レベルにより、迅速かつ確実に伝達する。

また、市内に災害が発生した場合、災害状況調査及び災害情報の収集は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定の基本となるものであり、迅速・的確に行うものとする。

第1節 気象注意報・警報等の伝達

1 定義と種類

(1) 定義

- ア 予 報：観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。
- イ 注 意 報：気象現象により災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。
- ウ 警 報：重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。
- エ 特別警報：大雨、大雪、暴風、暴風雪等が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。
- オ 情 報：気象の予報等について、注意報・警報・特別警報に先立って注意を喚起する場合や、注意報・警報・特別警報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

(2) 種類（内陸部）

ア 注意報

- ・気象注意報
 - 風雪注意報
 - 強風注意報
 - 大雨注意報
 - 大雪注意報
 - その他の気象注意報（現象名を冠した注意報）
 - 濃霧注意報
 - 雷注意報
 - 乾燥注意報
 - なだれ注意報
 - 着氷（雪）注意報
 - 霜注意報
 - 低温注意報
 - その他の異常現象（例：融雪注意報）

- ・洪水注意報
- ・水防活動用気象注意報（大雨注意報をもって代える）
- ・水防活動用洪水注意報（洪水注意報をもって代える）
- ・福島河川国道事務所と福島地方気象台が共同して行う水防活動用洪水注意報（阿武隈川上流：氾濫注意情報の表題で発表）

イ 警報

- ・気象警報
 - 暴風警報
 - 暴風雪警報
 - 大雨警報
 - 大雪警報
- ・洪水警報
- ・水防活動用気象警報（大雨警報または大雨特別警報をもって代える）
- ・水防活動用洪水警報（洪水警報をもって代える）

- ・福島河川国道事務所と福島地方気象台が共同して行う水防活動用洪水警報（阿武隈川上流：氾濫警戒情報及び氾濫危険情報並びに氾濫発生情報の表題で発表）

ウ 特別警報

- ・気象特別警報
 - 大雨特別警報
 - 大雪特別警報
 - 暴風特別警報
 - 暴風雪特別警報

（注）地面現象及び浸水注意報・警報は、その注意報及び警報事項を気象注意報及び気象警報に含めて行われる。

（注）地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報(土砂災害)」として発表される。

エ 情報

（ア）気象情報（全般気象情報、東北地方気象情報、福島県気象情報）

気象等の予報に関係ある台風、大雨、その他異常気象について、注意報・警報に先立って知らせたり、異常気象の起きた後の状況について解説するなど、防災の効果を上げるため、注意報・警報と組み合わせて発表するものである。

対象とする状況や現象により、台風・大雨・大雪・乾燥・高（低）温・長雨・日照不足・なだれ等の情報がある。

（イ）記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に、現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害、中小河川の洪水災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量（福島県の発表基準：1時間に100mm以上）を観測又は解析し、警戒レベル4相当の状況となっている場合にのみ福島県気象情報の一種として発表する。

実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、「キキクル（危険度分布）」で確認することができる。

（ロ）土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中、避難行動が必要な大雨による土砂災害の発生する危険性がさらに高まった時に、市長が避難指示等発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、福島県と福島地方気象台が共同で発表するものである。

なお、気象庁は土砂災害警戒情報を補足する情報として土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）により1km四方の領域（メッシュ）ごとに土砂災害発生の危険度を5段階に判定した結果を提供する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは避難指示等の対象地区の範囲が十分であるか等、すでに実施済みの措置の内容を再点検し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大等のさらなる措置を検討する必要がある。

（ハ）竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、会津・中通り・浜通りの地域単位で発表する。

なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表するほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間であ

る。

オ その他

(ア) 火災気象通報

「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一の基準により、気象概況通報の一部として福島地方気象台により通報される。

(イ) スモッグ気象情報

大気汚染防止法の規定により、光化学オキシダント濃度が注意報発令基準に達しそうな場合に都道府知事が行う緊急の措置に資するための気象情報。

※「光化学スモッグ注意報」等は、福島県の発令基準により発令される。

注意報基準：オキシダント濃度 0.12ppm 以上になり、かつ、この状態が気象条件から見て継続すると認められるときに発令される。

(ウ) 鉄道気象通報、大気汚染気象通報、電力気象通報

2 注意報・警報発表基準

福島地方気象台が異常気象等によって県下に災害が起こるおそれがあると予想したとき発表する。本市の発表基準は次のとおりである。

【二本松市の注意報・警報の発表基準】令和3年6月8日現在

発表官署			福島地方気象台
一次細分区域			中通り
市町村等をまとめた地域			中通り中部
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準※：14
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準※：103
	洪水		流域雨量指数基準※： 移川流域 =29.7 油井川流域 = 9.5 杉田川流域 =15.3 口太川流域 =21.2 安達太田川流域=11.1 小浜川流域 = 9 複合基準（表面雨量指数, 流域雨量指数の組合せ）： 移川流域 =(6, 27) 小浜川流域 =(6, 8.6) 阿武隈川流域=(6, 51) 指定河川洪水予報による基準： 阿武隈川上流「本宮・二本松」
	暴風		平均風速：18m/s 以上
	暴風雪		平均風速：18m/s 以上 雪を伴う
	大雪		12時間降雪の深さ：平地25cm以上 山沿い※35cm以上
	大雨		表面雨量指数基準：7 土壌雨量指数基準：69
注意報	洪水		流域雨量指数基準： 移川流域 =23.7 油井川流域 = 7.6 杉田川流域 =12.2 口太川流域 =16.9 安達太田川流域= 8.8 小浜川流域 = 7.2 複合基準（表面雨量指数, 流域雨量指数の組み合わせ）： 移川流域 =(6, 19) 安達太田川流域=(6, 7) 小浜川流域 =(6, 5.8) 阿武隈川流域=(5, 27.3) 指定河川洪水予報による基準： 阿武隈川上流「本宮・二本松」
	強風		平均風速：12m/s 以上
	風雪		平均風速：12m/s 以上 雪を伴う
	大雪		12時間降雪の深さ：平地10cm以上 山沿い20cm以上
	雷		落雷等により被害が予想される場合

	乾 燥	①最小湿度が40%以下、実効湿度60%以下で風速8m/s以上 ②最小湿度が30%以下、実効湿度60%以下
	濃 霧	視程：100m以下
	霜	早霜・晩霜期におおむね最低気温2℃以下 (早霜期は農作物の育成を考慮し実施する)
	な だ れ	①24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪50cm以上で日平均気温3℃以上の日が継続
	低 温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：最低気温が－8℃以下、または－5℃以下の日が数日続くとき
	着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が－2℃より高い場合
	融 雪	融雪により被害が予想される場合
記録的短時間大雨情報		1時間雨量：100mm以上
土砂災害警戒情報		大雨警報発表中に、さらに降雨が激しくなり、土砂災害が発生するおそれが見込まれ、気象庁が解析する実況雨量や予測雨量等が福島県土砂災害警戒情報に関する実施要領に定めた監視基準に達した場合に発表される。

なお、大規模災害（大地震、洪水による堤防決壊等）発生後、災害が起きやすい状況となることから、暫定基準として上記の基準を通常より引き下げて運用する場合がある。（具体的には福島県地域防災計画を参照）

(※)山沿い：概ね標高 300m以上

(※)表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化したもの。

(※)土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。

(※)流域雨量指数：降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。表中の「○○川流域＝10」は、流域雨量指数が10以上を意味する。

【特別警報】

気象庁は、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して「特別警報」を発表する。
市は、特別警報の情報を受けたときは、直ちに市民等へ伝達を行う

現 象	特別警報の基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

【国土交通省と気象庁が共同で実施する指定河川洪水予報】

水位危険度 レベル	水位の名称	洪水予報の標題	市・市民に求める行動
レベル5	(氾濫の発生)	氾濫発生情報	・市民は緊急安全確保 ・逃げ遅れた市民の救助 ・新たに氾濫がおよぶ区域の市民の避難誘導
レベル4	氾濫危険水位	氾濫危険情報	・市は避難指示を発令 ・市民は避難開始
レベル3	避難判断水位	氾濫警戒情報	・市は高齢者等避難を発令 ・要配慮者は避難開始
レベル2	氾濫注意水位	氾濫注意情報	・市民は氾濫に関する情報に注意 ・水防団出動
レベル1	水防団待機水位		・水防団待機

※水位については「第1部第1章第3節7 水位観測所と水防活動に用いる基準水位」を参照

3 気象警報等の伝達と活用

市は、福島地方気象台等が発表する防災気象情報のうち、気象警報等の発表があった際には、直ちに住民に対し、防災行政無線（防災ラジオ・屋外スピーカー）、市ウェブサイト、防災アプリ等により住民に対し周知を図る。

さらに、土砂災害警戒情報または特別警報の発表があった場合には、上記のほか緊急速報メールを利用し広く周知を図る。

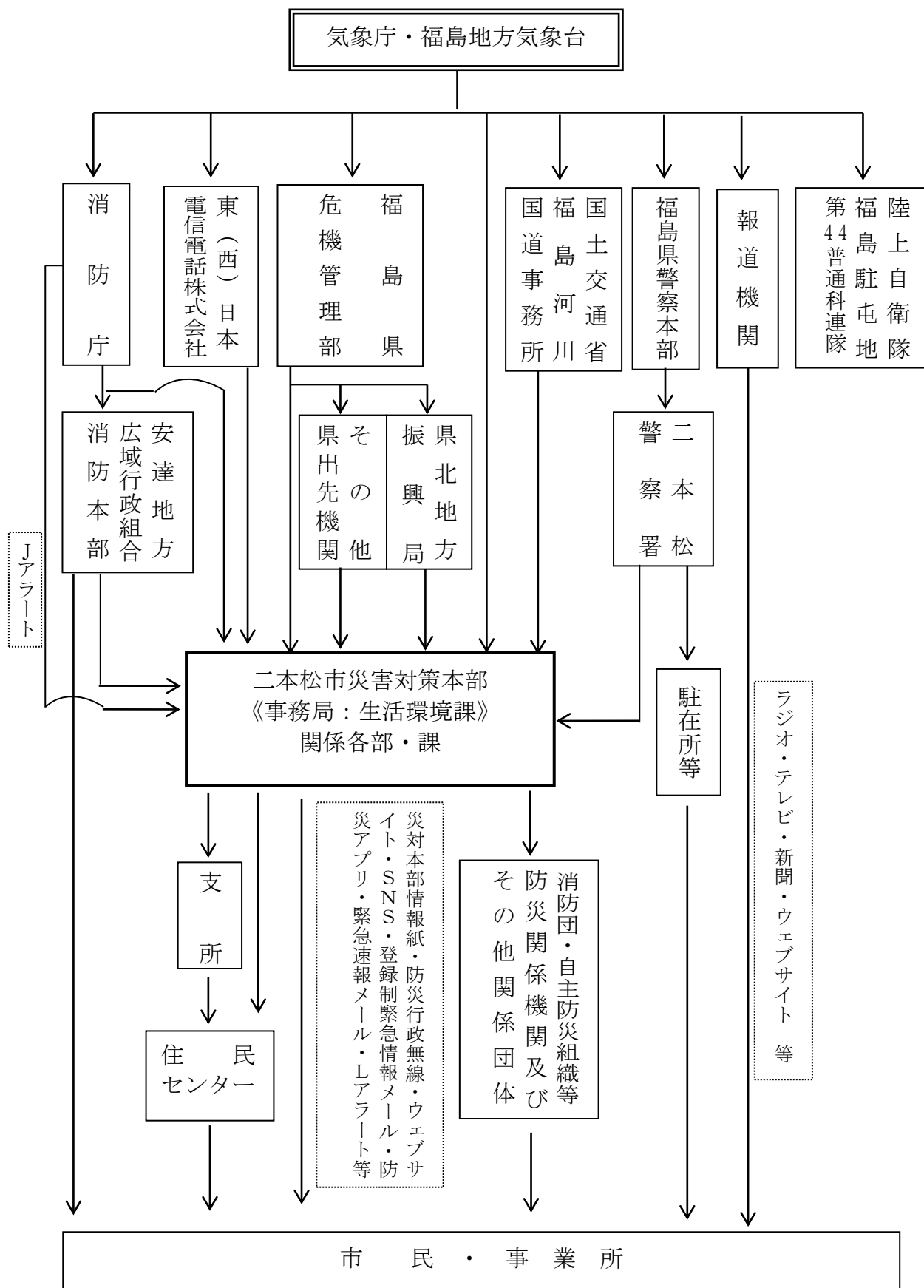
また、下記の対応例のように気象警報等の情報により、市は避難指示等の判断材料とし、住民は自らの避難の判断材料に活用する。

気象警報等発表時における市及び住民の対応例
(大型台風接近時等の災害が発生する可能性が高い場合)

市の対応	住民の対応	気象警報等の種類	警戒レベル
・担当職員の連絡態勢確認 ・今後の雨量予測等の気象情報を収集	・今後の気象情報に気をつける ・ハザードマップ、避難所の確認 ・非常持出品の点検	大雨注意報 洪水注意報 氾濫注意情報 危険度分布※「注意」(黄)	2
・警報の住民への周知 ・担当職員の参集 ・気象情報や雨量、河川の水位の情報を収集 ・避難所準備 ・必要地域に高齢者等避難発令 ・警戒すべき区域の巡回	・テレビ、ラジオ、気象庁HPなどから最新の気象情報を入手 ・家の外周等の点検 ・避難準備 ・高齢者等は危険な場所からの避難を開始	大雨警報（土砂災害） 洪水警報 氾濫警戒情報 危険度分布※「警戒」(赤)	3
・住民への周知 ・避難者受け入れ ・応急対応態勢確立 ・必要地域に避難指示 ・避難または屋内安全確保の呼びかけ	・危険な場所に近づかない ・災害があれば市役所などへ通報 ・避難指示、または自らの判断により、危険な場所から避難（安全な場所にいる場合は屋内安全確保）	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 危険度分布※「非常に危険」(うすい紫)	4
・特別警報が発表され非常に危険な状況であること（または災害発生情報）の周知 ・直ちに最善を尽くして命を守る行動をとるよう住民に呼びかけ	・直ちに命を守る行動をとる（避難所等への避難がかえって危険を伴う場合は緊急安全確保）	大雨特別警報 氾濫発生情報 危険度分布※「極めて危険」(濃い紫（氾濫発生情報の場合は黒）)	5

※気象台ウェブサイト「キキクル」（危険度分布）及び河川の水位情報等も判断材料とする。

4 気象情報の伝達系統図



第2節 被害状況等の収集・報告

1 被害調査

市及び防災関係機関は、災害が発生した場合、直ちに市内の被害状況について調査を行う。特に大規模な災害が発生したとき又は発生が予想されるときは、県と連携し、天候状況を勘案しながら、必要に応じ航空機等による目視、撮影及びビデオ等の画像情報を活用し、早期かつ適切な情報の収集に努める。なお、被害状況の収集にあたっては、下記の点に留意して行うものとする。

- (1) 被害報告の収集は、災害発生初期においては、人的被害及び住民の生活維持に直接関係する住家、医療衛生施設、電力・水道・通信等の生活関連施設の被害状況を優先して収集するものとする。
- (2) 上記の災害の規模・状況が判明次第、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を速やかに調査・収集するものとする。
- (3) スマートフォンやドローンなど、ICT（情報通信技術）を活用して効率的な情報収集を行うものとする。
- (4) 情報を一元的に収集する消防防災GISシステムの効果的運用を推進する。

2 被害状況等の報告

- (1) 市災害対策本部への報告

市の機関は、市災害対策本部又は市民部長が定める様式及び日時により、被害状況の調査内容を具体的に報告するものとする。

また、地域住民及び消防団等からの報告は、原則として、各支所・住民センターを通じて報告するものとする。

なお、関係組織において特別に専用の系統図等を定めている場合は、これを尊重する。

- (2) 市議会への報告

被害状況等の報告を市災害対策本部において取りまとめ、整理した後、市議会議員協議会等協議報告基準により報告する。

- (3) 県（災害対策本部情報班）への報告

ア 市から県への報告は、福島県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により行うことを基本とする。

イ 被災等により防災事務連絡システムが使用できない場合、県から市へ派遣される情報連絡員（リエゾン）が持参する衛生携帯電話や一般電話、ファクシミリ、電子メール等により県北地方振興局へ被害情報を報告する。

ウ 市が、県へ報告することができない場合は、直接国（総務省消防庁）へ被害状況等の報告を行うものとする。

また、県北地方振興局へ報告することができない場合においては、直接県危機管理部へ報告を行うものとする。

エ 大規模な災害等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する場合は、市は、その状況を直ちに電話により総務省消防庁及び県（災害対策本部情報班）に報告するものとする。

- (4) 報告の手段

直接口頭によるほか、一般加入電話、携帯電話、県・市防災行政無線、移動系無線、警察・消防無線、アマチュア無線、タクシー無線、ファクシミリ、電子メール等あらゆる手段を活用する。

(5) 報告の内容と種類

市は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況を連絡し、応援の必要性等を連絡する。市からの報告の種類及び様式は次のとおりとする。

ア 報告の種類

(ア) 第1報から最終報告

被害の有無に係わらず指定の時刻までに報告

(イ) 確定報告

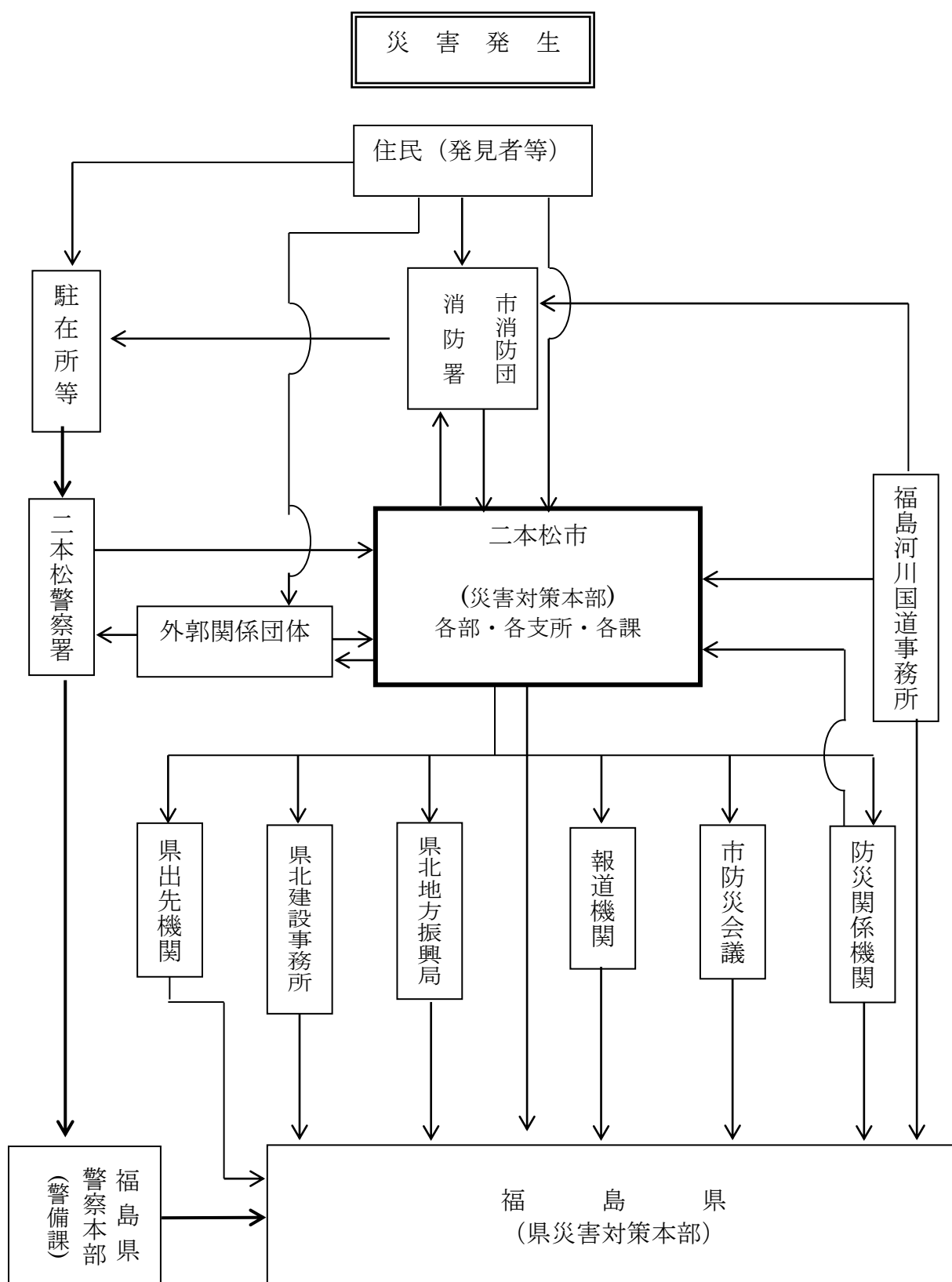
被害の状況が確定した場合に行う報告

イ 報告の様式

報告様式は別に定める「被害報告様式」(資料編 様式1)によるものとする。

3 被害状況等の情報連絡系統図

- 電話・口頭
→ 警察電話



第3節 通信の確保

1 災害時の通信連絡

- (1) 市及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに情報通信手段の機能確保を行うとともに、障害が起きたときの復旧要員の確保に努めるものとする。
- (2) 市及び防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害情報の収集伝達、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線通信（加入電話）・無線通信・IP回線、市防災行政無線、県防災行政無線及び県総合情報通信ネットワークにより速やかに行う。
- (3) 電話を使用する場合には、回線の状況により「災害時優先電話」を利用する。
- (4) 災害時に限り、東日本電信電話㈱が指定避難所等に設置した専用のモジュラージャックへ、市が電話機（アナログ回線対応）を接続することにより無料で利用可能となる、「災害時用公衆電話」を利用する。
- (5) 市及び防災関係機関は、電子メール及びファクシミリも災害発生時の連絡手段として活用し、速やかな情報連絡を行うものとする。
その際、電子メール及びファクシミリの情報が対応されずに埋没することのないよう、情報の受け手は速やかに内容を確認の上対応、若しくは担当部署への割り振りを行う。
- (6) 災害発生時においては、電話及び市防災行政無線とも混乱することが予想されるため、必要に応じ適切な通信統制を実施し、円滑な通信の疎通に努める。

2 各種通信施設の利用

- (1) 非常通信の利用
市及び防災関係機関は、電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、東北地方非常通信協議会及びアマチュア無線等の協力を得て、その無線通信施設の利用を図るものとする。
- (2) 警察通信設備の利用
市は、電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、災害対策基本法第57条の規定に基づく県の「警察通信設備の利用に関する協定書」（昭和39年5月28日締結）により、警察通信設備の利用を要請する。
- (3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の利用
市は、災害応急対策に必要な通信機器及び災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源（移動電源車）について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。
- (4) 放送機関への放送要請
電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、市は県に対し、災害対策基本法第57条の規定に基づく「災害時における放送要請に関する協定」による連絡のための放送を要請する。

3 市防災行政無線の運用

災害時における災害情報・避難情報の伝達若しくは被害状況の収集、その他応急対策に必要な指示、命令、応援要請等は、市防災行政無線（防災ラジオ・屋外スピーカー・移動系無線）を活用し行う。

4 県総合情報通信ネットワークの運用

市は県総合情報通信ネットワークを活用し、県が行う気象予警報及び災害時における災害情報の収集若しくは被害状況の伝達、その他応急対策に必要な指示、命令の収集、応援要請等を行う。

また、県内市町村等への応援要請等については、県内市町村、安達地方広域行政組

合消防本部等に配備されている県防災行政無線を活用し行う。

5 東日本電信電話(株)福島支店の対応

(1) 加入電話輻輳時の緊急通話の確保

災害が発生した場合、又は通信の著しい輻輳が発生した場合等においては、通信不能区域をなくし、又は重要通信の確保を図るため、次の措置を行う。

ア 交換機又は伝達路の被災に伴って発生する通話輻輳、あるいは災害時における電話網の復旧に当たっては、交換機の迂回中継機能を活用し最大の疎通を確保する。

イ 回線の規制又は迂回を行う場合の措置の程度は、規制回線又は迂回回線のサービスレベルが、管理限界内に維持される程度までとする。ただし、重要回線を確保するための回線規制又は迂回措置はこの限りではない。

ウ 専用線等は、原則として規制の対象としない。

エ 災害の発生直後等に生ずる電話の輻輳とその影響を極力防止するため、関係事業所においてトラヒック状況(呼量)を監視するとともに、迅速に必要な措置を講じる。

オ 電気通信設備の被災により、疎通に著しく支障がある場合には、被災地からの発信通話の疎通を優先する。ただし、この場合においては、電話網における異常の波及を防止するために、着信通話の疎通を考慮して行う。

カ 非常・緊急通話の疎通確保及び手動台の異常輻輳防止のため、必要により利用制限、通話時間の制限等、各種措置を講じる。

キ 災害時における被災者との相互連絡をメッセージ録音・再生により伝達する災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)、災害用伝言板(スマートフォン)、災害用音声お届けサービス(スマートフォン)を活用し、被災地に集中するトラヒックを分散する。

(2) ポータブル衛星通信システムの配備

災害等によって交換機、伝送路及び加入者ケーブルなどが故障した場合、通信の孤立を防止するためにポータブル衛星通信システムを使用し、通話(最大8回線及びインターネット1回線)を確保する。

第4章 災害時の広報

第1節 実施機関と相互連絡体制

1 災害時広報の実施内容

市は、災害時において、被災地、隣接地区の住民及び市民に正確かつわかりやすい情報を提供し、混乱を防止するとともに適切な行動を支援するために、県及び各防災関係機関と連携して、災害状況、災害応急対策の実施状況等を適時的確に広報するものとする。

なお、被災者が必要とする情報は、①避難誘導段階、②避難所設置段階、③避難所生活段階、④仮設住宅設置段階、⑤仮設住宅での生活開始段階等、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を的確に提供することが必要であり、これらの情報を災害対応にあたる職員にも周知するよう努めるものとする。

また、各防災関係機関は、その管轄事項で住民に必要となる事項を広報する義務を有する。

なお、市は、下記の事項について広報を実施する。

- (1) 地域の被害状況に関する情報
- (2) 避難に関する情報
 - ア 避難情報に関すること。
 - イ 受入施設に関すること。
 - ウ 指定された避難所以外に避難した被災者への支援情報
- (3) 地域の応急対策活動に関する情報
 - ア 救護所の開設に関すること。
 - イ 交通機関及び道路の復旧に関すること。
 - ウ 電気、水道の復旧に関すること。
- (4) 安否情報、義援物資の取扱いに関する情報
- (5) その他住民に必要な情報（二次災害防止に関する情報を含む。）
 - ア 給水及び給食に関すること。
 - イ 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること。
 - ウ 防疫に関すること。
 - エ 総合相談窓口の開設に関すること。
 - オ 被災者への支援策に関すること。

2 相互連絡体制

災害の広報活動に関する機関は、災害情報の一元化及び共有化を図るため、相互に連絡を取り合わなければならないものとする。

市は、サーバ等の被災によりウェブサイト等での情報発信が不可能になった場合、災害協定等により、支援する市町村または民間事業者が被災した市に代わってウェブサイト等の開設や情報の掲載を代行し、迅速に情報を発信する仕組みの構築を推進する。

第2節 市が行う広報及び手順

1 広報の決定・発表

広報の必要性については、市災害対策本部の自主的な判断によるもののほか、市の機関及び防災関係機関からの広報依頼による場合等があるが、情報の不統一を避ける観点から、情報の一元化を図るため、広報事項の決定は、市災害対策本部で協議し、本部長が決定する。

2 広報活動の方法

- (1) 市防災行政無線（防災ラジオ・屋外スピーカー）の活用
- (2) インターネットによる広報（ウェブサイトやSNS、防災アプリ等）
- (3) 緊急速報メール（エリアメール）による避難情報等の配信
- (4) Lアラートの活用
- (5) 広報車（市有車）の活用
- (6) 臨時広報紙（災害対策本部情報）による広報
- (7) 本庁舎及び出先機関等における掲示等
- (8) 消防署及び消防団への協力要請
- (9) 自主防災組織への協力要請
- (10) 近隣市町村への協力要請
- (11) 報道機関への緊急放送の要請
- (12) 視聴覚障がい者への広報のための協力要請

3 要配慮者及び外国人への広報

災害時に迅速かつ的確な行動がとりにくい要配慮者及び外国人等に対しての広報については、十分配慮して行うものとする。

- (1) 高齢者等の在宅要配慮者への広報
町内会等の自治組織、民生委員、ボランティア、地域住民等の協力を得て、市の広報内容を周知させるものとする。
- (2) 外国人への広報
外国人に対して「やさしい日本語」を含む多言語による広報を行うものとする。
- (3) 聴覚障がい者への広報
文字による情報発信、手話通訳等の実施を心掛ける。

4 災害記録映像の撮影及び収集と提供

- (1) 災害対策本部（記録係）は、災害現場の映像を撮影し、整理して保存するものとする。また、市災害対策本部開催の記録及び保存をするとともに、広報活動資料及び災害記録写真、その他の関係資料等を収集し保存する。
- (2) 災害対策本部（広報係）は、収集した映像、記録及び資料作成の総合調整を図り、報道機関等から求めがあったときは、これを提供するものとする。

第3節 報道機関への発表・協力要請

- 1 報道機関に対する発表は、全て市災害対策本部からの発表とし、正確かつわかりやすい内容となるよう配慮する。
- 2 報道機関に対する発表は、原則として、午前1回、午後1回までとする。ただし、緊急の発表事項又は報道協力要請事項が生じた場合は、その都度対応する。
- 3 市災害対策本部は、市庁舎の一部を報道機関専用に開放する。
- 4 市災害対策本部は、報道機関から資料提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。
- 5 市は、Lアラートを用いて被害情報や避難情報などの災害情報等を発信し、多様な媒体を通して速やかに住民へ伝達することができるようにする。
- 6 市は、緊急時における情報連絡手段として、関係機関の協力によりラジオ、テレビの放送機能を有効に活用する。（令和3年9月1日 福島テレビ株式会社と「防災情報発信等に関する協定」締結済）

第5章 消防・救急救助活動

市は、災害応急対策の第一次的な実施責任者として防災関係機関の協力を得ながら、救助・救急活動を行うが、早期救出が生死を分けることになることから、住民及び自主防災組織においても自発的に救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する防災関係機関に協力することが求められる。

第1節 消防活動

1 消防署の活動

- (1) 同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。
- (2) 火災規模と対比して、消防力が劣勢と判断された場合は、住民の安全確保を最優先して、道路、河川、耐震建築物、空き地等を活用し、延焼を阻止する。
- (3) 事業所等の火災において、市街地に延焼のおそれがある場合は、市街地への火災防御活動を優先する。
- (4) 不特定多数の者を収容する施設から出火した場合は、人命の救助を目的とした消防活動を行う。

2 消防団の活動

- (1) 災害時において火災発生が予測される場合は、住民に対し、出火防止及び飛び火の警戒を呼びかける。
- (2) 消防署と協力して消火活動にあたる。
- (3) 火災の状況、出火の発見・通報及び道路障害の状況等の情報収集に努め、災害対策本部への報告と住民への指示指令の伝達を行う。
- (4) 要救助者の救助救出と、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行う。
- (5) 避難指示がなされた場合は、これを住民に周知するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

3 自主防災組織及び住民の活動

- (1) 各家庭におけるガス栓及び火気使用器具等の安全を確認し、相互に呼びかけを行う。
- (2) 火災が発生したときは、消火器・消火栓等を利用して、初期消火に努めるとともに、速やかに消防署に通報し、その指示に従う。

4 事業所等の活動

各事業所等で計画した消防計画に基づき、最善を尽くす行動をとる。

5 消防相互応援協定

安達地方広域行政組合消防本部が締結している「消防相互応援協定」(福島市消防本部 平成28年9月1日)(伊達地方消防組合消防本部 昭和49年2月1日)(郡山地方広域消防組合 昭和48年12月1日)を尊重し、活用する。

なお、「消防受援計画」(平成23年4月1日)については、安達地方広域行政組合消防本部が定めるところにより、応援を要請するものとする。この場合の計画に基づく経費は、市が負担するものとする。

第2節 救急救助活動

1 自主防災組織、事業所等による活動

- (1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- (2) 救助用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。

- (3) 自主救助活動が困難な場合は、消防署又は警察等に連絡し早期救助を図る。
- (4) 救助活動を行うときは、可能な限り市、消防署、警察と連絡をとり、その指導を受けるものとする。

2 市の救助活動

- (1) 市は、消防署と協力し、救助対象者の状況に応じた救助を行うこととし、人員及び重機等の資機材を優先的に投入して救助活動を行うものとする。
- (2) 市は、自ら被災者等の救助活動を実施することが困難な場合、必要な事項を示して県に対し救助活動の実施を要請する。
また、必要に応じ民間団体にも協力を求めるものとする。

3 消防署による救助活動

- (1) 救急救助活動
 - ア 活動は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者に対しては、できる限り、消防団、自主防災組織及び付近住民の協力を求めて、自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、活動を実施する。
 - イ 同時に小規模な救急救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に活動を行う。
 - ウ 救助活動において、住民等が混乱状態にあるときは、警察等の協力を求め、円滑な活動ができる体制を確保する。
- (2) 救急救助における出動
 - ア 現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救助隊と救急隊が連携して出動する。
 - イ 救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動する。

4 警察署の活動

- (1) 警察署長は、被害の程度に応じて、署員を被災地域に出動させ、倒壊家屋等からの救出、救助にあたる。
- (2) 活動にあたっては、保有する装備資機材を有効に活用するものとする。
- (3) 原則として、救出した負傷者は、応急措置を施したのち、救急隊等に引き継ぐものとする。
- (4) 他の救急救助活動が円滑にできるよう、被災地域での交通整理及び人員整理を行う。
また、必要に応じて立入禁止等の措置を行うものとする。

5 広域応援

大規模な災害が発生し、安達地方広域行政組合消防本部のみでの救助・救急活動が困難である場合は、隣接消防相互応援協定及び「福島県広域消防相互応援協定」等による派遣要請を行うものとする。

また、必要に応じて、市長は県（危機管理部）を通じて消防庁長官に対して、緊急消防援助隊及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター等の応援を要請するものとする。

第3節 航空消防防災体制の活用

消防防災ヘリコプターの活動の目的及びその範囲は次のとおりである。

1 救急・救助活動

- (1) 傷病者発生地域への医師の搬送及び医療器材等の輸送
- (2) 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送

- (3) 河川等での水難事故等における捜索・救助
- (4) 山岳遭難事故における捜索・救助
- (5) 建築物火災における捜索・救助
- (6) 大規模災害により、陸上交通が遮断された被災者等の救出及び救急搬送

2 災害応急対策活動

- (1) 地震、台風、豪雨・積雪災害等の状況把握及び応急対策指揮
- (2) 孤立した被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
- (3) 道路等での大規模災害事故等の状況把握及び応急対策指揮
- (4) 各種災害等における地域住民への避難誘導及び警報等の伝達

3 火災防御活動

- (1) 林野火災等における空中からの消火活動
- (2) 火災における情報収集、伝達、地域住民への避難誘導等の広報と作戦指揮
- (3) 交通遠隔地等への消火資機材の輸送及び消火要員等の搬送

4 広域航空消防防災応援活動

各種活動の応援

5 受け入れ体制の整備

消防防災ヘリコプターによる緊急運航を要請した市長は、消防防災航空センターとの連絡連携のもと、必要に応じて以下の受け入れ体制を整備するものとする。

なお、離着陸場としては、アスファルト・コンクリート等の固い地面、および風圧の影響を考慮し半径100m程度の範囲内に建築物等が無い場所が望ましい。

- (1) 緊急離着陸場の確保及び安全対策の実施
- (2) 傷病者等の搬送先の緊急離着陸場所の確保や病院等への搬送の手配
- (3) 空中消火用資機材の資機材集積場所及び水利の確保
- (4) その他必要な事項

第6章 避難

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「自らの命を自ら守るための行動」である。

災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、適切な避難誘導が行なわれなければならない。

また、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等のいわゆる「要配慮者」が災害において犠牲になるケースが多くなっている。

こうした状況から、要配慮者への情報伝達、避難誘導について、特に配慮が求められる。

第1節 避難指示等の発令

市長は、風水害による浸水、家屋の倒壊、山崩れ、地すべり等の災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、あらかじめ定めた計画に基づき地域住民等に対して、高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）を発令する。

また、災害が発生し、又は発生しようとしている状況下で、指定避難所等への立退き避難をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、市長は必要な地域の必要な居住者等に対して、緊急安全確保（警戒レベル5）を発令し、いまだ危険な場所にいる居住者等に対して緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。

1 避難の実施機関

(1) 実施の責任者及び基準

避難指示等の実施責任者は次のとおりであるが、避難指示等が発令したときあるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。

また、災害の発生があると予想される場合においては、人命の安全を確保するため、危機の切迫する前に十分な余裕を持って、安全な場所へ住民を避難させる必要がある。避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定避難所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を原則とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定避難所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を指示する必要がある。

このため、特に避難行動や情報面で支援を要する人が早期に避難や安全確保のための行動を開始できるよう情報提供に努め、一般住民に対しても、早期に避難等を指示するとともに、避難の指示等をあらゆる手段を用いて各住民に周知徹底する。

この際、市は、危険の切迫性に応じて雨量や河川の水位なども踏まえながら、避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する5段階の警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

市は、避難指示等について、「第1部第4章第1節 避難計画の策定」で策定した避難指示等の判断基準をもとに、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合には、日中の明るい時間帯に高齢者等避難や避難指示の発令に努めるものとする。また、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難に係る情報の発令等と併せて指定避難所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

区分	実施責任者	措 置	実施の基準
(警戒レベル3) 高齢者等避難	市長	高齢者等は危険な場所から避難、高齢者等以外も必要に応じ避難の準備・自主的に避難する。	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。
(警戒レベル4) 避難の指示等	市長 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、急を要すると認められるとき。
	知事 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害の発生により、市がその全部又は一部の事務を行うことができなくなったとき。
	知事及びその命を受けた職員(地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者(水防法第29条)	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 (災害対策基本法第61条)	立退き及び立退き先の指示	市長が避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」を指示することができないと認めるとき。 市長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法第4条)	警告及び避難等の措置	重大な災害が切迫したと認めるときは、警告を発し、または特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
(警戒レベル5) 緊急安全確保	自衛官 (自衛隊法第94条)	警告及び避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
	市長 (災害対策基本法第60条)	高所への移動、近傍の堅固な建物への退避等緊急安全確保措置	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、立退きを行うことがかえって危険であり、緊急を要すると認められるとき。

市長が不在で、かつ連絡がとれない場合は、第一順位が副市長、第二順位が市民部長、第三順位が総務部長の順位により避難指示等を発令するものとする。

2 避難指示等の要否を検討すべき情報

(1) 浸水・洪水

浸水・洪水に関する避難指示等の要否を検討すべき情報としては、一般的に、大雨注意報、大雨警報(浸水害)、大雨特別警報(浸水害)、洪水注意報、洪水警報、指定河川洪水予報、水位到達情報があり、この他に福島県気象情報、記録的短時間大雨情報、浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)、洪水キキクル(洪水警報

の危険度分布)、流域雨量指数の予測値がある。

(2) 土砂災害

土砂災害が発生するかどうかは、土壌や斜面の勾配、植生等が関係するが、避難指示等発令の視点では、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを表す土壌雨量指数等の長期降雨指標と 60 分間積算雨量等の短期降雨指標を組み合わせた基準を用いている土砂災害警戒情報が判断の材料となる。

土砂災害に関する避難指示等の要否を検討すべき情報としては、大雨注意報、大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報（土砂災害）があり、このほかに土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）がある。

(3) その他

市で定める基準に達したとき

【参考】キキクル（警報の危険度分布）等の概要

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「警戒」（赤）、「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難情報の発令の検討も必要。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）※	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確

種 類	概 要
	認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。 水位周知河川やその他の河川（洪水予報河川を除く）においては、水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合は「高齢者等避難」、氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難指示」を発令することが基本となる。
早期注意情報（警報級の可能性）	5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

3 指定行政機関等による助言

市は、避難指示等を発令しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県（河川港湾班、建設事務所）に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方行政機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。この際、県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市へ河川水位等の情報を提供するよう努めるものとする。

また、県は、時期を失することなく避難指示等が発令されるよう、避難情報発令状況をリアルタイムで把握し、必要な情報がもれなく発令されるよう市に積極的に助言するものとする。

各災害に関する避難指示等を発令する場合に、主に助言を求める機関は以下のとおり。

- ・水 害 福島地方气象台、河川管理者（福島河川国道事務所、県河川港湾総室、建設事務所等）、県（危機管理総室）
- ・土砂災害 福島地方气象台、砂防施設等の管理者（県河川港湾総室、建設事務所等）、県（危機管理総室）

4 避難指示等の判断基準の例

避難指示等の発令にあたっては、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府（防災担当））を基にした以下の設定例を参考に、河川水位等の情報や今後の気象予報等により総合的に判断する。

(1) 洪水予報河川：阿武隈川における洪水の場合の例

（阿武隈川の避難判断水位：10.1m、氾濫危険水位：10.4m）

区分	判断基準の例（次のいずれかに該当する場合）
（警戒レベル3） 高齢者等避難	1：指定河川洪水予報により、阿武隈川の二本松水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 2：指定河川洪水予報により、阿武隈川の二本松水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 4：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 5：上記基準1～4に該当するような状況をもたらす強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（→夜間前に発令する）
（警戒レベル4） 避難指示	1：指定河川洪水予報により、阿武隈川の二本松水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達したと発表された場合 2：水害リスクラインで「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 3：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4：上記基準1～3に該当するような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（→夜間前に発令する） 5：上記基準1～3に該当するような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（→立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令する） ※夜間・未明であっても、上記基準1～3に該当する場合は、躊躇なく発令する
（警戒レベル5） 緊急安全確保	〈災害が切迫〉 1：水害リスクラインで「氾濫している可能性（黒）」になった場合 2：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 3：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（支川合流部付近の氾濫のため発令対象区域を限定する） 〈災害発生を確認〉 4：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合） ※上記基準1～3を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、上記基準4の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する

(2) 水位周知河川：油井川・杉田川における洪水の場合の例

(油井川の氾濫注意水位：1.4m、避難判断水位：1.8m、氾濫危険水位：2.3m)

(杉田川の氾濫注意水位：2.35m、避難判断水位：2.6m、氾濫危険水位：2.75m)

区分	判断基準の例（次のいずれかに該当する場合）
（警戒レベル3） 高齢者等避難	1：水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達した場合 2：水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、洪水キキクルで「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） 3：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4：上記基準1～3に該当するような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（→夜間前に発令する）
（警戒レベル4） 避難指示	1：水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合 2：水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、洪水キキクルで「非常に危険（うす紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） 3：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4：上流に位置する市内の各ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があり、越水・溢水を伴うような急激な水位の上昇が見込まれる場合 5：上記基準1～4に該当するような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（→夜間前に発令する） 6：上記基準1～4に該当するような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令する） ※夜間・未明であっても、上記基準1～4に該当する場合は、躊躇なく発令する
（警戒レベル5） 緊急安全確保	〈災害が切迫〉 1：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 2：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） 〈災害発生を確認〉 3：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合） ※上記基準1～2を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、上記基準3の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する

(3) (1)(2)を除く、**その他河川等**における洪水の場合の例

区分	判断基準の例（次のいずれかに該当する場合）
（警戒レベル3） 高齢者等避難	1：原瀬川・口太川において、水位観測所の水位が氾濫注意水位に到達し、洪水キキクルで「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]）が出現し、引き続き水位上昇のおそれがある場合 2：原瀬川・口太川を除くその他河川等においては、洪水警報が発表されており、洪水キキクルで「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]）が出現し、引き続き水位上昇のおそれがある場合 3：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4：上記基準1～3に該当するような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（→夜間前に発令する）
（警戒レベル4） 避難指示	1：洪水警報が発表されており、洪水キキクルで「非常に危険（うす紫）」が出現（警戒レベル4相当情報[洪水]）し、引き続き水位上昇のおそれがある場合 2：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3：上流に位置する市内の各ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があり、越水・溢水を伴うような急激な水位の上昇が見込まれる場合 4：上記基準1～2に該当するような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（→夜間前に発令する） 5：上記基準1～2に該当するような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令する） ※夜間・未明であっても、上記基準1～3に該当する場合は、躊躇なく発令する ※水位を観測していない河川の場合、河川カメラ画像や水防団からの報告等を活用して発令する
（警戒レベル5） 緊急安全確保	1：水位が堤防高又は背後地盤高に到達した場合 2：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） 4：大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市単位を基本として発表されるが、発令対象区域は適切に絞り込む） 〈災害発生を確認〉 5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合） ※上記基準1～4を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、上記基準5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する

(4) 土砂災害の場合

区分	判断基準の例（次のいずれかに該当する場合）
（警戒レベル3） 高齢者等避難	1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂キキクルが「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった時点から、気象庁のウェブサイトにて公表している「今後の雨（降水短時間予報）」の2時間先の24時間降水量予測データで累積雨量が100mm以上となった場合 （※土砂キキクルのメッシュ毎の色分けと、今後の雨のメッシュ毎の降水量予測の情報を基に、発令対象区域は適切に絞り込む） 2：数時間後に避難経路等の事前通行規制や冠水等によって土砂災害警戒区域等からの避難経路の安全な通行が困難となることが想定される場合 3：上記基準1～2に該当するような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（→夜間前に発令する）
（警戒レベル4） 避難指示	1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂キキクルが「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった時点で、気象庁のウェブサイトにて公表している「今後の雨（降水短時間予報）」の24時間降水量データで累積雨量が100mm以上であり、かつ数時間先までまとまった雨が予想されている場合 （※土砂キキクルのメッシュ毎の色分けと、今後の雨のメッシュ毎の降水量予測の情報を基に、発令対象区域は適切に絞り込む） 2：上記基準1に該当するような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（→夜間前に発令する） 3：上記基準1に該当するような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令する） 4：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ※夜間・未明であっても、上記基準1又は4に該当する場合は、躊躇なく発令する
（警戒レベル5） 緊急安全確保	〈災害が切迫〉 1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ土砂キキクルが「極めて危険（濃い紫）」（実況で土砂災害警戒情報の基準に到達）のメッシュが出現した場合 （※土砂キキクルのメッシュ毎の色分けを基に、発令対象区域は適切に絞り込む） 〈災害発生を確認〉 2：家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害の発生が確認された場合 ※上記基準1を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、上記基準2の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を発令する

区分	判断基準の例（次のいずれかに該当する場合）
	急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する

5 避難のための指示等の内容

避難指示等を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難指示等の理由
- (5) その他必要な事項

6 避難措置の周知等

(1) 知事への報告

市長は、避難のための立退き並びに立退き先を指示したときは、次の事項について速やかにその旨を知事（災害対策本部情報班）に報告しなければならない。

また、住民が自主的に避難した場合も同様とする。

- ア 避難指示等の有無
- イ 避難指示等の発令時刻
- ウ 避難対象地域
- エ 避難場所及び避難経路
- オ 避難責任者
- カ 避難世帯数、人員
- キ 経緯、状況、避難解除帰宅時刻等

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事（災害対策本部情報班）に報告しなければならない。

(2) 住民への周知

市は、自ら避難指示等を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、迅速に住民へ周知する。

また、避難の必要がなくなったときも同様とする。

7 避難指示等の解除

市は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

第2節 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定権者

- (1) 市長…災害対策基本法第63条
- (2) 警察官…災害対策基本法第63条、警察官職務執行法第4条、消防法第28条及び第23条の2
- (3) 消防吏員又は消防団員…消防法第28条
- (4) 災害派遣を命じられた部隊の自衛官…災害対策基本法第63条((1)～(3)の者が現場にいない場合に限る)
- (5) 知事…災害対策基本法第73条(市が、その全部又は一部の事務を行うことができなくなった場合)

2 指定行政機関等による助言

市は、警戒区域を設定しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は

県（河川港湾班、建設事務所）に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方行政機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行うこととなっている。

3 警戒区域設定の時期及び内容

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めたときに、警戒区域を設定することとして、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りの制限、禁止等の措置をとるものとする。

4 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、避難等に支障のないように措置するものとする。

第3節 避難の誘導

1 実施機関

避難は、災害のため生命、身体、危険が予想され、または危険が迫った場合に行うものであり、住民が自主的に避難するほか、災害応急対策の第1次責任者である市長又は避難指示等を発した者がその措置にあたるものとする。

2 避難指示等の伝達

市は、防災行政無線（防災ラジオ・屋外スピーカー）、市ウェブサイト、防災アプリ、公式SNS、Lアラート、携帯電話への緊急速報メール、登録制緊急情報メール、自主防災組織等による声かけ、市広報車による伝達等、あらゆる手段を用いて避難情報が迅速かつ確実に住民に伝達できるよう体制を整備するとともに、住民に対して使用する伝達手段を周知する。

3 避難誘導等の方法

- (1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合なるべく身体壮健者、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずる。
- (2) 危険な地点には標示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置し、安全を期す。
- (3) 高齢者や障がい者等の要配慮者については、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行う。
- (4) 誘導中は事故防止に努める。
- (5) 避難誘導は収容先での救援物資の支給等を考慮し、できれば区・町内会単位で行う。
- (6) 避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

4 避難順位及び携行品の制限

- (1) 避難順位は概ね次の順位による。
 - ア 傷病者
 - イ 高齢者
 - ウ 歩行困難な者
 - エ 幼児
 - オ 学童

- カ 女性
- キ 上記以外の一般住民
- ク 災害応急対策従事者
- ケ ペット

(2) 携行品の制限

避難にあたっては、3日分程度の飲料水及び食料、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）、下着類、雨具又は防寒具、マスク・消毒液等、最小限の日用品（病人及び乳児の場合は、医薬品、衛生材料、乳製品等、小・中学生の場合は教科書、最小限の文房具及び通学用品）等、危険の切迫の状況にもよるが、できるだけ最小限のものとする。なお、ペットとの同行避難を行う場合は、ケージの携行を認めるものとする。

5 避難道路の通行確保

警察官等避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難道路の通行確保に努める。

6 避難終了後の確認

避難指示を発した地域に対しては、避難終了後、安全を第一に優先し、警察官・消防団員等の協力を得て可能な限り巡回を行い、犯罪の予防に努めるとともに、逃げ遅れた者等の有無の確認に努め、救出等の措置をとるものとする。

第4節 避難行動要支援者等対策

1 情報伝達体制

(1) 社会福祉施設対策

管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。なお、情報伝達にあたっては、入所者に対し、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

(2) 在宅者対策

市は、直接、電話あるいは防災行政無線等を活用するとともに、地域住民、民生・児童委員、自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。なお、情報伝達にあたっては、聴覚障がい者については音声以外の方法（文字表示機能付き防災ラジオ等）を活用するよう配慮する。

(3) 病院入院患者等対策

病院等施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び患者等に対し、避難等の情報伝達を行う。なお、情報伝達にあたっては、患者に対し、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

(4) 外国人に対する対策

市は、ラジオ、テレビ等のマスメディア等を通じ「やさしい日本語」を含む多言語での避難等の情報伝達に努めるものとする。

2 避難及び避難誘導

(1) 社会福祉施設対策

管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員が入所者を避難所に誘導するとともに、他の施設及び近隣住民等の協力を得て入所者の避難誘導を行う。

また、避難誘導にあたっては、入所者の実態に則した避難用の器具等を用いる。さらに老人デイサービスセンター等の利用施設においても配慮を要する。

(2) 在宅者対策

市は、消防機関、民生・児童委員及び自主防災組織の協力を得て、避難所に誘導する。避難誘導にあたっては、避難行動要支援者の実態に則した避難用の器具等を用いる。

(3) 病院入院患者等対策

病院等施設管理者は、消防計画による組織体制に基づき職員が患者を避難誘導する。

また、必要に応じて、他の病院等から応援を得て患者を避難誘導する。避難誘導にあたっては、患者の実態に則した避難用の器具等を用い、避難所としては、医療・救護設備が使用可能な病院等とする。

(4) 外国人に対する対策

市は、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て、外国人を避難誘導する。

3 避難所における配慮等

市は、医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所に避難させるものとする。

なお、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていない施設を避難所とした場合には、だれもが利用しやすいよう、速やかに多目的トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、一般の避難所に、高齢者、乳幼児、障がい者等の要配慮者が避難することとなった場合には、介助や援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境の整備に努める。

介護や援護を必要とする者に対して、個人・団体のボランティアに依頼するとともに、避難所にヘルパーを派遣するものとする。

さらに市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する要配慮者に対して、保健師等による巡回相談及び指導、精神科医等によるメンタルヘルスケアを行うものとする。

第5節 広域的な避難対策

1 本市が被災した場合の役割

本市における、広域避難の際、同一地域コミュニティ単位で避難所に入所できるよう、住民に対して避難先の割り当てを周知するとともに、避難するための手段を持たない被災者のために、県（災害対策本部避難支援班）と協力し輸送手段を調達する。

また、開設した避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。

2 本市が広域避難を受け入れる場合の役割

広域避難を受け入れる場合、避難所の開設や、被災市町村と協力して避難所の運営を行う。

3 県の役割

県（災害対策本部避難支援班）は、大規模災害により被災市町村が市町村域を超え

た広域避難を行うため受入先確保の要請があった場合、被災市町村からの避難経路や避難者数の見込み等の情報をもとに、避難者の受入が可能な市町村を調査、選定し、被災市町村と受入先市町村との調整を行う。

県（災害対策本部避難支援班、生活環境班）は、市町村からの要請により被災者を県外へ避難させる必要がある場合は、都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定の枠組みによる連携を図るなど、受入先となる都道府県との調整体制を整備するとともに、被災者が避難を行うための輸送手段の調達などを支援する。

また、県（災害対策本部避難支援班、保健福祉部各班）は、病院の入院患者や社会福祉施設の入所者などを広域避難させる場合は、関係団体と十分に連携して、病院、社会福祉施設等があらかじめ策定した広域避難計画に基づき、受入元と受入先の病院、施設間の連絡調整を行うとともに、入院患者や入居者の症状に応じた輸送手段を確保し、広域避難計画の実施にあたる。

第6節 安否情報の提供等

1 照会による安否情報の提供

市は、災害が発生した場合において、被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる。その際は、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

(1) 安否情報照会に必要な要件

- ア 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他照会者を特定するために必要な事項
- イ 被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- ウ 照会をする理由
- エ アに係る運転免許証等法律又はこれに基づく命令の規定により交付された本人確認書類の提示又は提出

(2) 提供する安否情報

- ア 被災者の同居の親族である場合、被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先
- イ 被災者の親族（ア以外）又は職場の関係者その他の関係者である場合、被災者の負傷又は疾病の状況
- ウ 被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合、被災者について保有している安否情報の有無

2 被災者の同意又は公益上必要と認める場合

市は、被災者が照会に際してその提供について同意をしている安否情報については、同意の範囲内で提供することができる。

また、公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、被災者に係る安否情報を提供することができる。

第7節 避難所の設置

1 実施機関

- (1) 避難所の設置は、原則として市が実施するものとする。
- (2) 市で措置不可能な場合は、近隣市町村、県（災害対策本部避難支援班）、国その他関係機関の応援を求めて実施するものとする。
- (3) 大規模災害などで広域避難が必要となり、市で開設する避難所だけでは避難者

を受け入れできない場合、市は相互応援協定等により受入先となる市町村に避難所の開設を要請する。

なお、県が広範囲にわたって被災し、受入先の市町村で開設する避難所だけでは避難者の受入能力が不足する場合は、県（災害対策本部避難支援班、関係各部・班）が自ら避難所を設置することができる。

2 市長の措置

市長は、この計画にあらかじめ指定避難所を定めておくとともに、避難所用消耗品調達先等を把握しておき、災害が発生し、避難所を設置した場合は、速やかに被災者にその場所等を周知し、受け入れるべき者を誘導し、保護にあたるものとする。

3 避難所の開設

市長は、この計画に基づき、また、災害の態様に配慮し、安全適切な場所を選定して避難所を開設するとともに、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする（福祉避難所の具体的な開設基準、運営方法等は別途「福祉避難所設置・運営マニュアル」で定める）。

また、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。この場合、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を設置した場合は、原則として各避難所に市職員を維持、管理のための責任者として配置し、施設管理者や避難住民等と連携して避難所の運営を行うものとする（指定避難所の具体的な運営方法等は別途「避難所運営マニュアル」で定める）。

さらに、避難者に係る情報の把握に努めるとともに、開設報告及びその受入状況を毎日県（災害対策本部避難支援班）に報告し、必要帳簿類を整理するものとする。

・ 県への開設報告事項

① 避難所開設の日時及び場所 ② 箇所数及び受入人員 ③ 開設期間の見込み

4 避難所の周知

市長は、避難所を開設した場合において、速やかに地域住民に周知するとともに、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等について適切に県（災害対策本部避難支援班）をはじめ、警察、自衛隊等関係機関に連絡する。

5 避難所における措置

避難所における市長の実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。

(1) 避難者の受入

市は避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

また市は、必要に応じ、ペット連れ避難者がペットを飼育管理することができる場所の確保等に努めるとともに、県等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

(2) 避難者に対する給水、給食措置、清掃等

給水、給食措置、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営の専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

(3) 負傷者に対する医療救護措置

- (4) 避難者に対する生活必需物資の供給措置
- (5) 避難者への情報提供
必要に応じて、避難所にラジオ、テレビ等の災害情報を入手する機器及び電話、ファクシミリ、インターネット等の通信機器や携帯電話充電器の設置を図る。
- (6) 感染症対策
市は、防災担当部局と保健福祉部局が連携して、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所のレイアウトや動線等に十分に配慮するとともに、感染症患者が発生した場合の対策を含め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (7) その他被災状況に応じた救援措置
避難の長期化に際しては、避難所における生活環境整備、さらに必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

6 県有施設の利用

県（災害対策本部避難支援班、関係各部・班）は、市長の要請に応じ、被災者を一時受け入れるため、県有施設の一部を提供するものとし、施設管理者は、市長が行う受入活動に協力する。

なお、施設管理者は、受入の用に供する施設の部分を明示して提供するものとし、受け入れした避難者の管理は、市長が実施する。

7 その他の施設の利用

市長は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合又は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に対して、被災地以外の地域にあるものも含め、必要に応じて旅館・ホテル等を要配慮者が利用できる避難所として開設するよう努めるものとする。

第8節 避難所の運営

1 避難所運営の留意点

- (1) 避難所には、避難所等の運営を行うために必要な市職員を派遣する。また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官を配置する。
- (2) 市は、町内会等の地域自治組織、自主防災組織、女性防火クラブ、ボランティア等の協力を得て避難所の運営を行う。
なお、学校が避難所となった場合には、災害発生の初期の段階など必要に応じて、明確な任務分担のもとに教職員等の人的支援体制を確立し、避難所の運営を行う。
- (3) 町内会等の地域自治組織、自主防災組織、女性防火クラブ、ボランティア等は、避難所の運営に関して市に協力するとともに、男女共同参画の視点に基づき役割分担を確立し、相互扶助の精神により秩序ある避難生活を送るよう努める。
- (4) 市や施設管理者は避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与できる運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。自主運営組織を立ち上げる際には、女性の参画を求めるとともに、若年、高齢者等の意見を反映できるものとする。
- (5) 避難所は、地域の防災拠点としての性格も併せ持つことから、避難していないが、ライフラインの支障などにより物資の確保が困難な被災者への物資の配布拠点となることも考慮して、市は避難所の運営を行う。

2 住民の避難先の情報把握

市は、大規模災害発生後に広域的に避難した住民の所在と安否を確認するとともに、支援制度の案内などを確実に伝達するため、避難先を把握する体制を早期に整備する。

3 避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策

(1) 設備の整備

避難所の設置者は、必要に応じて、次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策を図る。

ア 畳、マット、カーペット、簡易ベッド	カ 仮設トイレ
イ 間仕切り用テントまたはパーティション	キ テレビ・ラジオ
ウ 冷暖房機器	ク インターネット情報端末
エ 洗濯機・乾燥機	ケ 簡易台所、調理用品
オ 仮設風呂・シャワー	コ その他必要な設備・備品

(2) 環境の整備

市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難所の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所レイアウトや避難所内の動線を整理するとともに、避難所の3つの密（密閉・密集・密接）を防ぐよう努めるものとする。

4 男女共同参画の視点に基づく避難所運営

市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等避難者一人一人の多様な視点に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所の安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。

5 要配慮者対策

(1) 避難所のユニバーサルデザイン化等

障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去される等、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていない施設を避難所とした場合には、だれもが利用しやすいよう、速やかにバリアフリートイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、一般の避難所に、高齢者、乳幼児、障がい者等の要配慮者が避難することとなった場合には、介助や援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境の整備に努める。

(2) 医療・救護、介護・援護措置

市は、医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所に避難させるものとする。

また、介護や援護を必要とする者に対して、避難所にヘルパーを派遣するとともに、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼するものとする。

(3) 健康支援活動の実施

市は、県（災害対策本部避難支援班、保健福祉部各班）及び関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する児童や高齢者等の要配慮者に対して、保健師等による巡回健康相談及び指導、精神科医等によりメンタルヘルスケア（相談）を行うよう努めるものとする。

(4) 栄養・食生活支援の実施

市の管理栄養士等は、妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者等について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行うよう努めるものとする。

また、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ県（健康衛生班）や関係団体等と連携して栄養管理に配慮した食品の提供及び給食、炊き出し等を実施するものとする。

(5) 施設・設備の整備

市は、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。

6 指定避難所以外の避難者への支援

(1) 在宅被災者及び車中生活をおくる被災者への支援

市は、避難所に避難している避難者だけでなく、在宅の被災者及びやむを得ず車中生活を送る被災者等に対しても、情報の早期把握に努め、避難所において食料や生活必需品、情報の提供を行う。

(2) 指定避難所以外の施設に避難した場合の支援

市は、関係機関等との連携、連絡先の広報等により、指定避難所以外の施設等に避難した避難者の状況を速やかに把握し、食料・飲料水、生活必需品等を供給するとともに、施設管理者の了解が得られれば避難所として追加指定する。

なお、災害対策活動の拠点となる施設（市庁舎等）に避難した者については、各種の支援措置の円滑化を確保する観点からも、指定避難所に移転するよう求めることが必要である。

第7章 土砂災害応急対策

県と福島地方気象台から、土砂災害警戒情報の発表を受け、土砂災害発生の危険性が高まったときには、市は、避難指示等の判断を行う。

第1節 土砂災害警戒情報

1 土砂災害警戒情報とは

1kmメッシュ毎に、土砂災害の急迫した危険を予想するため土砂災害発生危険基準線（以下「CL」という。）を設定し、当該区域に係る60分間積算雨量及び土壌雨量指数の予測がCLを超え、土砂災害発生の危険性が高まったときには、避難指示等の判断に資するため、県（河川港湾総室）は、福島地方気象台と共同して、市に土砂災害警戒情報を発表する。また、避難指示等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害の危険度分布が気象庁のウェブサイト等で公表されている。

2 市の情報伝達について

市は、国、県からの土砂災害緊急情報及び土砂災害警戒情報等に基づき、住民への避難指示等発令の時期や区域等を判断し、迅速かつ的確に伝達する。特に、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。（具体的な判断基準については第6章第1節4避難指示等の判断基準を参照）

また、住民は、市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、市や近隣住民と連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

3 土砂災害警戒情報の伝達系統

土砂災害警戒情報を発表した際には、福島地方気象台は県及び関係機関へ伝達し、県は市へ伝達する。

4 土砂災害警戒情報の発表

(1) 目的

大雨による土砂災害の恐れが高まったときに、市長が災害対策基本法第60条第1項の規定による避難のための立退きの指示の判断や住民の自主避難の参考となることを目的とする。

県は、土砂災害警戒情報を市長に通知するとともに、広く一般に周知する。

(2) 発表機関

土砂災害警戒情報は、土砂災害防止対策の推進に関する法律及び気象業務法により福島県と福島地方気象台が共同で作成・発表する。

(3) 土砂災害警戒情報の基本的な考え方

ア 市長が避難指示等を発令する際の判断基準や住民の自主避難の参考となるよう発表する情報である。

イ 大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断して、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について作成・発表するものである。

ウ 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には気象台が提供する降雨予測を利用する。

エ 対象とする土砂災害は降雨から予測可能な「土石流」及び「集中的に発生する急傾斜地崩壊」とする。

オ 局地的な降雨による土砂災害を防ぐため、精密な実況雨量を把握する必要がある。

ることから、気象台雨量観測所や解析雨量に加え、県や国土交通省が設置した雨量観測所の雨量情報等を活用する。

(4) 土砂災害警戒情報の発表・解除の基準

ア 発表基準

大雨警報又は大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したとき、又は達するおそれがあるときに県（河川港湾総室）と気象台が発表対象地域ごとに発表する。

なお、地震や火山噴火等により土砂災害が発生しやすくなる状況を鑑み、県と気象台は下記のとおり基準を取り扱う。

	震度5強の地域	震度6弱以上の地域
暫定割合 (通常基準に乗じる割合)	8割	7割

イ 解除基準

ＣＬを下回り、かつ短時間で再びＣＬを超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、県と気象台が協議の上基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報は解除される。

(5) 利用にあたっての留意点

ア 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模を詳細に特定するものではないことに留意する。

イ 土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象ではないことに留意する。

ウ 市長が行う避難指示等の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を発令の判断材料としつつ、急傾斜地の崩壊や土石流の発生など土砂災害の特性、局所的な地形・地質条件等の要因、気象や土砂災害などの収集できる情報、避難指示等の対象区域などを踏まえ、総合的な判断をして避難指示等の発令を行うものとする。

第2節 土砂災害・斜面災害応急対策

1 応急対策の実施

- (1) 県（森林林業総室、河川港湾総室）は、土砂災害等の被害拡大や二次災害を防止するための応急体制を整備するとともに、市及び関係機関と迅速かつ的確な情報の共有化を図り、応急対策を実施する。速やかに土砂災害等の状況を調査し、必要に応じて応急対策工事に着手する。
- (2) 市は、住民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認した時は、県及び関係機関へ連絡する。また、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難のための指示及び避難誘導等を実施する。
- (3) 住民は、土砂災害やその前兆現象、また、治山・砂防施設の被災等（以下「土砂災害等」という。）を確認した時は、遅滞なく市、警察署等へ連絡する。

2 要配慮者に対する配慮

市は、土砂災害等により、主として要配慮者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、消防機関、警察、民生・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織等

に、迅速かつ的確な避難情報等を伝達し、避難支援活動を行う。

3 土砂災害等の調査

- (1) 国、県（河川港湾総室）、市は、土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。

被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。

被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

重大な土砂災害が想定される場合、国または県は、土砂災害防止法第28条及び第29条に基づく緊急調査を実施する。

- (2) 国、県は、被災概要調査結果及び状況の推移について、市を含めた関係機関等に連絡する。

緊急調査を行った場合は、土砂災害防止法第31条に基づき、結果を土砂災害緊急情報として市に通知する。

- (3) 市は、土砂災害緊急情報、被災概要調査結果及び状況の推移を関係住民等に連絡する。

4 応急対策工事の実施

国、県（河川港湾総室）、市は、被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。

ワイヤーセンサーや伸縮計などの感知器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異状時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。

5 避難指示等の実施

- (1) 国、県（河川港湾総室）は、迅速かつ円滑な避難誘導等が実施されるように、市へ土砂災害緊急情報、被災概要調査結果の報告及び土砂災害に関する防災情報を提供する。

- (2) 市は、土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに避難のための指示及び避難誘導等を実施する。

異状時における臨機の措置に備えるため、職員の配置や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。

第3節 土砂災害緊急情報

1 土砂災害緊急情報の通知

国、県（河川港湾総室）は、重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするために必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施した場合、得られた結果を、避難のための立退きの指示の判断に資するため土砂災害緊急情報を市に通知する。

2 市の情報の伝達について

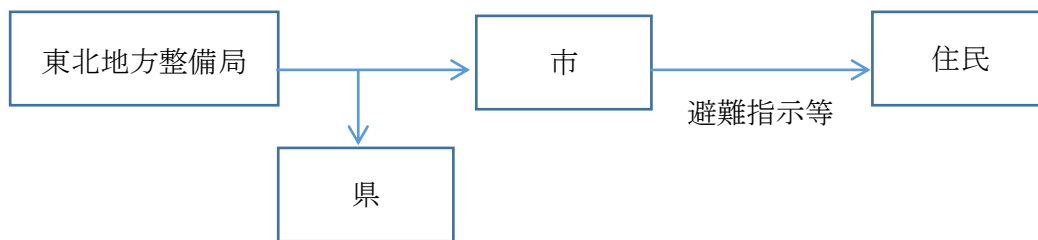
市は、国、県からの土砂災害緊急情報及び県と福島地方気象台からの土砂災害警戒情報に基づき、住民への避難指示等発令の時期を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

また、住民は、市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

3 土砂災害緊急情報の伝達フロー

(1) 国が緊急調査を行う場合

河道閉塞を原因とする土石流及び湛水の場合、国が行う。



(2) 県が緊急調査を行う場合

地すべりの場合、県が行う。



4 緊急調査結果の通知

(1) 国は、河道閉塞を原因とする土石流や湛水によって重大な土砂災害が発生する恐れがある場合に実施した緊急調査の結果を県、市に通知する。

また、土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときについても、この結果を県、市に通知する。

(2) 県は、地すべりによって重大な土砂災害が発生する恐れがある場合に実施した緊急調査の結果を市に通知する。

また、土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変わったと認める時についても、この結果を市に通知する。

第8章 医療（助産）救護

大規模災害発生時には、広域あるいは局地的に、医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における救急の初動体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も速い医療（助産）救護活動を施す必要がある。

第1節 医療機関の被害状況等の収集、把握

市は、医療救護体制の確立を図るとともに、医療機関の活動状況を住民にいち早く提供するため、医療機関の被害状況等を速やかに収集・把握する。

県北保健福祉事務所は、市及び（一社）安達医師会等と連携し、医療機関の被害状況及び活動状況を一元的に収集し、県（健康衛生班）に速やかに報告する。この場合において、医療機関は広域災害救急医療情報システムやファクシミリ等により報告を行うこととし、公衆回線が不通となり県北保健福祉事務所に連絡がとれない場合は、防災行政無線等により報告を行う。

県は、収集した医療機関の被災状況及び活動状況を、市などの関係機関に伝達するとともに、報道機関等を通じて県民に情報提供する。

第2節 医療（助産）救護活動

1 市の活動

- (1) 市は、自ら救護班を編成するとともに、必要に応じ（一社）安達医師会等の協力を得て医療救護班を編成し、災害の程度に即応した救護活動を行う。
- (2) 市は、災害救助法が適用された後に医療（助産）救護の必要があると認められるとき、または災害の程度により市の能力をもってしては十分でないと認められるときは、県に対し協力を要請する。

2 県の活動

- (1) 県は、医療（助産）救護の必要を認めたときは、次の場所に救護所を設置し、救護活動を行う。
 - ア 避難所（福祉避難所においては、継続的な医療ケアを必要とする要配慮者の避難が想定されることから、迅速適切な医療救護活動が行われるよう特に配慮する。）
 - イ 災害現場
 - ウ 医療機関
- (2) 県は、市町村から医療（助産）救護に関する協力要請があったとき、又は医療（助産）救護を必要と認めたときは、基幹災害拠点病院の県立医科大学附属病院や県立病院等の医師等による災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班を派遣するとともに、必要に応じ関係機関に協力を要請する。
- (3) 災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容
 - ア 県災害対策本部内における情報収集及び関係機関との調整
 - イ 各DMAT本部における統括及び本部業務
 - ウ 被災地内病院における診療等（病院支援）
 - エ 消防機関と連携した救護所等における緊急処置等（現場活動）
 - オ 被災地内における患者搬送、診療（域内搬送）
 - カ 被災地内では対応困難な重症患者に対する治療を目的とした航空搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：SCU）での診療、施設の運営及び被災地外への航空搬送（航空搬送）等

(4) 医療救護班の業務内容

- ア 診療（死体検案・身元確認を含む。）
- イ 応急処置、その他の治療及び施術
- ウ 分娩の介助及び分娩前後の処置
- エ 薬剤又は治療材料の支給
- オ 医療施設への搬送要否（主に重症患者）の決定
- カ 看護
- キ その他医療救護に必要な措置

(5) 県は、保健医療福祉調整本部への医師会や災害医療コーディネーターの参画により、DMATや医療救護班の派遣調整等を行うとともに、活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）及び必要に応じた参集拠点の確保を図るものとする。この際、県は、DMAT等及びドクターヘリに関する派遣計画の作成等により、医療活動の総合調整を行うものとする。

また、県は、DMATや医療救護班による活動と並行して、またDMATの活動終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣などの協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとする。この調整は災害医療コーディネーターと連携して実施するものとし、医療情報が途絶することがないように、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努めるものとする。

(6) 県（生活福祉班）は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、被災地域外の医療機関、厚生労働省及び被災地域外の都道府県に対して、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の編成及び協力を求めるものとする。

(7) 県は、DPAT等の派遣に係る調整、活動場所の確保等を行うものとする。

3 日本赤十字社福島県支部

(1) 日本赤十字社福島県支部は、県（健康衛生班）の要請に基づき職員を派遣するとともに、医療救護班を派遣して救護活動を行うものとする。

なお、災害の状況に応じて独自の判断で救護班を派遣して、被災地の医療機能が回復、若しくは市による系統的な救助救出活動が開始されるまでの間において、独自の活動として、積極的な救護活動を行うことができるものとする。

(2) 医療救護班の業務内容は、「災害救助法により県が行う医療、助産、死体の処理を日本赤十字社福島県支部に委託する契約書」の定めるところによる。

(3) 近隣各支部からの応援救護班の業務等については、福島県支部と同様の取扱いとする。

4 （一社）安達医師会・（公社）安達歯科医師会（市内）・（公社）福島県看護協会・（一社）福島県助産師会

(1) 県（健康衛生班）または市からの協力要請があり、その必要性を認めたときは、救護活動を行う。

(2) （公社）福島県看護協会は、災害時に災害支援ナースを派遣し、医療（助産）救護活動を支援する。

(3) 医療救護班の業務内容は、県の医療救護班と同様とする。

* 資料編 資料39参照

* 資料編 資料40参照

5 （一社）福島県薬剤師会

（一社）福島県薬剤師会は、県（健康衛生班）、市又は医師会等から協力要請があった場合には、二本松市薬剤師会に要請し、救護活動に必要な医薬品等の確保と応援医薬品の荷分け、また、救護所において医薬品の管理と調剤を行う。

第3節 傷病者の搬送

1 傷病者搬送の手順

(1) 傷病者搬送の判定

医療救護班の班長は、医療（助産）救護の処置を行った者のうち、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。

(2) 傷病者搬送の要請

- ア 医療救護班の班長は、市及び関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。
- イ 重傷者等の場合は、必要に応じて県消防防災ヘリコプター、県ドクターヘリ及び自衛隊等に対し、ヘリコプターの手配を要請する。

(3) 傷病者の後方医療機関への搬送

重症者等の搬送は、救急医療情報センターの情報等をもとに、原則として基幹災害拠点病院や二次保健医療圏単位に設置されている地域災害拠点病院へ行う。

- ア 重傷者等の後方医療機関への搬送は、原則として消防署で実施する。ただし、消防署の救急車両が確保できない場合は、市及び救護班並びに医療機関等で確保した車両により搬送する。
- イ 道路の損壊等の場合又は遠隔地への搬送においては、県消防防災ヘリコプターにより実施する。また、必要に応じて自衛隊等のヘリコプターにより実施する。
- ウ 傷病者搬送の要請を受けた市及びその他関係機関は、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえ、収容先医療機関を確認の上、搬送する。

2 医療スタッフ等の搬送

市は、医療（助産）救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班等の搬送に当たっては、搬送手段の優先的な確保など特別な配慮を行う。

第4節 医薬品等の確保

市は、救護活動に必要な医薬品等については、「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」等により、県に供給要請を行う。

- * 資料編 資料4 2 参照
- * 資料編 資料4 3 参照
- * 資料編 資料4 4 参照
- * 資料編 資料4 5 参照

第5節 人工透析の供給確保

人工透析については、慢性的患者に対し、災害時においても継続して提供することから、県（健康衛生班）及び市は、被災地内における人工透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び医療機関等へ提供するなど受療の確保に努める。

- * 資料編 資料4 1 参照

第9章 緊急輸送対策

災害応急対策実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の根幹となるものである。このため、緊急時における輸送路等を確保するとともに、車両等が円滑に調達できるようにしておくことが重要であり、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に特に配慮して輸送活動を行うことが求められる。

第1節 緊急輸送の範囲

災害救助法による輸送の範囲は下記1のとおりであるが、災害の応急対策の段階に応じて緊急輸送活動の対象を広げていくものとする。

1 災害救助法による救助実施の場合の輸送の範囲

- (1) 被災者の避難（被災者の避難の副次的輸送を含む。）
- (2) 医療及び助産における輸送
- (3) 被災者の救出のための輸送
- (4) 飲料水の供給のための輸送
- (5) 救済用物資の運搬のための輸送
- (6) 死体の捜索のための輸送
- (7) 死体の処理（埋葬を除く）のための輸送
- (8) その他特に応急対策上必要と認められる輸送

2 緊急輸送活動の対象

- (1) 第1段階
 - ア 救急・救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
 - イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
 - ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等
 - エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
 - オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
 - カ 緊急車両及び航空機等の活動に必要な燃料
- (2) 第2段階
 - 第1段階に加え、
 - ア 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
 - イ 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送
 - ウ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (3) 第3段階
 - 第2段階に加え、
 - ア 災害復旧に必要な人員及び物資
 - イ 生活必需品

3 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行うものとする。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

第2節 緊急輸送路等の確保

1 緊急輸送路の確保

- (1) 道路管理者は、応急対策を円滑に実施するため、「第1部第5章緊急輸送の整備」の緊急輸送路等の指定により指定された第1次確保路線から順次開通作業を実施し、交通の確保を図る。

なお、地域によって第1次確保路線から確保することが困難な場合は、第2次確保路線以下の路線から確保する。

また、被害の状況により指定路線の確保が困難な場合は、指定路線以外の道路を緊急輸送路として確保する。

道路管理者は緊急輸送路の開通作業のため、建設業協会等と協力体制を確保し、重機等の応援要請を行う。

- (2) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

2 陸上輸送拠点の確保

市は、あらかじめ指定した広域陸上輸送拠点及び市物資受け入れ拠点の管理者の協力を得ながら、物資集積、荷さばき、保管のための輸送施設の確保を図るものとする。

また、市は、指定避難所等への物資配送を円滑に実施するため、地域内輸送拠点を開設し、輸送体制を確保するものとする。

3 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

市は、災害時の航空輸送を円滑に行うため、ヘリコプター臨時離着陸場を確保する。

第3節 輸送手段の確保

- (1) 市は、市有車両を全て確保し、輸送等の用に供する。
- (2) 災害協定先を始め輸送関係機関に対し、車両の調達、あっせん等の要請を行う。
- (3) 陸上自衛隊に対する応援要請を行う。
- (4) 市は、必要な車両等の確保が困難なときは、県（災害対策本部避難支援班、関係各部・班）に対して要請及び調達・あっせんを依頼する。
- (5) 防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達を行う。

第4節 輸送拠点

調達した物資等や他市町村からの救援物資を受入れ、保管、仕分け、さらに被災地へ搬送するための大規模物流施設として、下記の輸送拠点5カ所のうちから設置する。

また、他にも輸送拠点として設置可能な場所があれば施設管理者と協議し、必要に応じて設置する。

名 称	所 在	保 有 施 設
城山総合運動施設	郭内四丁目地内	ヘリポート、体育館、多目的グラウンド、テニスコート、駐車場
スカイピアあだたら	上葉木坂地内	ヘリポート、広場、テニスコート、駐車場
安達地域体育施設	油井字長谷堂地内	ヘリポート、体育館、多目的グラウンド、テニスコート、駐車場
岩代地域体育施設	小浜字芳池地内	ヘリポート、体育館、多目的グラウンド、テニスコート、駐車場
東和地域体育施設	針道字上台地内	ヘリポート、体育館、多目的グラウンド、テニスコート、駐車場

第10章 災害警備活動及び交通規制措置

大規模災害の発生時においては、様々な社会的混乱や道路交通を中心とした混乱が予測される。これに対し、市民の安全確保、各種犯罪の予防、取り締まり及び交通秩序の維持等の活動が重要となる。

第1節 災害警備活動

1 警備体制

(1) 署員の招集

警察署（二本松警察署、または二本松警察署が被災等し対応が困難な場合は周辺の対応可能な警察署等）は、災害発生後速やかに、あらかじめ定められたところにより、署員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図るものとする。

(2) 災害警備本部の設置

警察署は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、警察署に所要の規模の災害警備本部等を設置するものとする。

2 災害警備活動

(1) 災害情報の収集

警察署は、多様な手段により災害による被災状況、交通状況等の情報収集活動に当たるものとする。

(2) 救出援助活動

警察署は、把握した被害状況に基づき、災害警備部隊を迅速に被災地へ出動させるとともに、安達地方広域行政組合消防本部等の防災関係機関と連携して救出援助活動を行うよう努めるものとする。

(3) 避難誘導活動

避難誘導を行うに当たっては、緊急の場合を除き、市と緊密な連携の下、被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上で安全な避難経路を選定し、避難誘導を実施するものとする。

(4) 身元確認等

警察署は、市と協力し、検視・死体調査の要員・場所等を確保するとともに、遺体の身元確認に資する資料の収集・確保、医師等との連携に配意し、迅速かつ的確な検視・死体調査、身元確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努めるものとする。

(5) 二次災害防止措置

警察署は、把握した二次災害危険箇所等について、市災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促すなど二次災害の防止を図るものとする。

(6) 社会秩序の維持

警察署は、被災地及びその周辺におけるパトロール等を強化するとともに、地域の自主防犯組織等と連携するなどして、被災地の社会秩序の維持に努めるものとする。

(7) 被災者ニーズに応じた情報伝達活動の実施

警察署は、被災者のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等の適切な伝達に努めるものとする。

(8) 相談活動の実施

警察署は、市と連携して、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口等の設置に努めるとともに、避難所への警察官の立ち寄り等による相談活動に努めるものとする。

(9) ボランティア活動の支援

警察署は、市内防犯協会各支部、ボランティア関係組織・団体等との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行うものとする。

第2節 交通規制措置

1 被害状況の把握

警察署は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、道路管理者と連携し、道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、交通対策を迅速かつ的確に推進するものとする。

2 被災地域への流入抑制と交通規制の実施

警察署は、被害の状況を把握、必要な交通規制を迅速かつ的確に実施し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、迂回路の設定、交通情報の収集及び提供、車両の使用自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行うものとする。

なお、隣接又は近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合等においても、交通規制を行う場合がある。

(1) 被災区域等への流入抑制

災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合、警察署及び市は次により、緊急交通路の確保を図るものとする。

ア 混乱防止と緊急交通路確保のため、被災地区等への流入抑制のための交通整理、交通規制を実施する。

イ 流入抑制のための交通整理、交通規制については、関係市町村と連絡を取りながら広域的に行うものとする。

ウ 高速自動車道については、被災地区等を経由する車両を抑制するため、規制区域外におけるインターチェンジ等からの流入を制限するものとする。

(2) 交通規制の方法等

ア 標示の設置による規制

公安委員会は、災害が発生し又は発生しようとしている場所及びこれらの周辺の区域又は区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近に災害対策基本法施行規則第5条に規定する「標示」を設置し、車両の運転手等に対し緊急交通路における交通規制の内容を周知するものとする。

※「標示」の様式は、災害対策基本法施行規則第5条別記様式第2を参照

イ 現場の警察官の指示による規制

緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、警察官の現場における指示により規制を行うものとする。

ウ 迂回路対策

警察署は、幹線道路等の通行禁止を実施する場合は、必要な場合において、迂回路を設定し、迂回誘導のための交通要点に警察官等を配置するものとする。

エ 広報活動

警察署は、交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、運転手をはじめ居住者等に広く周知するものとする。

(3) 緊急通行車両に係る確認手続

ア 確認の対象となる車両

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く）。

イ 確認手続き

上記対象車両の所有者は、災害応急対策に従事するとき、災害対策基本法施行令第32条の第2項に掲げる緊急通行車両であることの確認を知事又は公安委員会に申し出し確認を得て、同法施行規則第6条に規定する標章及び証明書の交付を受けるものとする。

交付を受けた標章については、当該車両の前面の見やすい箇所に標示するものとし、証明書については、当該車両に備え付けるものとする。

※「標章」の様式は災害対策基本法施行規則第6条別記様式第3を参照

※「証明書」の様式は災害対策基本法施行規則第6条別記様式第4を参照

(4) 緊急通行車両等の事前届出・確認手続

ア 警察署は、緊急通行車両等の需要数を事前に把握し、確認手続の省力化、効率化を図るため、あらかじめ緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどうかの審査を「大規模災害に伴う交通規制の実施及び緊急通行車両等事務取扱要領」に基づき行うものとする。

イ 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して同法令第33条第1項に定める確認を行うものとする。この場合においては、確認のため必要な審査は省略することができるものとする。

ウ 警察署は、緊急通行車両等の事前届出・確認手続について、防災関係機関等に対し、その趣旨、対象、申請要領等の周知徹底を図るものとする。

エ 市においても、市保有の自動車で災害応急対策に使用する自動車は、緊急通行車両として「緊急通行車両の事前届出・確認手続等要綱」に基づき、二本松警察署に対し、事前に確認申請を行い事前届出済証の交付を受けることとする。

3 交通規制時の車両の運転者の義務

災害対策基本法の規定による、災害時における車両の運転者の義務は、次のとおりである。

(1) 通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は、速やかに当該車両を通行禁止区域、又は区間以外の場所へ移動させること。なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

(2) 前記(1)にかかわらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

4 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

緊急通行車両の通行の確保のための警察官等による措置は、次のとおりである。

(1) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移

動等の措置をとることを命ずることができる。

- (2) 前記(1)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、またはその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。
- (3) 前記(1)及び(2)を警察官がその場にいない場合に限り災害派遣を命じられた部隊の自衛官及び消防吏員の職務の執行について準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊用及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

第11章 防疫及び保健衛生

災害による被災者の病原体への抵抗力及び被災地の衛生環境の低下を防止するとともに、避難所、仮設住宅等における生活上の保健指導の実施、さらに災害によるストレス等に対する精神保健活動を行い、被災者の健康の維持を図る。

第1節 防疫活動

(1) 防疫組織

市は、必要に応じ災害防疫対策本部を設置し、またはこれに準じた防疫組織等を設け、被災地域、被災状況等を迅速に把握の上、災害に即応した防疫対策を企画し、防疫活動を推進する。なお、組織化に関する要綱等については、別に定める。

(2) 予防教育及び広報活動

県（健康衛生班）の指導のもとに、パンフレット等により、あるいは衛生組織その他関連団体を通じて住民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関を活用して広報を強化する。その際特に社会不安の防止に留意する。

(3) 清潔の保持

ア 道路、溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施する。

イ 収集したごみ、汚泥その他汚物は、焼却・埋設等により衛生的に適切な処分をする。この場合の取扱については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の定める基準によること。

ウ し尿の処理については、できる限り、し尿浄化槽又は下水道終末処理場の処理施設を利用する等の方法により、不衛生にならないようにする。

(4) 消毒の実施

ア 知事の指示に基づき実施する。実施にあたっては、厚生労働省令の規定に従い行う。

イ 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持ち量を確認の上、不足分を入手し、適宜の場所に配置する。

(5) ねずみ族、昆虫等の駆除

ア 知事の指示に基づき実施する。実施にあたっては、厚生労働省令の規定に従い行う。

イ 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持ち量を確認の上、不足分を入手し、適宜の場所に配置する。

(6) 生活の用に供される水の供給

ア 速やかに生活の用に供される水の供給を開始し、給水停止期間中継続する。

イ 生活の用に供される水の供給方法は、容器による搬送、ろ過器によるろ過給水等現地の実情に応じ適切な方法によって行う。この際、特に配水器の衛生的処理に留意する。

ウ 生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

(7) 臨時の予防接種

知事の命令に基づき実施する。実施にあたっては、ワクチンの確保など迅速に行い、時期を失しないよう措置する。

(8) 患者等に対する措置

感染症患者及び病原体保有者が発生したときは、速やかに近隣都市への隔離収容の措置をとることとする。

(9) 避難所の防疫指導等

避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いので、県防疫担当職員の指導のもとに防疫活動を実施する。この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導を徹底する。

この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、歯科医師会、訪問看護師、ケアマネジャー、ヘルパー、民生委員、地域住民との連携を図りながら、コーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努めることとする。

(10) 報告

ア 被害状況の報告

防災関係機関等の緊密なる協力を得て、被害状況を把握し、被害状況の概要、患者発生の有無、ねずみ族・昆虫類駆除の地域指定の要否、災害救助法適用の有無、その他参考となる事項について、速やかに県北保健福祉事務所長を経由して知事あて報告する。

イ 防疫活動状況の報告

災害防疫活動を実施したときは、防疫活動状況報告（昭和45年5月10日衛発第302号公衆衛生局長通知様式5）を毎日知事へ報告する。

第2節 食品衛生監視

県は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、食品衛生監視班を当災害地区に派遣する。派遣された食品衛生監視班は、県北保健福祉事務所長指揮のもとに次の活動を行う。

- (1) 炊き出し等の食品の監視指揮及び試験検査
- (2) 飲料水の簡易検査
- (3) その他の食品に起因する危害発生の防止

第3節 栄養指導

1 栄養指導班の編成及び派遣

県（健康衛生班）・市は、災害の状況により栄養指導班を編成し、被災地への管理栄養士・栄養士の派遣や、県（保健福祉班）と連携して、避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回するなど、被災者の栄養・食生活支援を行う。

2 栄養指導活動内容

(1) 食事提供（炊き出し等）の栄養管理指導

市が設置した炊き出し実施現場を巡回して炊き出し内容等の確認を行い、必要に応じて実施主体や給食業者等への提案、助言、調整等の栄養管理指導を行う。

(2) 巡回栄養相談の実施

避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回して、被災者の健康状態、食料の共有状況等を把握しながら栄養相談を実施する。

- (3) 食生活相談者への相談・指導の実施(要配慮者への食生活支援)
妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行う。
- (4) 特定給食施設等への指導
被害状況を把握し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理用の問題を生じないように指導し、給食の早期平常化を支援する。

第4節 保健指導

市の保健師・管理栄養士等は県(健康衛生班)と連携し、災害の状況によっては、避難所、被災家庭、仮設住宅等を巡回し、上記の栄養指導とともに、被災者の健康管理面からの保健指導及び栄養・食生活支援を行う。

この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、訪問看護師、ケアマネジャー、ヘルパー、民生委員、地域包括支援センター、地域住民との連携を図りながら、コーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努めることとする。

第5節 精神保健活動

1 精神科医療体制の確保

県(生活福祉班、健康衛生班)は、災害の状況に応じ、被災地に災害派遣精神医療チーム(DPAT)を派遣して精神科診療体制を確保する。

2 被災者のメンタルヘルスケア

県及び市は、被災者となることで顕在化する精神保健上の問題に対応するため、早期に避難所に相談員やヘルパー等を派遣し、被災者のメンタルヘルスの把握に努めるとともに、必要に応じDPATを避難所等に巡回させ、メンタルヘルスケアを実施する。

3 精神科入院病床及び搬送体制の確保

県は、入院医療及び保護を必要とする被災者のために、精神科病床及び搬送体制を確保する。

第6節 防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達

市は、防疫及び保健衛生用器材の備蓄及び調達について計画を樹立しておくものとする。

第7節 動物(ペット)救護対策

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。

このため、市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正飼育に関し、国(環境省)、福島県動物愛護センター、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。

また、被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走時対策、動物由来感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、警察・消防等の関係機関及び猟友会の協力を得ながら必要な対策を講ずるものとする。

第12章 廃棄物処理対策

災害時に発生したごみ、し尿及び災害に伴って発生したがれき等（以下、「災害廃棄物」という。）の処分等を迅速・的確かつ適正に実施し、生活環境の保全、公衆衛生の確保、さらに被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図る。

第1節 災害廃棄物処理

1 排出量の推計

災害時には、通常的生活ごみに加え、一時的に大量の粗大ごみやがれき等が排出されるものと想定される。

市（安達地方広域行政組合を含む。以下この節において同じ。）においては、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、平常時に策定を行う災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場や中間処理施設、最終処分場等を確保し、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

災害廃棄物としては、水害等による被災家屋からの廃棄物、焼失家屋等の焼け残り、破損した建築物等が考えられる。なお、県地域防災計画において、ごみの排出量の推定には、全壊家屋一戸あたり5t、半壊家屋一戸あたり2t、落下物一件あたり1tが目安とされている。

2 収集体制の確保

市は、被災等における生活環境の保全・公衆衛生の確保の緊要性を考え、平常体制に臨時雇用等による人員を加えた作業体制を確立する。さらに、必要に応じて、近隣市町村等からの人員及び器材の応援を求め、場合によっては、近隣市町村のごみ処理施設等に処理を依頼するなどの方策を講ずるものとする。

このため、市は、あらかじめ民間の廃棄物処理関連業界等に対し、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくとともに、近隣市町村間の応援体制を整えておくものとする。なお、清掃・収集体制については、市民部長を責任者とし、上記体制を含めた組織を地域ごとに設置するものとする。

加えて、ボランティア・NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

また、県及び市は、被災施設等の復旧事業、火山噴出物（火山災害の場合に限る。）、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業に当たり、あらかじめ定める物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行うものとする。

3 処理対策

(1) 生ごみ等腐敗性のある廃棄物

生ごみ等腐敗性のある廃棄物については、被災地における防疫対策上、収集可能な状態になった時点からできる限り早急に収集が行われるよう、市は、第一にその体制の確立を図る。

(2) 粗大ごみ等

粗大ごみ及び不燃性廃棄物が大量に排出されると考えられるが、一時期の処理施設への大量搬入は、その処理が困難となる場合が想定されるので、市は必要に応じて生活環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に積み置きするなどの方策を講じる。

(3) 仮置場の設置

市は、避難場所及び避難所等を除く公共の広場等に、これら廃棄物等の仮置場を設置する。

(4) 仮置場からの搬出

仮置場等の廃棄物の運搬については、市有車又は清掃関連業者等の運搬車両により行い、仮置場において可燃物、不燃物に分別し、安達地方広域行政組合の処理施設へ搬入する。なお、安達地方広域行政組合の処理施設が災害を受けた場合は、近隣処理施設を使用することとする。

(5) 産業廃棄物の収集・運搬

一般社団法人福島県産業資源循環協会の協力のもと行うこととし、大きなものは解体し、産業廃棄物処理許可業者に収集を依頼し、産業廃棄物処理施設で処分する。

(6) 市と業者との役割分担

原則として市は、災害廃棄物の暫定積み置き場所を管理し、業者は、各地区からの廃棄物を収集・運搬する。

＊ 資料編 資料49参照

＊ 資料編 資料50参照

＊ 資料編 資料51参照

(7) がれき等

がれきの処理については、原則として排出者自らが市のあらかじめ指定する場所に搬入するが、排出者自らによる搬入が困難と判断される場合及び道路等に散在し、緊急に処理を要する場合には、市が収集処理することとなる。

建築物等の解体等によるがれきの処理にあたっては、県(環境共生班、環境保全班、建築班)及び市は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、必要に応じ、事業者に対し、大気汚染防止法及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱マニュアル」に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

また、県及び市又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

この際、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

県及び市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他都道府県及び市町村への協力要請を行うものとする。

第2節 し尿処理

1 し尿排出量の推定

災害による上下水道等のライフラインの機能停止により、し尿処理が困難になることが考えられる。上水道以外の河川等の水を確保することにより、できる限り下水道機能を活用するとともに、市は水洗化の状況等、住民数、予測被災者数等から必要な仮設トイレ数を推定しておく必要がある。

倒壊家屋及び焼失家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、防疫上、できる限り早急に収集処理を行う必要があるため、一時的には処理量が増加すると考えられる。

そのため、緊急時における収集体制の確立を図るとともに、処理場施設においてもそれに対応できるよう予備貯留槽等を設けておくことが望ましい。

なお、し尿排出量は1人1月分として42ℓあるものとする。

また、この被災世帯の処理量のほかに、焼失家屋便槽のし尿が加わるものと考えら

れる。

2 収集体制の確保

市の被災地に対する平常作業からの全面応援及び近隣市町村等からの応援作業は、収集可能になった状態から7日間を限度として、また、処理場への搬入についても計画的処理を崩さないよう努力し、場合によっては近隣市町村の処理場に処理を依頼するなどの方策を講ずることとする。

また、防疫上、不要となった便槽に貯留されているし尿及び汚水等についても、早急に収集が行われるよう人員及び資機材の確保を図る。

このため、市は、あらかじめ民間のし尿処理関連業者及び仮設トイレ等を扱うリース業者に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておく。

3 処理対策

(1) 避難所でのし尿処理

水洗トイレの使用の可否等の状況によるが、原則として水を確保することにより下水道機能を活用して、処理することを原則とする。

また、必要に応じて仮設トイレを設置し、避難所の衛生環境の確保を図る。この場合において、仮設トイレの機種は、高齢者・障がい者等に配慮したものの選定に努める。

さらに、汲み取り式便槽が設置された避難所から排出されたし尿及び避難所に設置され仮設トイレに貯留されたし尿の収集を優先的に行うものとする。

(2) 水洗トイレ対策

水洗トイレを使用している世帯にあっては、洗浄水の断水に対処するため、平常時から水の汲み置き等を指導することとする。

また、水洗トイレを使用している団地等においては、災害により使用不可能となった場合に対処するため、必要により臨時の貯留場所を設けるか、リース業者等の協力を得て、共同の仮設トイレを設置する等の対策を講ずる。

し尿の運搬については、委託業者の運搬車両により行い、安達地方広域行政組合の中間処理場へ搬入する。

(3) 経費の負担

個人家屋にかかる経費は、当該所有者の負担によるが、避難所、仮設トイレ等災害により公的に設置した施設の処理に係る経費は、市が負担する。

＊ 資料編 資料5 2 参照

＊ 資料編 資料5 3 参照

第3節 廃棄物処理施設の確保及び復旧

1 事前対策

廃棄物処理施設は、設備の欠陥が生じた場合には適正な廃棄物処理が難しくなり、ひいては周囲の環境汚染を引き起こす恐れがあるので、普段より施設の維持管理を十分に行う。

2 復旧対策

災害が生じた場合には、迅速にその状況を把握し、応急復旧を図る。また、被害状況が収集作業に影響を与える場合には、期間等を定めて他の市町村の処理施設に処理を依頼するなどの方策をとる。

なお、廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、早急に県（県北地方振興局又は環境

保全班)に報告するなどの処置を講ずる。

第4節 応援体制の確保

市は、被災状況を勘案し、その区域内のごみ処理及びし尿処理が不可能と思われる場合には、県（環境保全班）に支援を要請するものとする。県は、市町村からの要請あるいは客観的な判断のもとに、近隣市町村、民間の廃棄物処理関連業者及びし尿処理関連業者からの応援が得られるよう、その連絡調整及び指導を行う。

また、市は、避難所等に設置する仮設トイレの十分な調達が不可能と思われる場合には、県（県北地方振興局）に支援を要請するものとする。県（避難支援班）は、仮設トイレ等を取り扱うリース業者及び他都道府県からの応援が得られるよう、その連絡調整及び指導を行う。

第13章 救援対策

災害により生活に必要な物資が直接被害を受け、又は流通機構の混乱等により物資の入手が困難になることが予想される。そのような状況において、市民の基本的な生活を確保し、人心の安定を図るため、生活の維持に欠かせない食料、生活必需品及び飲料水等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。

また、指定避難所に避難している避難者だけでなく、指定避難所以外への避難者又は在宅被災者への供給にも配慮する。

これら救援対策の実施に当たっては、県の広域的総合的な援助のもと、市民に最も身近な行政主体である市が主体となって救援に当たる。

第1節 給水救援対策

1 飲料水供給の概要

市は、国及び県の協力を得ながら災害による避難者に対して、概ね当初、最低1人1日3ℓの飲料水を供給し、発災後4日から7日までは10ℓ、2週目は50～100ℓ、3～4週目は150～200ℓを目標とし、復旧の段階に応じ漸増させ供給する。

発災後、4週を目途に復旧し、通水を開始するよう努める。

なお、市販の容器入り飲料水の確保と供給にも努める。

2 飲料水の応急給水活動

(1) 市の対策

ア 市は、給水班を組織し応急給水を実施する。

イ 市は、水道事業者が確保した飲料水ほか非常用飲料水貯水槽、鋼板プールの水、井戸水等を活用して応急給水を実施する。

ウ 応急給水は、下記の方法により実施する。

災害地における給水の方法は、原則として避難所、避難場所に臨時の給水装置を設置し給水を行う。

また、臨時給水所が設置できない場合は、給水車の応援を求め給水を行う。

(2) 水道事業者等の対策

市及び水道事業者は、応急飲料水の確保に努めるとともに、市が行う応急給水活動に対して、可能な限り支援する。

3 生活用水の確保

水道事業者は、復旧活動の長期化に備え、飲料水以外の生活用水の確保に努める。

4 緊急応援要請

水道法第40条の規定に基づき、緊急に飲料水を必要と認める場合は、期間、水量及び方法を定めて知事に要請する。

第2節 食料救援対策

1 対応の概要

市は、備蓄食料等を活用するとともに、安全で衛生的な主要食料、副食・調味料等を調達し、避難者等に対して供給する。供給すべき食料が不足し、調達の必要がある場合には、県に対し調達の要請を行う。

2 調達及び供給

(1) 市の対策

市は、地元小売業者等保有の食料を調達し、備蓄食料と併せて避難者等に供給す

る。

食料の供給にあたっては、避難の長期化に対応して、時間の経過とともにメニューの多様化、適温食の提供、栄養のバランスの確保、乳幼児や高齢者、病弱者等の要配慮者への配慮等、質の確保や、食材供給による自炊など、生活再建についても配慮するものとする。

ア 市内の米穀卸売業者及び小売業者に対し、保有精米の提供を依頼する。

イ 東北農政局福島地域センターに対し、食料の提供を要請する。

ウ 防災関係機関の協力により、炊き出し及び調理を実施し、被災者に供給する。学校等の給食設備を活用するとともに、自衛隊の要請も含めて実施する。

エ 臨時救援物資配給所を設置し、協力団体等と連携して配給を行う。

オ その他市の緊急調達体制により食料を確保し、供給する。

* 資料編 資料48参照

(2) 食料供給対象者

ア 避難所に収容された者であること。

イ 住家に被害が生じ、炊事等ができず、個々の実情により在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者（在宅避難者）であること。

ウ 被害を受け一時縁故先等に避難する者であること。

エ 災害現場において被災者とともに生活を営むボランティアであること。

第3節 生活必需物資等救援対策

1 供給方針

市は、備蓄物資を活用するとともに、必要な生活必需物資等をあつせん又は調達し供給する。

2 供給方法

(1) 臨時救援物資配給所を設置し、協力団体等と連携して配給を行う。

(2) その他市の緊急調達体制により確保し、供給する。

3 生活必需物資等の範囲

生活必需物資等の範囲は、次のとおりとするが、女性や乳幼児、高齢者等要配慮者については、紙おむつや生理用品等特有のニーズがあることから、それぞれのニーズを踏まえた生活必需物資等の供給を行うものとする。

(1) 被服や寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

(2) 日用品

石けん、歯磨き、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、マスク、消毒液等

(3) 炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等

(4) 光熱材料

マッチ、プロパンガス等

4 協定等に基づく応急物資の調達

供給すべき物資が不足し調達の必要がある場合には、市内の卸売業者、小売業者、県、災害協定自治体、または災害協定事業者等に対し、物資の要請を行う。

5 避難者への給与

避難所においては、避難者個々人への給与を十分に行うことができないことから、

必要な生活必需品の給与を応急仮設住宅入居時に行うことができる。

第4節 支援物資等の支援体制

市は、避難者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用して情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

第5節 義援物資及び義援金の受入れ

1 義援物資の受入れ

- (1) 市は、関係機関等の協力を得ながら、義援物資について受入れを希望する物資等を把握し、その内容のリスト及び送付先を市災害対策本部並びに報道機関を通じて公表するものとする。なお、リストの公表方法については、「Amazon 被災地ほしいもののリスト」等の活用も検討する。

また、被災地の需給状況を把握し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

- (2) 阪神・淡路大震災、新潟県中越大震災及び東日本大震災の教訓に鑑みて、物資集約拠点における混乱をさけるため、個人からの義援物資のうち、古着や規格の統一性のない物資については、受入れを辞退することができるものとする。

なお、市は、上記の受入れを辞退する場合は、市のウェブサイトや報道機関を通じて、速やかに公表するものとする。

2 義援物資の配分

義援物資の取扱いについては、救援物資と同様の取扱いとし、輸送拠点へ集合させ、災害対策本部は、被災地区・人員及び世帯数、被害状況等を勘案して、世帯及び人員を単位として計画することとし、各避難所等に配分する。

また、必要に応じ、市内要所に災害救援物資配給所を設置し、ボランティア等の協力を得ながら、直接被災者に配給するものとする。

3 義援金の受入れ

各方面からの義援金については、その受入れを一元化するため、保健福祉部内に事務窓口を置く。(配分については、第3部 第2章 第2節 義援金の配分 を参照)

第14章 被災地の応急対策

被災地内の市民の生活やインフラを復旧させるため、道路や宅地内等の障害物を除去するとともに、自力で復旧できない被災者のために、仮設住宅の建設、住宅の応急修理等を行う。また、市民の生活上の不安を解消するための各種相談事業を行う。

第1節 障害物の除去

1 住宅関係障害物の除去

(1) 実施機関及び方法

ア がけ崩れ、浸水等によって宅地内に運ばれた障害物の除去で、次のいずれかに該当する場合は、市がその障害物の除去を行うものとする。

(イ) 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合

(ロ) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合

(ハ) その他、公共的立場から除去を必要とする場合

イ 第一次的には、市が保有する機械、器具を使用して実施するものとするが、労力又は機械力が不足する場合は、隣接市町村又は県（県北建設事務所）に派遣（応援）要請を行うものとする。

ウ 労力又は機械力が相当不足する場合は、建設業協会等からの資機材、労力の提供等協力を求めるものとする。

(2) 災害救助法を適用した場合の除去

ア 対象

障害物の除去の対象となるのは、日常生活に欠くことのできない場所（居室、台所、便所等）に土砂、立木等の障害物が運びこまれたもので、しかも自分の資力では障害物の除去ができないものとする。

なお、第15章第1節2 災害救助法による応急仮設住宅の建設 に規定する応急仮設住宅の建設との併給は原則認められない。

イ 除去の方法

作業員あるいは技術者を動員して行うものとする。

ウ 費用

費用の限度額は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

エ 実施期間

災害発生の日から10日以内とする。

オ 上記ア～エにおいて適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、活動の程度、方法及び期間を定めることができる。

2 道路、河川等における障害物の除去

市は、防災関係機関等の協力を得て、道路上の土砂、立木等及び河川等に障害となっている浮遊物等を除去して、交通路及び河川機能を確保する。

(1) 道路における障害物の除去

ア 道路上の障害物の除去についての計画の実施は、道路法に規定する道路管理者が行うものとする。

イ 道路交通に著しい被害を及ぼしているものの除去は、それぞれの実施機関において、その所有する機械、器具、車両等により速やかにこれを除去し、交通の確保を図るものとする。

(2) 河川における障害物の除去

ア 河川区域内の障害物の除去についての計画の実施は、河川法に規定する河川管理者、水防法に規定する水防管理者・水防団長、消防組織法に規定する消防署の

長が行うものとする。

- イ 河川管理者は、河川法第22条第1項の規定による緊急措置を行うものとする。
- ウ 水防管理者、水防団長及び消防機関の長は、水防法第28条の規定による緊急措置を行うものとする。

3 除去した障害物の搬出先及び集積場所

- (1) 安達地方広域行政組合の処理場
- (2) 災害発生付近の空き地等、その時の状況に応じ定める。

なお、市においては、廃棄物を中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うためのストックヤード等の場所を確保するため、候補地の調査を行い、所有者を把握するなど、処理スペースの確保を図っておくものとする。

- ア 交通に支障がなく、二次災害が発生するおそれのない公共用地を選定するものとする。
- イ 公共用地に適当な場所がないときは、民有地を使用することとするが、この場合においては、所有者との間に補償（使用）契約を締結するものとする。

4 関係機関との連携

市は、国、県の出先機関、建設業協会等の協力を得て、障害物の除去のための建設用資機材及び技能者等要員の調達、確保に努めるものとする。

第2節 災害相談対策

1 臨時災害相談所の開設

市は、災害により被害を受けた市民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るため必要がある場合には、臨時災害相談所を設け、相談活動を実施するものとする。

市は、被災地及び避難所等に臨時災害相談所を設け、被災市民の相談に対応するとともに、苦情、要望等を聴取した結果を関係機関に速やかに連絡して早期解決に努める。

2 臨時災害相談所の規模等

相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況を考慮の上定める。

相談所には、被災者救護を実施する各部局及び関係機関の職員が相談員として常駐し、各種相談に対応する。

3 相談業務の内容

- (1) 生業資金のあっせん、融資に関すること
- (2) 被災住宅の修理及び応急住宅のあっせんに関すること
- (3) 行方不明者の捜索に関すること（被災者の安否の確認に関すること）
- (4) その他市民の生活に関すること

4 防災機関等による災害相談

- (1) 二本松警察署は、市が開設した臨時相談所に署員を派遣し、警察関係の相談業務に応ずるものとする。
- (2) 市長は、必要に応じて電気・電話・ガス・水道その他防災関係機関に対し、市の臨時災害相談所への相談員の派遣、営業所等における災害相談業務の実施等について協力を要請する。

第3節 応急危険度判定士等の派遣、応急復旧の指導・相談

1 建築物応急危険度判定士等の派遣

(1) 建築物応急危険度判定士の派遣

県（建築班）は、被災地において被災建築物の損壊等による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定を行うことができる専門知識を有する「建築物応急危険度判定士」及び「建築物応急危険度判定コーディネーター」を養成し登録するとともに、大規模な地震等により建築物が被災した場合においては、被災地に判定士等を迅速に派遣する。

市は、被災建築物応急危険度判定活動の実施本部の設置及び体制と、活動を所管する担当部署及び所要人員について明確に定める。また、実施を決定した場合における判定活動の内容についても明確にする。

(2) 被災宅地危険度判定士の派遣

県（都市班）は、大規模かつ広範囲に被災した宅地の危険度を判定する被災宅地危険度判定士を養成し、登録するとともに、災害対策本部が設置されるような大規模な地震等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合においては、被災地に判定士等を迅速に派遣する。要請を受けた被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保する。

(3) 斜面判定士の派遣

県（河川港湾班）は、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する斜面判定士を養成し、登録するとともに、大規模な地震等により土砂災害が発生した場合においては、斜面判定士の協力を得て、被災地に判定士等を迅速に派遣する。

2 応急復旧の指導・相談

市は、前述の判定士制度の確立に協力するほか、災害時には倒壊等のおそれのある建築物による事故防止のための住民への広報活動を行うとともに、危険度判定を実施して建築物の応急措置、応急復旧に関する技術的な指導、相談等の実施に努めるものとする。

第15章 応急仮設住宅の供与

災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図ることを目的とする。

第1節 建設型応急仮設住宅の建設

1 実施機関等

- (1) 応急仮設住宅の建設に関する計画の策定と実施は、市長が行うものとする。
- (2) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は、原則として知事が行うが、知事の職権の一部を委託された場合は、市が行うものとする。
- (3) 市は、平常時においてあらかじめ二次災害の危険のない建設可能な適地を把握し、早期に着工できるよう準備しておくとともに、応急仮設住宅を建設する場合は、建設業者等への協力依頼及び技術的援助等を行うものとする。
- (4) 県（被災者支援班、建築班）及び市は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理にあたり、資材の調達及び要員の確保について、(一社)プレハブ建築協会、福島県建設業協会二本松支部等との協定に基づき協力を要請するものとする。

2 災害救助法による応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設に関する基本的事項は、次のとおりとする。

(1) 入居対象者

災害により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であって、次に掲げるいずれにも該当する者とする。

ア 次の条件のいずれかを満たす者

(ア) 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示等により長期にわたり自らの住居に居住できない者であること。

イ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。

なお、イについては、災害の混乱時には十分な審査が困難であり、一定額による厳格な所得制限等はなじまないため、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用する。

また、第14章第1節に規定する「障害物の除去」や本節に規定する「住宅の応急修理」との併給は原則認められないが、「住宅の応急修理」をする被災者のうち、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については災害発生の日から原則6か月に限り、応急修理完了までの間、応急仮設住宅の使用が認められる。

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県（建築班）が市の協力を得ながら行うが、状況に応じ、県から事務委任を受けた場合、市が行う。

(3) 規模・構造及び費用

ア 応急仮設住宅の標準規模は、1戸当たり平均29.7平方メートル（9坪）とする。

イ 応急仮設住宅の設計に当たっては、高齢者や障がい者等の利用に配慮した住宅の仕様はすべての入居者にとって利用しやすいものであることから、通常の応急仮設住宅を含め、物理的障壁の除去されたユニバーサルデザイン仕様を目指すとともに、地域の気象環境等も考慮した配置や設計に努める。

ウ 工事費は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

3 応急仮設住宅の建設予定場所

応急仮設住宅の建設予定地は、次に掲げる場所等から選定する。

なお、選定にあたっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上も好適で、生業の見通しがつけられることに配慮するものとする。

また、相当数の世帯が集団的に居住する場合は、交通の便や教育等の問題も考慮に入れる。

建設予定の候補地は以下のとおり。

建設予定場所	面積 (㎡)	建設可能戸数 (戸)
郭内公園グラウンド	21,900	100
塩沢農村広場	15,582	98
岳下住民センターグラウンド	8,119	64
永田農村広場	13,000	54
旧原瀬小学校グラウンド	3,680	52
杉田住民センターグラウンド	4,148	33
旧平石小学校グラウンド	17,925	82
地域文化伝承館	4,610	65
大平住民センターグラウンド	3,150	45
安達運動場	38,912	244
安達野球場	10,080	144
岩代運動場	30,600	437
ウッディハウスとうわグラウンド	7,000	100
旧木幡第二小学校水舟分校跡地	1,005	14
水舟運動場	3,600	51
戸沢住民センターグラウンド	3,210	45
杉田農村広場	16,210	64
大平農村広場	14,210	66
石井運動広場	8,600	57
原瀬農村広場	9,471	63
計	235,012	1,878

(1) 集会所の設置

仮設住宅における地域コミュニティと住民自治機能の維持のため、同一敷地内又は近接する地域内に10戸以上の仮設住宅を設置する場合、県が内閣総理大臣と協議の上、集会所や談話室といった施設を設置することができる。

(2) 福祉仮設住宅の設置

高齢者、障がい者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができる。

4 着工及び完成の時期

(1) 災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに建設するものとする。

(2) 大災害等で20日以内に着工できない場合は、事前に県を通じ、内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

(3) 供与期間は、完成の日から建築基準法第85条第4項の規定による期限内（最高2年以内）とする。

5 応急仮設住宅の運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

第2節 賃貸型応急住宅等の提供

1 賃貸型応急住宅の提供

県（被災者支援班、建築班）は、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用するものとする。

必要な戸数の応急仮設住宅の建設を早急に行うことが困難である場合や、長期間の避難が予想される場合等の事情がある場合は、民間賃貸住宅の借り上げは、（公社）福島県宅地建物取引業協会を通して行うことができる。

なお入居対象者並びに入居者の選定は、応急仮設住宅の建設に準じるものとするが、入居先の決定に当たっては、行政サービスの提供やコミュニティの維持のための地域単位での入居などにも配慮する。

2 公営住宅等のあっせん

県（建築班）及び市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

第3節 住宅の応急修理

1 実施機関等

- (1) 被害住宅の応急修理に関する計画と実施は、市長が行うものとする。
- (2) 災害救助法を適用した場合の被害住宅の応急修理は、原則として知事が行うが、知事の職権の一部を委託された場合又は知事の実施を待つことができない場合は、市長が行うものとする。

2 実施方法等

- (1) 応急修理対象者
 - ア 次の要件をすべて満たす者とする。
 - (ア) 準半壊、半壊、中規模半壊又は大規模半壊の被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。
 - ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、対象として差し支えない。
 - また、全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないが、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りではない。
 - (イ) 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。
 - (ウ) 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。
 - ただし、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については災害発生の日から原則6か月に限り、応急修理完了までの間、

応急仮設住宅の使用が認められる。

イ 準半壊、半壊、中規模半壊の被害を受けた者については、自らの資力では応急修理をすることができない者であること。

資力要件については、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断するなど、制度の趣旨を十分理解して運用すること。

(2) 修理の範囲と費用

ア 応急修理の対象範囲は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとする。

イ 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

(3) 応急修理の期間

災害発生の日から3か月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6か月以内）に完了するものとする。

ただし、災害の規模や被災地の実態等により、3か月（又は6か月）以上実施に要する場合には、あらかじめ実態等に即した必要な期間を県が内閣総理大臣と協議の上、実施期間の延長を行うことができる。

第16章 行方不明者の搜索、遺体対策等

市は災害により死亡していると推定される者については、搜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については、火葬・埋葬に付し、人心の安定を図る。

第1節 全般的な事項

1 実施機関

行方不明者の搜索、遺体の収容・処理及び火葬・埋葬は、市長が行う。

なお、災害救助法が適用された場合は知事が行うが、知事から委任された場合、又は知事による救助のいとまがない場合は、知事の補助機関として市長が行うこととなる。

なお、市のみで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、自衛隊等の協力を得て実施する。

2 衛生及び社会心理面への配慮

遺体の処理は、衛生上の問題及び社会心理上の問題等を考慮し的確に行う必要がある。そのため、収容所の設置場所の確保、開設、警察及び報道機関との連携による身元確認及び縁故者への連絡、身元が判明しない遺体についての火葬と段階ごとに的確かつ速やかに対応する必要がある。

3 安達医師会及び安達歯科医師会との協力体制の整備

二本松警察署は、多数の死者が発生した場合の検視及び身元確認については、あらかじめ安達医師会及び安達歯科医師会との協力体制の整備を図る。

4 広域的な遺体処理体制の整備

市は、死者が多数にのぼる場合、また、火葬場が被災して利用できない場合を想定し、遺体保存のため、民間事業者の協力を得て、十分な量のドライアイス、柩、骨壺等の確保に配慮するとともに、近隣地方公共団体の協力による火葬支援体制の整備に努める必要がある。

第2節 行方不明者の搜索

1 搜索活動

市は、市消防団、県、県警察本部（二本松警察署）、消防署及び自主防災組織等の協力を得て、遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の搜索を実施する。

この場合において、市は、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、この窓口において、安否確認についての情報の一元化に努める。

2 災害救助法適用の場合の搜索活動

災害救助法を適用の場合の遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推測される者等に対して行い、以下の基準で実施するものとする。

- (1) 救助実施者が遺体の搜索を実施するに当たり、搜索に要する役務、機械、器具等については、現物により給付される。
- (2) 費用、期間等は福島県災害救助法施行細則別表第1「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

第3節 遺体の収容

1 遺体の搬送

警察官による検視及び医師（医療救護班）による検案を終えた遺体は、市が県（健康衛生班）に報告の上、遺体収容所に搬送し収容する。この際、葬祭業者との連携により、霊柩車を確保することについても考慮するものとする。

2 遺体収容所の設営及び遺体の収容

(1) 遺体収容所（安置所）の開設

市は、災害の地域程度に応じ、被害現場付近で被害を受けていない場所（葬儀場、寺院、公共建物、公園等収容に適当なところ）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。

前記収容所（安置所）に遺体収容のための既存建物がない場合は、テント等を設置し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

(2) 遺体の収容

市は、収容した遺体及び遺留品等について、記録等管理する。

3 災害救助法を適用した場合の遺体処理

災害の際死亡した者について遺体に関する取扱いは、以下の事項について行うものとする。

- (1) 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理（原則として医師（医療救護班）が行う）
- (2) 遺体の一時保存
- (3) 検案・身元確認（原則として医師（医療救護班）が行う）

4 県警察本部（二本松警察署）の対応

(1) 検視場所の開設

市と協議の上、検視場所を開設する。

この際、市は検視場所として適当な施設（遺体収容所付近で水道・電気等検視に必要な設備を有する施設）を検視場所として確保するものとする。

(2) 遺体の検視

警察官が各種法令等に基づいて検視を行う。

(3) 遺体の搬送

市が実施する遺体の搬送活動に協力する。

第4節 遺体の火葬・埋葬等

1 遺体の火葬・埋葬等実施基準

身元が判明しない遺体の火葬、埋葬等は、市が実施するものとする。

なお、身元が判明し、災害救助法による救助でない遺体の火葬、埋葬等にあたっては、市は、火葬、埋葬等の許可手続きが速やかに行える体制をとるものとする。

(1) 遺体の火葬

ア 遺体を火葬に付する場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。

イ 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第縁故者に引き渡す。

(2) 火葬場の調整

ア 市は、その火葬場が被災した場合、又はその処理量が多くなる場合を考慮し、

近隣の市町村との連携により、少数の施設に過度に処理が集中しないよう処理量を調整し適正な配分に努める。

イ 市は、火葬許可にあたっては、安達地方広域行政組合あだたら聖苑又は近隣火葬場の能力、遺体の搬送距離等を考慮し、火葬場を指示する。

2 災害救助法を適用した場合の遺体の火葬・埋葬等の基準

- (1) 火葬・埋葬等は原則として市内で実施する。
- (2) 遺体が他の市町村（法適用地外）に漂着しその身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は市が連絡を受け引き取ることとなるが、混乱のため引き取ることができない場合、知事の行う救助を補助する立場において、漂着した市町村が、火葬・埋葬等を実施（費用は県負担）するものとする。
- (3) 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流したと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記(2)に準じて実施するものとする。

(4) 費用・期間等

ア 以下の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物を持って実際に火葬・埋葬等を実施する者に支給するものとする。

(ア) 棺（付属品を含む）

(イ) 火葬

(ウ) 骨つぼ又は骨箱

イ 支出できる費用

福島県災害救助法施行細則別表第1「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

* 資料編 資料5 4 参照

* 資料編 資料5 5 参照

第17章 生活関連施設の応急対策

水道、下水道、電気、ガス、交通、通信等の生活に密着した施設が被災した場合、生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急復旧を図るための対策を確立するものとする。

第1節 水道施設応急対策

市及び水道事業者は、災害発生時における応急給水用飲料水の確保を行うとともに、次により水道施設の復旧対策を実施するものとする。

1 被害状況調査及び復旧計画の策定

発災後直ちに施設の被害状況調査を実施し、給水状況の全容を把握するとともに、応急復旧に必要な人員体制及び資機材（調達方法）、施設復旧の手順、方法及び完了目標等を定めた応急復旧計画を策定し、計画的に応急復旧対策を実施するものとする。

復旧にあたっては、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、災害応急・復旧対策の中核となる官公署庁舎など、あらかじめ定めた重要度の高い施設を優先して行う。

2 応急復旧のための支援要請

隣接水道事業者や、県等の他の機関への支援要請にあたっては、必要とする支援内容を明らかにして要請するものとする。

＊ 資料編 資料6 2 参照

3 的確な情報伝達・広報活動

県及び関係機関に対し、施設の被災状況、施設復旧の完了目標等について、随時速やかに情報を伝達するとともに、住民に対しては、復旧の順序や地区毎の復旧完了予定時期等についての情報の提供・広報を行うものとする。

第2節 下水道施設応急対策

市は、災害が発生した場合、公共下水道等の構造を勘案し、直ちに施設の被害状況の調査、施設の点検を実施し、損傷その他異常がある施設及び二次災害のおそれがあるものについて、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他公共下水道の機能を維持するために必要な応急措置や応急復旧を行うものとする。

1 要員の確保

市は、あらかじめ定められた計画に基づく緊急時の配備体制により要員の確保を図るものとする。

2 応急対策用資機材の確保

市は、施設の実情に即して、応急対策用資機材の確保を図るものとする。

3 復旧計画の策定

市は、管路施設、ポンプ場及び処理施設によって態様が異なるが、次の事項等を配慮した復旧計画の策定に努めるものとする。

- (1) 応急復旧の緊急度及び工法
- (2) 復旧資機材及び作業員の確保
- (3) 設計及び監督技術者の確保
- (4) 復旧財源の措置

4 広報

市は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、地域住民に生活水の使用抑制を依頼しながら利用者の不安解消に努めるものとする。

第3節 電力施設応急対策

1 災害対策組織の設置

東北電力ネットワーク株式会社福島電力センターは、災害が発生した場合は、あらかじめ定められた基準等に基づき、災害の規模、その他の状況に応じ、災害対策組織として、東北電力ネットワーク株式会社福島電力センターに非常災害対策本部を設置する（以下、当該対策組織を主体とした対応）。

2 人員の確保

- (1) 対策要員の確保については、あらかじめ従業員の動員体制を定めて対応するものとする。
- (2) 従業員以外の復旧要員を必要とする事態が予測され、または発生した場合は、他電力会社及び工事関係会社との協定等に基づき、要員の応援を要請するものとする。

3 応急復旧用資機材の確保等

- (1) 調達
対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保するものとする。
 - ア 現地調達
 - イ 対策組織相互の流用
 - ウ 納入メーカーからの購入
 - エ 他電力会社からの融通また、県、電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。
- (2) 輸送
災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した輸送会社の車両、ヘリコプターその他実施可能な運搬手段により行うものとする。
- (3) 資材置場等の確保
復旧資材置場及び仮設用地が必要となった場合は、あらかじめ調査していた用地をこれに充てるものとする。

4 災害時における広報

- (1) 停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況、停電地域及び復旧見通しについての広報を行うものとする。
 - また、住民の感電事故を防止するため、次の事項を中心に広報活動を行う。
 - ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。
 - イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに東北電力ネットワーク株式会社福島電力センターに通報すること。
 - ウ 断線、垂下している電線には絶対に触れないこと。
 - エ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
 - オ 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

カ その他事故防止のため留意すべき事項。

- (2) 電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほか、インターネット、パンフレット、チラシ等により認識を深める。なお、停電が市内の広範囲かつ長時間に及ぶ場合は、市の防災行政無線、ウェブサイト等も利用し周知を図る。

5 被害状況の把握（情報収集）

災害が発生した場合は、対策組織の長は、次に掲げる情報を迅速、的確に把握し、速やかに上位対策組織に報告する。

(1) 一般情報

ア 気象、地象情報

イ 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報、並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする当該管内全般の被害情報

ウ 対外対応状況（市の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況）

エ その他災害に関する情報（交通状況等）

(2) 被害状況

ア 電力施設等の被害状況及び復旧状況

イ 停電による主な影響状況

ウ 復旧資材、応援隊、食料等に関する事項

エ 従業員の被災状況

オ その他災害に関する情報

6 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても事業用電気工作物の保安が確保されている場合は、供給を継続するが、警察、消防機関等からの要請があった場合や事業用電気工作物の保安が確保されない場合、保安確保が保たれないことが予想される場合は、対策組織の長は送電停止等、適切な危険予防措置を講ずる。

7 復旧計画等

- (1) 被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定する。

ア 復旧応援要員の必要の有無

イ 復旧要員の配置状況

ウ 復旧資材の調達

エ 電力系統の復旧方法

オ 復旧作業の日程

カ 仮復旧の完了見込み

キ 宿泊施設、食糧等の手配

ク その他必要な対策

- (2) 復旧計画の策定及び実施にあたっては、各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

なお、復旧順位については、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所などを優先する。

8 協定に基づく対応

市と、東北電力ネットワーク株式会社福島電力センターは、災害時の協力に関して協定を締結しているため、その協定に基づいた以下の対応を行うものとする。

- (1) 災害、停電及び道路等の被害に関する情報の共有
- (2) 市災害対策本部へのリエゾンの派遣
- (3) 市内重要施設の電力設備の早期復旧
- (4) 市管理道路等の支障土砂・樹木等の市による撤去
- (5) 復旧作業時に駐車場・資材置き場として利用可能な市有施設の提供
(施設名：城山総合グラウンド、安達運動場、岩代運動場、カントリーパークとうわ、スカイピアあだたら)

第4節 ガス施設（L Pガス）応急対策

1 出動体制

L Pガス事業者は、台風等風水害の発生が予測される場合は、いつでも出動可能な体制をとるものとし、必要に応じ、巡回・点検等を行うとともに、災害が発生した場合は直ちに出勤して二次災害の防止等の措置を講じるものとする。

2 （一社）福島県L Pガス協会による災害対策本部の設置及び人員の確保

- (1) 台風等風水害により災害が発生した場合等
台風等風水害により災害が発生し、会員のみで自力措置を行うことが困難な場合は、二次災害防止のための初動措置等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、現地又は協会内に災害対策本部を設置するものとする。（以下、当該災害対策本部を主体とした対応）
- (2) 復旧要員を必要とする事態が予想され、またはその事態が発生した場合は、『福島県L Pガス災害対策要綱』に基づき、要員の応援を要請する。

3 災害時における広報活動

広報活動を円滑に実施するために、平常時から需要家等に対して、注意事項及び協力依頼事項などについてPRし、その徹底を図るのはもちろんのこと、災害が発生した場合には、ガス漏れによる火災発生防止、再使用の際の安全対策等二次災害防止に重点をおいて広報すること。

- (1) 平常時の広報活動
使用者等に対し、災害時におけるガスの注意事項、協力依頼事項及び地震時のガス事業者の保安対策、広報体制について、チラシ、パンフレット、テレビのほか、検針票や領収書を利用して直接PRを行うものとする。
- (2) 二次災害防止の広報活動
テレビ、ラジオ、広報車によるほか、ハンドマイク等も活用して、次の事項について広報するものとする。
ア ガス栓・器具栓・メーターコックを閉めておくこと。
イ L Pガス事業者が安全を確認するまではガスを使用しないこと。

4 被害状況の把握（情報収集）

台風等風水害により、災害が発生した場合には、次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急措置等の必要の有無を検討するものとする。

また、収集した情報については、速やかに上位対策組織等に報告するものとする。

- (1) 需要家からの情報
ア 販売区域の被害規模に関する情報の収集
イ 需要家の家屋被害状況

- (2) 一般被害状況に関する情報
 - ア 人身災害発生情報及び公共施設等をはじめとする当該区域全般の被害状況
 - イ 対外対応状況（市の災害対策本部、その他の公共団体、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）
 - ウ その他災害に関する情報（交通状況等）
- (3) 特定供給設備の被害情報

5 復旧計画等

- (1) 協会の現地災害対策本部長は、各施設の被害状況を把握し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を立てるとともに、その内容を上位対策組織に速やかに報告するものとする。
 - ア 被害状況の概要
 - イ 復旧応援要員の要請
 - (ア) 救援を必要とする作業内容
 - (イ) 要員
 - (ウ) 資機材及び工具車両
 - (エ) 救援隊の出動日時・集結場所等
 - ウ 復旧作業の日程
 - エ 仮復旧の見通し
 - オ その他必要な対策
- (2) 復旧計画の策定については、原則として現地災害対策本部が行うものとするが、上位対策組織は、上記の報告に基づき、災害対策本部に対し復旧対策について必要な指示を行うものとする。
- (3) 復旧計画の策定及び実施にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位によることを原則とするが、被害状況、復旧の難易度等を考慮して、供給復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

6 協定に基づく対応

市と、福島県L Pガス協会二本松支部は、災害時の協力に関して協定を締結しているため、その協定に基づき、市からの要請があった場合、福島県L Pガス協会二本松支部は、開設した避難所等に対してL Pガスの優先供給を行うものとする。

第5節 鉄道施設応急対策

1 災害応急体制の確立

- (1) 初動体制
 - 東日本旅客鉄道株式会社は、災害が発生した場合は、規定等に基づき、災害の規模その他の状況により、必要に応じ災害対策本部を設置するものとする。
- (2) 通信設備等の整備
 - 関係防災機関、地方公共団体との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び風水害、地震に関する警報装置を整備する。
 - ア J R 電話・N T T 電話の緊急連絡用電話、指令専用電話及びファクシミリ
 - イ 列車無線及び携帯無線機

ウ 風速計、雨量計、水位計及び地震計

(3) 気象異常時の対応

- ア 施設指令は、福島地方気象台、関係箇所から気象異常（降雨、強風、降雪、地震等）の予報及び警報の伝達を受けた時は、速やかに関係箇所に伝達する。
- イ 輸送指令は、時間雨量、連続雨量、風速及びS I 値（カイン）が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。（運転規制基準及び運転規制区間は、仙台支社運転規制等取扱いによる。）

(4) 旅客及び公衆等の避難

- ア 駅長等は、自駅に適した避難誘導體制を確立するとともに、避難及び救護に必要な器具を整備する。
- イ 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、指定緊急避難場所等への避難指示等があった時及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、指定緊急避難場所等へ避難するよう案内する。

(5) 消防及び救助に関する措置

- ア 災害により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに、延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。
- イ 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。
- ウ 大規模災害により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方公共団体に対する応援要請を行う。

(6) 列車の運転方法

列車の運転方法はその都度決定するが、概ね次により実施する。

- ア 迂回又は折り返し運転
- イ 臨時列車の特発
- ウ バス代行又は徒歩連絡

2 乗客の救援・救護

- (1) 乗務員は、災害により列車を駅間等で停止又は徐行した場合は、輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況、その他を車内放送等により案内を行い、乗客の動揺・混乱の防止に努める。
- (2) 駅長等は、災害時の動揺・混乱を防止するために掲示、放送等により案内を行い、旅客の不安感を除き鎮静化に努める。
- (3) 駅長等は、自駅に適した避難誘導體制を確立するとともに、避難及び救援に必要な器具を整備する。
- (4) 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、指定緊急避難場所等への避難指示等があった時及び自駅の避難場所も危険な場合は、指定緊急避難場所等へ避難するよう案内する。

第6節 電気通信施設等応急対策

電気通信事業者は、災害時における公共機関等の通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するために、応急作業を迅速かつ的

確に実施して通信の疎通を図る。

1 電話（通信）の確保

(1) 災害対策本部の設置

電気通信事業者は、非常災害が発生した場合、その状況により災害対策本部、現地に現地災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策ができる体制をとる。この場合、県、市の災害対策本部及び各防災関係機関と緊密な連絡を図る。

(2) 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び連絡にあたる。

2 災害時の電話通信の応急措置

(1) 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり、設備、資機材の点検を行う。

- ア 電源の確保
- イ 非常用対策機器（無線機器、移動電源装置等）の発動準備
- ウ ビル建築物の防災設備の点検
- エ 工事用車両、工具等の点検
- オ 保有する資材、物資の点検
- カ 所内、所外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(2) 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- ア 通信の利用制限
- イ 非常通話、緊急通話の優先・確保
- ウ 無線設備の使用
- エ 非常用公衆電話の設置
- オ 臨時電報、電話受付所の開設
- カ 回線の応急復旧

(3) 応急復旧対策

ア 地震により被災した電気通信設備の状況により、復旧は次のとおりとする。

(ア) 応急復旧工事

- a 電気通信設備を応急的に復旧する工事
- b 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(イ) 原状復旧工事

電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事

(ウ) 本復旧工事

- a 被害の再発防止、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事
- b 電気通信設備が全く消滅した場合、復旧する工事

イ 災害等により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた以下の表の順位にしたがって実施する。

復旧順位	復 旧 す る 電 気 通 信 設 備
1	- a 気象機関に設置されるもの - b 水防機関に設置されるもの - c 消防機関に設置されるもの - d 災害救助機関に設置されるもの

復旧順位	復 旧 す る 電 気 通 信 設 備
	e 警察機関に設置されるもの f 防衛機関に設置されるもの g 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの h 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの i 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	a ガスの供給に直接関係のある機関に設置されるもの b 水道の供給に直接関係のある機関に設置されるもの c 選挙管理機関に設置されるもの d 別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの e 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの f 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの (第1順位となるものを除く)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第18章 文教対策

市教育委員会及び学校長等は、災害時において、園児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という）の安全を確保するとともに、学校教育活動の円滑な実施を確保するため、その所管する業務について、災害時における応急対策計画を定めるものとする。

第1節 児童生徒等保護対策

1 学校の対応

- (1) 校長等は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め、的確な指揮にあたる。
- (2) 児童生徒等については、教職員の指導のもとに全員を直ちに帰宅させることを原則とし、屋外の移動が危険な場合は学校等が保護する。
ただし、児童生徒等のうち園児及び障がい児については、学校等において保護者等に引き渡す。
また、交通機関の利用者、留守家庭等の児童生徒等のうち帰宅できない者については、状況を判断し学校等が保護する。
- (3) 初期消火、救護、搬出活動等の防災活動を行う。

2 教職員の対応、指導基準

- (1) 災害発生の場合、児童生徒等を教室等を集める。
- (2) 児童生徒等の退避・誘導にあたっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。
- (3) 学級担任等は、学級名簿等を携行し、本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。
- (4) 障がい児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮する。
- (5) 児童生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた引渡しの方法により確実に行う。
- (6) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
- (7) 児童生徒等の安全を確保したのち、本部の指示により防災活動にあたる。

第2節 応急教育対策

1 応急教育の実施

県及び市の教育委員会は、災害時において、学校教育の実施に万全を期すため、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

2 被害状況の把握及び報告

各所属は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童、生徒、教職員及び施設設備の被害状況を把握し、教育委員会等に報告する。

3 児童・生徒・教職員の心身の健康に関する実態把握及び対応

- (1) 県及び市の教育委員会は、各校の児童・生徒・教職員の心身の健康状態について調査し実態を把握する。
- (2) 県及び市の教育委員会は、調査の結果、必要があると認めた時は、関係行政機関や専門機関及び専門家を統括している機関との連絡体制の確立等の措置を講ずる。
- (3) 県及び市の教育委員会は、必要に応じ、児童・生徒・教職員の心の健康に関する相談窓口を開設する。
- (4) 県及び市の教育委員会は、災害後も必要に応じて継続的に、児童・生徒・教職員の心身の健康に関する実態把握をする。

4 教育施設の確保

県及び市の教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

- (1) 被害箇所及び危険箇所の応急修理
早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。
- (2) 公立学校の相互利用
授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。
- (3) 仮設校舎の設置
校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図る。
- (4) 公共施設の利用
被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育館、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。
この場合、県教育委員会と協議して、利用についての調整を図る。
- (5) 避難所開設時の対応検討
避難所として学校等施設を提供したため、長期間学校等が使用不可能な場合の対応についても検討する。
なお、避難所が設置された以降は、学校機能部分と避難所部分を明示するとともに、避難所運営についての学校側の担当職員を定め、市担当者、地域住民等と協議を行いながら、避難所の運営にあたっていくものとする。

5 教員の確保（臨時参集）

県及び市の教育委員会は、災害により通常の実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教員を把握し、確保する。

- (1) 教員は、原則として各所属学校等に参集するものとする。ただし、交通途絶等で登校不能な場合は、最寄りの学校等に参集する。
- (2) 各学校等においては、責任者（学校付近居住者等）を定め、参集した教員の学校名、職、氏名を確認し、人員を掌握する。
- (3) 学校等で掌握した参集教員の人数等については、県及び市の教育委員会に報告する。
- (4) 災害により教職員の死傷者が多く、平常授業に支障を来す場合は、退職教員を臨時に雇用する等の対策を講ずる。

災 害 の 程 度	応急教育実施の場所等	教育実施者の確保の措置 ＊市教育委員会と県教育委員会との連携により、次の措置を講ずる。
校舎の一部が使用不能の場合	a 特別教室、屋内体育館等を使用すること。 b 二部授業を行うこと。	ア 欠員者が少ない場合は、学校等内で調整すること。 イ 市内隣接校からの応援要員の確保を考慮すること。 ウ 市内隣接校の協力を求めること。
校舎の全部が被害を受けた場合	a 公民館等の公共施設を利用すること。 b 隣接校の校舎を利用すること。 c 神社、仏閣等を利用すること。 d 黒板、机、イス等の確保計画を策定すること。	エ 短期、臨時的には退職教員等の協力を求めること。 欠員（欠席）が多数のため、イ、ウの方途が講じられない

災 害 の 程 度	応急教育実施の場所等	教育実施者の確保の措置 ＊市教育委員会と県教育委員会との連携により、次の措置を講ずる。
特定の地域全体において相当大きな被害を受けた場合	a 校舎が避難所に充当されることも考慮すること。 b aの場合は隣接校又は公民館等公共施設の使用計画を策定すること。 c 応急仮校舎の設置を考えること。	場合は、県教育委員会に要請すること。 長期にわたり多数の教員に欠員が生じた場合は、直ちに状況を調査し、その欠員状況に応じ、補充教員を発令するか、他市等の協力を要請するかについて考慮すること。
市内全域において大きな被害を受けた場合	a 避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設を利用すること。	

6 応急教育計画の作成上留意すべき点

- (1) 学校長等は、被害の程度と教育の場所、教職員の状況等に応じて、臨時の学級編制、教育課程の編成、指導計画、教職員の担任計画等を作成する。
- (2) 休校の実施及び授業が不可能になる事態が予想される場合の勉学の方法等について指導する。
- (3) 授業が不可能となる期間が長期にわたる場合は、連絡の方法、組織（子供育成会等）の整備工夫を行う。
- (4) 市教育委員会は、あらかじめ災害を予想して、協力要請の体制を整え、その計画を別に樹立しておく。

7 学用品確保のための措置

- (1) 応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を調査する。
- (2) 調査の結果、教科書等の学用品の確保が困難な場合は、県に協力を要請し、必要な措置を講ずる。

8 児童及び生徒のメンタルヘルス対策

学校機能が再開した場合において、大規模災害によって不安定になりがちな児童及び生徒に対し、カウンセラーを学校に派遣し、心のケアを行う。

9 保育料の減免

被災によって保育料の減免等が必要と認められる者については、関係条例及び規則の定めるところにより、保育料の全部または一部を免除する等の特別措置を講ずる。

第3節 給食計画

1 給食対策

- (1) 他の給食施設、設備の活用について対策を講ずる。
- (2) 給食物資及び従事職員を確保する。
- (3) 近隣の給食実施校からの給食援助について要請する。
- (4) 主食食料の給食方法の転換について検討実施する。（パンから米飯、米飯からパン等）
- (5) 食中毒を予防する。
- (6) 準要保護児童・生徒給食費補助金の追加申請等を実施する。

2 給食の一時中止措置

- (1) 大規模災害のため、一般の災害救助に、学校給食施設を使用するとき。
- (2) 給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となり、復旧が完了するまでの期間。
- (3) 食中毒様症状・感染症その他の危険が発生し、または発生が予想されるとき。
- (4) 給食物資の供給が困難なとき。
- (5) その他給食の実施が事情により不可能なとき、または給食の実施が適当でないと認めるとき。

第4節 園児・児童・生徒の避難計画

災害から幼い人命を保護するため、市教育委員会・子育て支援課は、それぞれの施設管理者に主旨の徹底を図り、避難訓練を行う等、万全の方策を講ずる。

また、災害発生時の避難の実施については、施設ごとの消防計画に定める行動計画により適切に実施する。

- * 資料編 資料56参照
- * 資料編 資料57参照
- * 資料編 資料58参照
- * 資料編 資料59参照
- * 資料編 資料60参照

第5節 文化財等の応急対策

1 文化財等の保全・保管

市教育委員会は、文化財等の所有者と協議して、保全の知識を有する者を搬出責任者に定め、搬出に万全を期すとともに、有事の際には迅速な保全対策に努めるものとする。

なお、美術工芸品の所有者・管理者の文化財の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び整備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

2 各文化財等の防災診断及び保存状態の調査

各文化財等について、防災診断及び保存状態の調査等を行い、予防及び応急対策の計画を立てて文化財等の保全に努める。

3 史跡等の応急対策

史跡等の応急対策については、施設の管理を中心として、その性質等によって災害時の応急措置ができるよう計画する。

4 建築物が被災した場合の対応

県及び市の教育委員会は、建築物が被災した場合には、被害状況報告を受けて以下の応急措置を施し、本修理を待つこととする。

- (1) 被害が小さいときは、地元と連絡をとりあって応急修理を行う。
 - (2) 被害が大きいときは損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設ける。
 - (3) 被害の大小に関わらず、防護柵を設け、現状保存を図れるようにする。
- * 資料編 資料61参照

第19章 要配慮者対策

災害発生時において、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想される。

このため、「第6章 避難」のとおり、要配慮者への情報伝達、避難誘導等において配慮する必要があるとともに、災害発生後、速やかな要配慮者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等が求められる。

第1節 要配慮者に係る対策

非常災害の発生に際しては、平常時より在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たな要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過の各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供を行っていく必要がある。

このため市は、防災担当部局と保健福祉部局との連携の下、以下の点に留意し、民生・児童委員や民間事業者等の協力を得ながら、要配慮者対策を実施する。

- (1) 避難行動要支援者名簿により、避難行動要支援者の所在の把握に努める。
- (2) 避難が必要にもかかわらず避難していない避難行動要支援者を発見した場合は、当該避難行動要支援者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとる。
 - ア 指定避難所（状況に応じて福祉避難所）へ移動すること。
 - イ 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
 - ウ 居宅における生活が困難な場合にあっては、在宅保健福祉のニーズの把握に努めること。
- (3) 大規模災害時等、避難所の開設が長期間に及ぶ可能性がある場合、要配慮者のニーズに沿った保健福祉サービスの提供を、遅くとも発災1週間後を目標に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後3～4日目から、全ての避難所を対象として、要配慮者の把握調査を開始できるように努めるものとする。
- (4) 要配慮者のうち避難所等への移動が困難であり、自宅待機をせざるを得ない場合においては、食料や物資等の供給についての支援体制を構築するものとする。

第2節 社会福祉施設等に係る対策

- (1) 被災社会福祉施設等においては、「第6章 避難」の避難誘導法により、速やかに入所者の安全の確保を図る。
- (2) 被災していない社会福祉施設等は、施設の機能を低下させない範囲で、援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努めるものとする。
- (3) 被災社会福祉施設等は、水・食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握し、近隣施設、市、県（生活福祉班）等に支援を要請する。
- (4) 市は、ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者等に要請する。
- (5) 市は、復旧までの間、水・食料品等の日常生活用品確保のための措置を講ずる。
- (6) 市は、ボランティアへの情報提供等を含め、マンパワーの確保に努める。

第3節 障がい者及び高齢者に係る対策

市は、避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら障がい者及び高齢者に係る対策を実施する。

- (1) 被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努める。
- (2) 掲示板、広報紙、インターネット通信、ファクシミリ等を活用し、また報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、テレビ放送等を利用することにより、被災した

障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。

- (3) 避難所等において、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、医療用機器等の使用が必要とされる者の非常用電源、紙おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行う。
- (4) 関係業界、関係団体、関係施設を通じて、供給のための協力要請を行う等、当該物資の確保を図る。
- (5) 避難所や在宅における障がい者及び高齢者に対するニーズ調査を行い、介護職員等の派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

第4節 児童に係る対策

1 要保護児童の把握

市は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- (1) 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、県（こども未来班）及び市に対し、通報がなされるような措置を講ずる。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。
- (3) 県及び市は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族に提供する。
- (4) 孤児、遺児等保護を必要とする児童を発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。

また、孤児、遺児については、県における母子父子福祉資金の貸付け、社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続きを行う等、社会生活を営む上での経済的支援を行う。

2 児童のメンタルヘルスケアの確保

市は、被災児童の精神不安定に対応するため、県の協力を求め、必要に応じ、児童相談所においてメンタルヘルスケアを実施する。

3 児童の保護等のための情報伝達

市は、被災者に対し、掲示板、広報紙、報道機関の協力、市ウェブサイト、公式SNS等の活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給情報、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

第5節 外国人に係る対策

1 避難誘導

市は、語学ボランティアの協力を得て、市ウェブサイト、公式SNS、広報車等を活用して、外国語による広報を実施し、外国人に対する避難誘導を行う。

2 安否確認

市は、安否についての相談窓口を設置するとともに、必要に応じて語学ボランティア等の協力を得ながら、住民基本台帳等を活用した外国人の安否確認に努める。

3 情報提供

(1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

市は、避難所や在宅の外国人の生活を支援するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

この場合において、県（生活環境班）は、（公財）福島県国際交流協会と連携して市を支援する。

(2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

市は、外国人への的確な情報伝達のため、テレビ、ラジオ、市ウェブサイト、公式SNS等を活用して、外国語や「やさしい日本語」による情報提供に努める。

4 相談窓口の開設

県（生活環境班）は、（公財）福島県国際交流協会内に災害に関する外国人への相談窓口を開設する。

また、市においても、語学ボランティアの協力を得て、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じるものとする。

第20章 ボランティアとの連携

市内に大きな災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。

このため、防災関係機関等は、ボランティアの協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるようボランティアの有効な活用を図るものとする。

なお、発災後の時間の経過とともに、ボランティアを必要とする活動領域が変化していくことに留意する必要がある。

第1節 ボランティア団体等の受入れ

1 ボランティアの受入れ

大災害が発生した場合、市は、市社会福祉協議会と連携して市民の被災状況の把握に努める。災害対策本部は、災害救援ボランティアによる支援が必要であると認められる場合には、市社会福祉協議会に迅速に災害ボランティアセンターを設置するよう要請する。

なお、市は、共助のボランティア活動と市が実施する救助の調整事務について、災害ボランティアセンターに委託する場合は当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができることに留意する。

2 情報提供

県（生活福祉班）及び市は、ボランティア等を迅速かつ的確に受入れるために、災害対策本部の中にボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、明確にするとともに、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開できるよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

特に、発災直後においては、近隣都道府県・市町村や報道機関の協力を得て、最優先に求められるボランティア活動内容等についての情報提供を行うものとする。

3 活動拠点の提供

市は、災害時において、必要に応じてボランティアの活動拠点となる施設を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

4 ボランティア活動保険の加入促進

県（生活福祉班）、市及び市社会福祉協議会は、ボランティア活動保険への加入について、受入れ時、または広報等を通じてボランティアへ呼びかける。

第2節 災害ボランティアセンターの運営

市社会福祉協議会は、市と連携して各関係機関と連絡を図り、災害ボランティアセンターを運営する。

災害ボランティアセンターの主な業務は、次のとおりとする。

- (1) ボランティアニーズの把握
- (2) 派遣要請等についての連携
- (3) ボランティアの受付、受入
- (4) 活動に関する事前研修
- (5) ボランティア活動情報の集約・管理
- (6) 市災害対策本部との連絡調整
- (7) ボランティア間のネットワークを形成し活動調整を行う支援

第3節 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等の活動内容は、主に次のものが想定される。

なお、組織化されていないボランティアについての受入れに当たっては、ボランティアが居住している市町村が、社会福祉協議会等を窓口として取りまとめ、一定の組織化を行った上、被災地へボランティア派遣の申出を行う、あるいは地域におけるコーディネート機能を有するボランティア団体に窓口を依頼するなど、効率的な活用を図るものとする。

また、県（環境保全班）及び市は、被災地における災害廃棄物の撤去等にボランティアが従事する場合において、石綿を含有する災害廃棄物の発生が想定される被災箇所等に対しては、一般のボランティアによる対応は行わないものとする。

- (1) 災害、安否、生活情報の収集・伝達
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 医療、看護
- (4) 高齢者介護、看護補助、手話通訳、外国人への通訳
- (5) 避難所等の清掃及び防疫
- (6) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) 建築物及び土砂災害危険箇所の応急危険度判定
- (10) 災害廃棄物の撤去、仮置場への搬送及び管理
- (11) 無線による情報収集及び伝達
- (12) 被災ペットの救護活動

第21章 災害救助法の適用等

災害により被害の程度が一定の基準を超える場合、災害救助法の適用について、知事が市町村の区域単位で判断する。

災害救助法が適用された場合、被災者の生命・生活の保護と社会秩序の迅速な安定を図るための対策の実施に伴う財政的・制度的根拠が担保される。

第1節 災害救助法の適用

1 災害救助法の概要

- (1) 本法による救助は、一時的な応急救助であり、災害が一応終わった後のいわゆる災害復旧対策、あるいは生活困窮者に対する生活保護法による保護とは性格を異にする。
- (2) 本法による救助は、個人の基本生活権の保護と全体的な社会秩序の保全が二大目的であり、本法の適用は、災害の規模が個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるときに実施される。
- (3) 本法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、知事が法定受託事務として行うこととされている。
- (4) 救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、知事はその権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長に委任し、市長が行うこととすることができる（法第13条第1項）
- (5) 災害救助の実施機関である知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、次のような広範囲の強制権が与えられている。（法第7条第～第10条）

ア 一定の業種の者を救助に関する業務に従事させる権限（従事命令）

イ 被災者その他近隣の者を救助に関する業務に協力させる権限（協力命令）

ウ 特定の施設を管理し、土地・家屋・物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、または物資を収容する権限（保管命令等）

なお、アまたはイの命令により、救助業務に従事し、または協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合には、災害救助法第12条の規定に基づき、扶助金が支給される。

また、ウの保管命令等により通常生ずべき損失は、同法第9条第2項の規定に基づき、補償しなければならない。

2 災害救助法適用における留意点

- (1) 災害救助法は、住家の被害が一定の基準を超えた場合等に、知事（災害対策本部被災者支援班）が、市町村の区域単位で適用するものであるので、被害状況の把握については、迅速かつ的確に行わなければならない。
- (2) 被害の認定については、災害救助法適用の判断の基礎資料となるのみならず、救助の実施にあたって、その種類・程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるため、適正に行わなければならない。
- (3) 被害の認定は、専門技術的視野に立つて行わなければならない面もあり、第一線機関である市において、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておくことも必要である。

第2節 災害救助法の適用基準

1 適用基準

災害救助法施行令第1条に定める適用基準は、次のとおりである。なお、ここでの「人口」とは、最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。

- (1) 市内の住家が滅失した世帯の数が市の人口に応じ、次の世帯数以上に達した場合。〔施行令第1条第1項第1号〕

市の区域内の人口		住家滅失世帯数
	5,000人未満	30世帯
5,000人以上	15,000人未満	40世帯
15,000人以上	30,000人未満	50世帯
30,000人以上	50,000人未満	60世帯
50,000人以上	100,000人未満	80世帯
100,000人以上	300,000人未満	100世帯
300,000人以上		150世帯

- (2) 県内の被害世帯数が、1,500世帯以上に達し、市内の被害世帯数が市の人口に応じ、次の世帯数以上に達した場合〔施行令第1条第1項第2号〕

市の区域内の人口		住家滅失世帯数
	5,000人未満	15世帯
5,000人以上	15,000人未満	20世帯
15,000人以上	30,000人未満	25世帯
30,000人以上	50,000人未満	30世帯
50,000人以上	100,000人未満	40世帯
100,000人以上	300,000人未満	50世帯
300,000人以上		75世帯

- (3) 県内の被害世帯数が、7,000世帯以上に達し、市内の被害世帯数が多数である場合。〔施行令第1条第1項第3号前段〕

なお、この場合の「多数」については、被害の態様や周囲の状況に応じて、個々に判断すべきものであるが、基準としては市の救護活動に任せられない程度の被害であるか否かによって判断される。

- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災した者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失した場合。〔施行令第1条第1項第3号後段〕

例 ア 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合

イ 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合

- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合。〔施行令第1条第1項第4号〕

ア 災害が発生し、又は発生する恐れのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合であり、具体的には次のような場合であること。

(ア) 火山噴火、有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合

(イ) 船舶の沈没、交通事故、爆発事故等の事故により多数の者が死傷した場合

イ また、災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品等の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊な技術を必要とする場合とは、具体的には次のような場合であること。

(ア) 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合

- (イ) 火山噴火、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
- (ウ) 豪雪により多数の者が危険状態となる場合
 - a 平年に比して短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又はその危険性の増大
 - b 平年、孤立したことのない集落の交通途絶による孤立化
 - c 雪崩れ発生による人命及び住家被害の発生

2 住家滅失世帯の算定と被害の認定基準

- (1) 災害救助法適用基準における「住家滅失世帯数」の算定にあたっては、住家の滅失（全焼・全壊・全流失）した世帯を基準としており、住家が半焼・半壊等著しく損傷した世帯については2世帯をもって1世帯とし、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不可能となった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。
- (2) 被害の認定基準については、資料編のとおりである。
 - * 資料編 資料64参照

3 大規模な災害における速やかな適用

知事は、大規模な洪水、土砂災害、豪雪、地震災害等が発生した場合など、住民の避難が続き継続的に救助を必要なことが明らかな場合は、市から被害の情報が入手できなくても数値基準によらず速やかに1(5)の第4号基準を適用し、救助を行う。

4 災害が発生するおそれ段階の適用〔法第2条第2項〕

知事は、災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第23条の3第2項（同法第24条第2項又は第28条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該本部の所管区域として本県が告示されたとき、当該災害により被害を受けるおそれがある場合には、災害救助法による救助を行うことができる。

第3節 災害救助法の適用手続き

1 市の手続き

災害救助法による救助は、市町村の区域単位で実施されるものであり、市における被害が前記の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるときは、市長は直ちにその旨を知事（災害対策本部被災者支援班）に情報提供しなければならない。

2 県の手続き

- (1) 知事は、災害が発生するおそれがある段階において、広域避難等の大規模な避難、その他の事前避難の実施が必要となり、災害救助法による救助として、避難所の供与を行う必要性が生じた場合は、災害救助法の適用や救助の実施に当たり必要となる避難や救助の実施状況等について、把握できる範囲において速やかに内閣総理大臣に情報提供するものとする。
- (2) 知事は、災害発生直後に、災害発生場所や被害状況、災害救助法適用の見込み及び救助の措置について、把握できる範囲において速やかに内閣総理大臣に情報提供するものとする。
- (3) 知事は、市町村長からの被害情報の情報提供に基づき、災害救助法による救助が必要であると認めた場合は、速やかに市町村長及び県関係部局に同法に基づく救助

の実施について指示するとともに、災害救助法の適用を決定した後に、被害状況や指定市町村名と適用月日時、すでにとった救助措置及び今後の救助措置見込みについて、内閣総理大臣に情報提供するものとする。

- (4) 知事は、応急救助が完了したときは、災害発生日時及び場所、確定した被害状況、災害救助法適用市町村名及び適用月日時、応急救助の実施状況及び救助費概算額等を内閣総理大臣に情報提供するものとする。

3 救助の実施状況の記録及び報告

市は、災害救助法に基づく救助の実施状況を救助実施記録日計票として日ごとに整理記録するとともに、その状況を日報にとりまとめて、県に報告する。この場合、取りまとめた状況はとりあえず電話等により提供し、後日文書による情報提供を行うことで差し支えない。

第4節 災害救助法による救助の内容等

1 救助の種類

救助の種類は次に掲げるとおりであり、「救助の対象」、「費用の限度額」、「期間」等については、福島県災害救助法施行細則別表第1（資料編 資料65参照）のとおりである。なお、費用の限度額等については、毎年度改正が行われる。

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の給与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 医療
- (7) 助産
- (8) 被災者の救出
- (9) 被災した住宅の応急修理
- (10) 生業に必要な資金の給与又は貸与
- (11) 学用品の給与
- (12) 埋葬
- (13) 死体の搜索
- (14) 死体の処理
- (15) 災害によって住宅又はその周辺に運ばれた土石・竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (16) 応急救助のための輸送
- (17) 応急救助のための賃金職員等

なお、災害発生のおそれの段階での救助として国費負担の対象となるのは、上記の内、(1)避難所の設置、(16)応急救助のための輸送、(17)応急救助のための賃金職員等となる。

2 救助費の繰替支弁

災害救助法第30条の規定により、市長が救助費用を繰替支弁したときの交付金の交付については「福島県災害救助費繰替支弁金交付要綱」に基づき行う。

3 迅速な救助の実施

市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救

助実施制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

第22章 被災者生活再建支援法等に基づく支援

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書を速やかに発行するものとする。

また、「被災者生活再建支援法」（以下「支援法」という。）に基づき支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するものとする。

第1節 罹災証明の発行

1 基本方針

被災者の各種支援措置を実施するためには、罹災証明書等が必要となるため、災害発生後早期に罹災証明書等の発行体制を確立するものとする。

市は、あらかじめ被害認定及び罹災証明交付の担当組織を明確にするとともに、迅速かつ適正に事務処理を行うことができるよう組織体制を確立する。

この場合において、被災者の利便を図るため、窓口を設置するとともに、被災者への発行手続き等についての広報に努める。その際、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について説明するものとする。

2 発行所管

発行所を市民部内及び各支所地域振興課に置く。

3 発行手続き

- (1) 被災者の申請により、直接職員が現地を確認するか、被害が軽微な場合は申請者が撮影した被害箇所の写真等による立証資料等により発行する。なお、被害判定については内閣府（防災担当）が公表している「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等を参考に行う。
- (2) 所定の証明書様式により発行する。

4 証明の範囲

住家を基本とするが、住宅の付属物（土蔵などの物置、車庫）、事業所（住宅を兼ねる場合も含む）、その付属物及び畜舎等、罹災証明書（被害判定）を必要とする建築物は全て、申請に応じて罹災証明書を発行するよう努めるものとする。

なお、住家以外の建築物の被害判定方法については、住家の被害判定に準ずるものとする。

5 証明手数料

被害の状況、または災害の規模により免除する。

第2節 被災者台帳の作成

市長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成するよう努めるものとする。

1 被災者台帳に記載する内容

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他市が定める種類の被害の状況

- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 電話番号その他の連絡先
- (9) 世帯の構成
- (10) 罹災証明書の交付の状況
- (11) 台帳情報を市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先（台帳情報を提供した場合には、その提供先と日時）
- (12) 被災者台帳の作成にあたって、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項に規定する個人番号（マイナンバー）を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー）
- (13) その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

2 台帳情報の利用及び提供

- (1) 台帳情報の提供
市長は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。なおこの場合、被災者に係る個人番号（マイナンバー）は含まないものとする。
 - ア 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
 - イ 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
 - ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
- (2) 台帳情報の提供に関し必要な事項
台帳情報の提供を受けようとする者（申請者）は、以下の事項を記載した申請書を台帳情報を保有する市長に提出しなければならない。
 - ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
 - ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
 - エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係る者が含まれる場合にはその使用目的
 - オ 台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項

第3節 被災者生活再建支援法の適用

1 支援法の対象となる自然災害

自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害（法第2条第1号）で、次のいずれかに該当するものとされている。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害（施行令第1条第1号）
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害（施行令第1条第2号）
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害（施行令第1条第3号）
- (4) (1)又は(2)の被害が発生した市町村を含む都道府県で5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万未満に限る。）における自然災害（施行

令第1条第4号)

- (5) (3)又は(4)の都道府県に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万未満に限る。）で、(1)～(3)の区域のいずれかに隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害（施行令第1条第5号）
- (6) (3)又は(4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、5（人口5万未満の市町村にあつては、2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害（施行令第1条第6号）

2 支援法の対象となる世帯

支援法の対象となる被災世帯は下記のとおり。

- (1) 居住する住宅が全壊した世帯（以下「全壊世帯」という。）（法第2条第2号イ）
- (2) 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準じるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（以下「解体世帯」という。）（法第2条第2号ロ）
- (3) 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住する住宅が居住不能となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（以下「長期避難世帯」という。）（法第2条第2号ハ）
- (4) 居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難である世帯（以下「大規模半壊世帯」という。）（法第2条第2号ニ）
- (5) 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（(2)から(4)までに掲げる世帯を除く。以下「中規模半壊」という。）

3 支援法の適用手続き

- (1) 市の被害状況報告
市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、速やかに知事（災害対策本部情報班）に対して報告するものとする。
- (2) 県の被害状況報告及び公示
知事（災害対策本部被災者支援班）は、市町村長からの報告を精査した結果、発生した災害が支援法対象の自然災害に該当するものと認めた場合は、速やかに内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示するものとする。

4 支援金支給の基準

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

- (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	支給額	
	複数世帯	単数世帯
全壊世帯（法第2条第2号イ）	100万円	75万円
解体世帯（法第2条第2号ロ）	100万円	75万円
長期避難世帯（法第2条第2号ハ）	100万円	75万円

住宅の被害程度	支給額	
	複数世帯	単数世帯
大規模半壊世帯（法第2条第2号ニ）	50万円	37.5万円

- (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）
（2の(1)から(4)の世帯）

住宅の再建方法	支給額	
	複数世帯	単数世帯
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 （法第3条第2項第1号）	200万円	150万円
居住する住宅を補修する世帯 （法第3条第2項第2号）	100万円	75万円
居住する住宅を賃借する世帯 （公営住宅を除く）（法第3条第2項第3号）	50万円	37.5万円

- （2の(5)の世帯）

住宅の再建方法	支給額	
	複数世帯	単数世帯
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 （法第3条第5項第1号）	100万円	75万円
居住する住宅を補修する世帯 （法第3条第5項第2号）	50万円	37.5万円
居住する住宅を賃借する世帯 （公営住宅を除く）（法第3条第5項第3号）	25万円	18.75万円

※住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。

5 支給申請書等の提出

- (1) 支給申請手続き等の説明

市は、被災世帯の世帯主に対し、支援制度の内容、支給申請手続き等について説明するものとする。

- (2) 書類の発行

市は、支給申請書に添付する必要がある下記の書類について、被災世帯の世帯主からの申請に基づき発行するものとする。

- ア 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- イ 住宅が全壊、大規模半壊又は中規模半壊の被害を受けたことが確認できる罹災証明書（住宅に半壊、中規模半壊又は大規模半壊の被害を受け、やむを得ず解体した場合も同様）
- ウ 長期避難世帯に該当する旨の証明書面

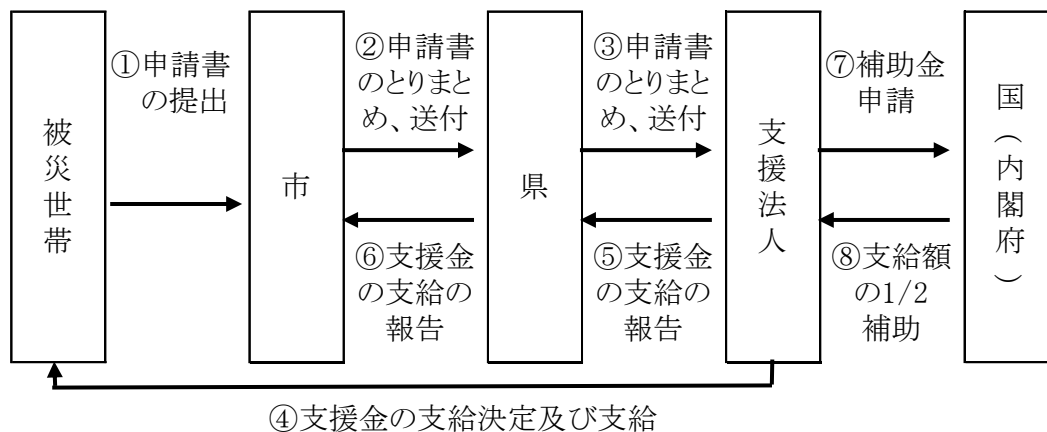
- (3) 市は、被災世帯の世帯主から提出された支給申請書及び添付書類を確認し、速やかに県（災害対策本部被災者支援班・危機管理総室等）に送付するものとする。
また、平時から申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。

県は、市から送付された申請書類等を確認し、速やかに被災者生活再建支援法人に送付するものとする。

(4) 支援金の支給

被災者生活再建支援法人は、支援金の交付を決定したときは、速やかに申請者に対し支援金を支給する。

(5) 支援金支給事務の基本的な流れ



第3部 災害復旧

第1章 施設の復旧対策

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。この計画の策定に当たっては、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分検討して作成するものとする。

なお、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、激甚災害指定基準に該当する場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を、早期に受けられるよう努めるものとする。

第1節 災害復旧事業計画の作成

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

1 復旧事業計画の基本方針

(1) 災害の再発防止

復旧事業計画の樹立にあたっては、被災原因・被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう、関係機関は十分に連絡調整を図り、計画を作成する。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

計画内容については、速やかに効果が上がり、かつ事業期間が短縮するよう、関係機関は十分連絡調整を行う。

＊ 資料編 資料6 3 参照

2 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (11) その他の計画

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

県（関係各部署）又は市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、その費用の全部または一部を、国又は県が負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるため査定計画を策定し、国の災害査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち、特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講ずる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同法施行令、同法施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び査定方針により明らかにされている。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他市が提出する資料及び実施調査に基づき

決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、以下のとおりである。

1 法律に基づき一部負担または補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置

2 激甚災害にかかる財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、市は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速、かつ、円滑に実施できるよう措置するものとする。激甚災害の指定については、第3節に示すとおりである。

なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は、以下のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
 - ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
 - コ 婦人保護施設災害復旧事業
 - サ 感染症指定医療機関の災害復旧事業
 - シ 感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業
 - (ア) 公共施設の区域内の排除事業
 - (イ) 公共的施設区域外の排除事業
 - セ 湛水排除事業
- (2) 農林水産施設災害復旧事業等に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

- キ 森林災害復旧事業に対する補助
- ク 治山施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還等の特例
 - イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子、父子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
 - オ 水防資機材費の補助の特例
 - カ リ災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設、林地被害及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - ク 雇用保険法による求職者給付に関する特例

第3節 激甚災害の指定

1 激甚災害に関する調査

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

2 激甚災害指定の推進

市長は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、知事に対して指定を要請し、市の各部局は事業ごとに県の各部局と連絡の上、指定の促進を図るものとする。

第4節 災害復旧事業の実施

県（関係各部局）及び市、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施し、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講ずるものとする。

復旧事業の事業費が決定され次第速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるように努めるものとする。

第2章 被災者の生活安定

大規模災害時には、多くの人が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そのため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力し、被災者の生活の安定のため緊急措置を講ずるとともに、適切な情報提供に努める。

第1節 災害見舞金等の支給

市は、被災者の自立の助長と援護を図るため、二本松市災害見舞金等の支給に関する要綱の規定に基づき、災害により被害を受けた居住世帯の世帯主に対し災害見舞金等を支給する。

第2節 義援金の配分

市に寄託された義援金は、罹災者に対する義援金の公平かつ効果的な配分を行うため、二本松市災害義援金配分委員会要綱の規定に基づく二本松市災害義援金配分委員会において審議の上、被災者に配分する。

第3節 市営住宅等の一時使用

1 実施機関等

市が管理する公営住宅及び特定公共賃貸住宅（以下、「市営住宅等」という。）の一時使用に関する計画の立案と実施は、市長が行うものとする。

市は、平時においてあらかじめ災害時に一時使用が可能な市営住宅の把握に努めるものとする。

一時使用は、地方自治法第238条の4第7項による目的外使用許可により行う。

2 実施方法等

(1) 一時使用対象者

災害により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

ア 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。

イ 避難指示等により、長期にわたり自らの住居に居住できない者。

ウ これらに準ずる者であること。

(2) 一時使用対象者の選定

ア 市営住宅等の一時使用者の選定については、市長が行うものとする。

イ 公募によらない入居とし、収入基準等の入居資格要件を問わないものとする。

(3) 一時使用の条件

一時使用の条件は、次の事項に留意し定めるものとする。

ア 一時使用の期間

イ 家賃及び敷金の負担者

ウ 電気、ガス、水道並びに共益費の負担者

エ 退去時の修繕義務

その他は、公営住宅法、同法施行令並びに特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、同法施行令及び市の関連条例を準用する。

(4) 一時使用させる住宅の戸数

ア 一時使用させる戸数は、市営住宅等の通常の入居希望者に支障が出ない範囲で

行うものとする。

イ 市は、市営住宅等の提供では住宅が不足する場合に、周辺市町村又は県（建築総室）に公営住宅等の提供を依頼するものとする。

ウ 前項の依頼を受けた場合、周辺市町村は自らの公営住宅等に、県は、被災地内又はその周辺市町村内の県営の公営住宅等に、被災者を受け入れることのできる住宅がある場合は、それぞれの長の承認を受け被災者に提供するものとする。

(5) 正式入居の措置

一時使用を行った者については、市が定める入居資格要件に該当する場合は、必要に応じて、公営住宅法第22条、同政令第5条又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第26条第3項に基づく特定入居として正式入居させることができる。

第4節 職業のあっせん

公共職業安定所長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職へのあっせんを行うものとする。

- (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- (2) 災害により、公共職業安定所に出向くことが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施
- (3) 職業訓練受講指示、職業転換給付金制度の活用等
- (4) 災害救助法が適用され、市長から労務需用があった場合の労働者のあっせん

第5節 雇用保険の失業給付に関する特例措置

公共職業安定所長は、次の措置をとるものとする。

- (1) 証明書による失業の認定
公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出向くことのできない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。
- (2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給
被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給するものとする。

第6節 租税の徴収猶予等の措置

1 基本方針

罹災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税者」という。）に対し、地方税法又は二本松市税条例により、市税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適時適切な措置を講ずるものとする。

2 期限の延長

災害により、納税者が市税に関する法律等に基づく申告、申請その他書類の提出又は納付若しくは納入することが期限までにできないと認めるときは、次により期限の延長を行う。

- (1) 災害が広域にわたる場合においては、市長が法律等に基づき、適用の区域、期限

の延長その他必要事項を指定する。

- (2) 上記に適用する場合を除き、納税者の申告に基づき、市長が期限の延長その他必要事項を指定する。

3 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税者が、市税を一時的に納付し、または納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行う。

4 滞納処分の執行停止

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

5 減免

罹災した納税者に対し、該当する各税目について次により減免を行う。

(1) 個人住民税・固定資産税

災害を受けた日以降に納期の末日の到来するものについて、被災の状況に応じ減免する。

(2) 軽自動車税

その者の所有にかかる原動機付自転車、軽自動車及び二輪の小型自動車について納期限前に甚大な損害を受けたときは、損害の程度に応じ減免する。

第7節 災害弔慰金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律第3条第1項に該当する場合に、二本松市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

1 対象災害

- (1) 市内において、住家が5世帯以上滅失した災害
- (2) 県内において、住家が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- (3) 県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の災害

2 支給限度額

死亡時において、生計を維持していた者の場合500万円、その他の者は250万円を限度として支給する。

第8節 被災者への融資

1 農林業関係

市は、県（農業支援総室、生産流通総室、森林林業総室）に対し、天災により農作物又は経営施設等に被害を受けた農林業者の再生産等に必要な資金を、無利子又は低利で融資する対策をとるよう要請する。

2 商工関係（中小企業への融資）

市は、県（商工労働総室）に対し、天災により事業活動に支障を生じた中小企業等の経営安定に必要とする設備・運転に必要な資金を、低利で融資する対策をとるよう

要請する。

3 住宅関係（住宅金融支援機構による災害復興住宅資金）

市は、県（建築総室）に対し、天災により住宅に被害を受けた住民に対し、住宅金融支援機構から低利で融資を受けるための認定業務及び斡旋を行い、罹災者の住宅再建を支援するよう要請する。

4 福祉関係

(1) 生活福祉資金制度の災害援護資金の貸付

市社会福祉協議会は、被災した低所得世帯（災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯を除く。）に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するために必要な資金を融資するものとする。

(2) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の立て直しに必要な資金を融資するものとする。